

3月23日(月)

出席委員

委員長 鈴木 真澄君
副委員長 鈴木 博君
同 新妻 さえ子君
委員おくの 晋治君
同 くにば 雄大君
同 松本 ときひろ君
同 西村 直子君
同 小芝 新君
同 せお 麻里君
同 松澤 和昌君
同 のだて 稔史君
同 横山 由香理君
同 筒井 ようすけ君
同 田中 さやか君
同 吉田 ゆみこ君
同 湯澤 一貴君
同 高橋 伸明君
同 石田 ちひろ君
同 安藤 たい作君
同 高橋 しんじ君

委員須貝 行宏君
同 つる 伸一郎君
同 あくつ 広王君
同 塚本 よしひろ君
同 芹澤 裕次郎君
同 大倉 たかひろ君
同 木村 けんご君
同 中塚 亮君
同 鈴木 ひろ子君
同 あべ 祐美子君
同 西本 たか子君
同 藤原 正則君
同 こんの 孝子君
同 たけうち 忍君
同 若林 ひろき君
同 本多 健信君
同 石田 秀男君
同 大沢 真一君
同 渡部 茂君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕一君

出席説明員

区長 濱野 健君	健康推進部長（品川区保健所長兼務） 福内 恵子君
副区長 桑村 正敏君	都市環境部長 中村 敏明君
副区長 和氣 正典君	品川区清掃事務所長 工藤 俊一君
企画部長 堀越 明君	防災まちづくり部長 藤田 修一君
企画部財政課長 品川 義輝君	災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務） 曾田 健史君
総務部長 榎本 圭介君	会計管理者 齋藤 信彦君
総務部総務課長 立川 正君	教育育長 中島 豊君
地域振興部長 久保田 善行君	教育委員会事務局教育次長 本城 善之君
文化スポーツ振興部長 安藤 正純君	選挙管理委員会事務局長 秋山 徹君
子ども未来部長 福島 進君	監査委員事務局長 小川 陽子君
福祉部長 伊崎 みゆき君	区議会事務局長 米田 博君

○午前10時00分開会

○鈴木（眞）委員長　　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

審査に先立ちましてご案内申し上げます。

本日の総括質疑は、ケーブルテレビ品川において、3月27日および3月29日に録画放映される予定でございます。

委員ならびに理事者の方々の協力と真摯なご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、本日の予定に入ります。本日は、総括質疑、意見表明、そして表決の順に運営してまいります。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑の運営につきまして若干のご説明をいたします。

総括質疑は、運営方針の説明のとおり、各会派の持ち時間内でお願いいたします。持ち時間の中には答弁時間は含みません。質疑の順序は、品川区議会自民党、自民・無所属・子ども未来、品川区議会公明党、日本共産党品川区議団、品川改革連合、品川・生活者ネットワークの順でございます。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で、振鈴を2回鳴らします。

なお、質問の際は、一問一答形式にならないよう、また、理事者の答弁も簡潔にしていただきますよう、委員会運営に特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

質問者は、委員長より順次ご指名申し上げます。

それでは、総括質疑を行います。最初に、本多健信委員。

○本多委員　　おはようございます。品川区議会自民党の総括質疑を行います。石田委員と担当します。よろしくお願いします。

質問は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済対策についてです。そして、関連しまして、人々の生活について取り上げます。

この国難、世界の危機に直面しております。我々人類一人一人が、国民一人一人が今やるべきことをやり、我慢するときには我慢をして乗り越えて生き抜かなくてはなりません。経済においても、不況に陥りました。品川区におきまして、この新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急経済対策についての考え方、進め方についてお聞かせください。

そして、補正予算について伺います。令和2年度の予算編成の後に、日本では感染が広まりました。中国におきましては昨年より広まったというお話がありますが、おおむね日本全国の自治体では、予算編成後の感染になったかと思います。ここで補正予算についての必要性や考え方について、お聞かせください。

そして、3点目は、基金を活用しての財政的支援についてはどのようなお考えか、考え方、方針についてお聞かせください。

○堀越企画部長　　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急経済対策でございますけれども、区内の急激な感染の広がりということは、今はまだ抑えられているものの、増加傾向にあるということで、それが区内にもさまざま影響を及ぼしているということがございます。

経済対策といったしましては、まずは緊急の資金繰り等、中小企業対策、それから、時期を見て、終息期を迎えた後の経済対策、そして、何よりもそういった意味で、区民、区内企業の皆様の不安を払拭するような、そういう対策が必要であると、基本的な考え方として持ってございます。

それから、補正予算でございますが、ご質問にありましたとおり、この予算特別委員会の間におきま

しても、状況は大きく変化をしておりまして、私どもの当初予算の編成作業の後の状況も大きく動いているということでございますので、さまざま、保健衛生面での対応はもとより、産業振興面ということに關しましても、今、令和2年度の当初予算の補正予算も必要であると考えてございまして、既に準備に着手をいたしまして、しかるべき時期にご提案申し上げるよう、準備を進めているところでございます。

それから、財政調整基金等基金の活用についても、そういう経済対策を打っていく中で、これまで健全財政で培ってきた基金を十分に活用していきたいと、このように考えているところでございます。

○本多委員 速やかに対策を練っていただきたいと思います。国の取り組み、都道府県の取り組みがそれぞれ表明されてきております。国の取り組み、東京都の取り組み、そしてさらに品川区での取り組みという点についてお聞かせください。

そして、2点目は、終息までの間に対する支援についてお聞かせください。クイック、今すぐにやるべきことというところ、先の見えない部分ではありますけれども、今すぐに緊急的にという部分についての考え方や取り組み方をお聞かせください。

それぞれ日に日に、報道を見ておりますと、いろいろな声が浮かんできます。例えば、春の高校野球の甲子園が中止になった、ある出場予定の監督は選手たちに、見えない敵に負けた、また、3月11日の被災地、宮古市の田老地区では、毎年手をつないで黙祷をささげていたけれども、今年は手をつなげないけれども、心でつないでいるのだというような、さまざまなことが頭をよぎりますけれども、終息するまでの間の取り組みについてお聞かせください。

そして、いつかはわかりませんが、終息してからの支援というのが、終息までの間にやるべきことと終息してから速やかにやるべきことと、やはり時期も違うと思いますので、その辺の考え方をお聞かせください。明けない夜はないと言われております。トンネルを抜けてからの支援、終息してからの支援についてお聞かせください。

そして、4点目は、対策の取り組みとしまして、これをやりますあれをやりますという、取り組みが決まってから制度設計にかかる時間というものがどのくらいかかるのか。スピード一に進めていただきたいと思いますが、制度設計の時間についてお聞かせください。

○堀越企画部長 今後の取り組みの進め方についてのご質問でございますが、やはり国や都のさまざまな政策と連携を図りながら、区としての対策を打っていくというふうに考えてございます。

終息までの間に対する緊急の対応といたしましては、保健衛生部門でのいろいろな対応、それから区民の皆様に対する情報提供をはじめといたしまして、産業振興の面につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、やはり何といつても、緊急の資金繰りの対応、これが必要であると考えてございます。それをまずはしっかりと迅速にやっていくというのが、考え方の一つでございます。

それから、今後の期間を少し長く見た対応策でございますが、やはり今後終息した後の、いわゆる経済のV字回復といいますか、そういうことを狙いといたしまして、2段目3段目の経済対策というのも先を見越して考えなくてはいけないと思ってございます。

こういった考え方で申しますと、今後、まだ検討という形になりますけれども、例えば、6月議会ですとか、9月議会等の補正予算のご提案というのも視野に入れながら検討をしていく必要があると思ってございます。

それから、対策の取り組み、制度設計に関してでございますが、迅速に進めるということがまず基本でございますが、リーマンショック時の景気の停滞のときもさまざま対策を打ってございました。そ

といった例も参考に、ある程度あらかじめ先を見越した対応をということで、制度設計につきましても、できるだけ先、先という形で、スピード感を持って対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○本多委員 産業振興、資金繰りという答弁をいただきました。それで進めていただきたいと思うのですけれども、さらに国の取り組みや都の取り組みから、区独自の取り組み、上乗せという部分についてはいかがでしょうか。

また、制度設計にかかる時間は、それぞれいろいろな種類があると思いますけれども、種類によって、その辺の時間のかかるところをまたお聞かせいただきたいと思います。

それと、次の質問は予備費について質問します。

補正予算の予備費について、これは柔軟にできるように、予備費については大きく見たほうがいいと思いますが、その辺についての考え方をお聞かせください。

それと、一般会計の予備費についてです。令和元年度では一般会計1,877億円余でした。令和2年度の一般会計では、案では1,883億円余、いずれも3億円の予備費の計上でした。これまでといいますか、通年とは違った予算計上もこれからは必要かと思いますが、今後についてお聞かせください。

それと、予算執行に当たり、事業の濃淡により目間流用が可能になっており、これまでも目間流用というのをやってきましたが、総務費、民生費、衛生費、産業経済費、土木費、教育費、それぞれの必要に応じての対応についてをお聞かせください。

また、あるいは事業によっては時期を前倒しして取り組むとか、そういった場面も出てくるかと思いますが、前倒ししての取り組みなどについてもお聞かせください。

○堀越企画部長 品川区の上乗せ、制度設計等に関するご質問でございますが、国や都と連携をしてということがまず基本でございますが、ベースになる部分は国や都が行うという部分もございますし、やはり区民や区内事業者の方の生の声を聞いているのが品川区でありますので、そういった上乗せ等についても検討していきたいと思ってございますし、また、さまざまな制度、種類がございますので、それぞれ同様に区民の皆様の声を聞きながらと考えてございます。

例えば、融資などでございますが、国ですとか、限度額が非常に億単位で大きいものもございますけれども、区のメニューといたしましては、小口資金500万円から数千万円程度というものがございます。このように、身近な区でさまざま相談をしていただいて、対応できるようなきめ細かい支援策等についても積極的に検討していきたいと思っているところでございます。

○品川財政課長 予備費の件につきましては、昨今、災害等も多い状況で、今年度も予算3億円のうちほぼ半分ぐらい、台風関係で予備費を費やしているような状況でございます。

また、新型コロナウイルス感染症関係も出まして、当然、この3億円では、来年度、予備費はかなり厳しいと考えております。現在検討中の補正予算の中でも、予備費をまた新たに計上していきたいと、このように考えております。

それから、今後、予算編成するに当たりましての予備費の考え方等ですが、他区の状況なども見まして考えていきたいとは思うのですが、品川区、大分予備費のほうは23区の中では積んでいるほうだと私は考えております。ただ、昨今の災害の発生等、多い状況の中で、こういった観点も含めながら、今後の予算編成に対しての予備費については検討していきたいと考えております。

それから、流用の面につきましては、基本的に流用というのはやむを得ない事情等によりまして、急遽の支出があるときに対応していくというものになっております。前倒し等も含めまして、やはり流用

でやるほうが効率よく執行ができるというような場合については、積極的に対応していきたいと考えております。

○本多委員　　目間流用につきましては、全ての款別の予算で可能性があると思います。総務費においては危機管理、民生費においても、高齢者対応であったり、衛生費、産業経済費でも、もちろん保健所だったり、中小企業対策だったり、全ての款別でもそういう可能性があるかと思います。

それで、予備費につきましては大きく見ていくという答弁をいただきましたけれども、とても大切なことだと思います。その予算規模、どの辺までが可能か。現時点でのところで結構なので、その辺を教えていただきたいと思います。こういうのを進めていくに当たりまして、前例にとらわれない視点というのをどのようにお持ちか。それもお聞かせください。

○品川財政課長　　今後の予備費につきましては、当然、現状想定し得る予算を計上していきたいと考えております。いろいろ見えない状況もある中で、今後どのように活用していくべきかというところも十分に考えながら、予備費は積極的に使っていきたいと、このように考えております。

○本多委員　　予備費、柔軟な対応ができるためにも、ぜひ超大型な予算計上でもいいのではないかと思います。よろしくお願ひします。

次に、安倍首相の発言で、感染の連鎖を断ち切る対策を抜本的に強化とあります。感染するリスクについて、感染患者への予算措置や対応についてはいかがでしょうか。

また、緊急的経済対策について、品川区内、約2万あります中小企業の現状と課題、そして、支援策についてお聞かせください。既に産業振興のところでご答弁はいただいておりますけれども、改めて伺います。

○品川財政課長　　新型コロナウイルス感染拡大防止に向けまして、当然、今、相談窓口等、やってございますが、今後も、現在検討中の補正予算の中では、相談窓口の充実だとか、あと、マスク、それから消毒液、検温器等、まだまだ不足している状態ですので、こういった費用等を計上していきたいと考えております。

それから、感染者の対応につきましては、入院の移送料、それから入院費、それから防護服等、こういったところを予算措置していく必要があると考えてございます。

○久保田地域振興部長　　私からは、中小企業の現状と課題についてお答えいたします。区内の事業所のうち約85%が小規模事業者ということでございまして、こうした小規模事業者は、今回の新型コロナウイルス感染症などにより大きな影響を受けておるところでございます。

また、具体的には、例えば、中国内の工場の操業停止による部品供給網による影響や、また、観光宿泊飲食業のほうでは、キャンセルや、予約がないといったようなことで経営悪化になりつつあるということで、当面の間は、資金繰り対策が喫緊の課題であると認識しているところでございます。

支援策といたしましては、こうした事態が起きましてから、迅速に対応しているところでございまして、具体的には、経営変化対策資金の融資を行う、また、相談窓口を設けるといったことをスピーディーに進めているところでございます。

それと、令和2年度予算のほうでは、プレミアム付商品券の発行も予定しております。また、終息の状況等を見きわめながら、にぎわい創出や中小企業の活力再生に向けた取り組みも積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

○本多委員　　現行までの融資制度なのですけれども、そして、特別貸付制度のより多くの利用について、利便について改めてお聞かせいただきたいと思います。

相談対応ではさまざまな内容の相談になってきているかと思うのです。もちろん経営に関することが主だと思いますけれども、それ以外の専門分野の人的配置ですとか、さまざまな専門的なことに対応する窓口というところではいかがでしょうか。教えてください。

○久保田地域振興部長 まず、融資制度でございますけれども、経営変化対策資金2020、これは500万円の融資限度額でございますけれども、これを創設いたしまして、迅速に進めているところでございます。

また、既存の経営安定化資金等の要件を拡大いたしまして、こちらは規模が2,500万円、3,000万円の融資限度額ということになってございますが、こうしたものとの要件を拡大して、さまざまな需要に対応しているというところでございます。

また、相談の内容につきましては、当然ながら、専門的分野のことに多岐にわたるということでございますので、専門相談員を配置いたしまして、通常3名のところを4名増員いたしまして、現在対応しているところでございます。

1日当たり60件の相談があるということでございまして、こうした急増する相談にも、専門的な相談員を置いて対応してございます。

内容としましては、やはり当面の資金繰り、経営相談、または事業継続のためのテレワーク等の導入などについての相談も寄せられているということでございます。

○本多委員 さらに充実していただくように努力していただいているのが答弁でわかりました。さらに充実を求めます。よろしくお願ひします。

それで、業種別での把握なのですが、区内には商店が約5,000店舗あります。飲食店は約3,000店舗あります。この商店や店舗に対する現状の課題や対応についてお聞かせください。

1例、パン屋の例を挙げます。どの商店も本当にご苦労されて、いろいろと工夫をされているのがよくわかりますけれども、例えば、パン屋でしたら、今まで商品を並べていたのが、なかなか売れづらくなつた。一つ一つの商品を包装して売るなど、皆さんがそれぞれの立場でご苦労や工夫をしていただいているのがよくわかりますが、商店や飲食店に対する課題や対応について、また、支援につきまして、考え方をお聞かせください。

○久保田地域振興部長 飲食店や宿泊業の関係でございますけれども、品川区内には3,000ほどの宿泊業、飲食店を営んで事業者がいるということでございます。こうした方々は、やはり一番影響を受けているということでございます。キャンセルや、予約が入らないといったことで、事業がなかなかうまくいかないといったことをお聞きしているところでございます。

支援といたしましては、やはり当面の資金需要に応えるということが一番大事だと思ってございますので、経営変化対策資金2020等の融資をまずは積極的に行い、また、そうしたものがあるということの周知に努めまして、当面の事業継続ができるような形で、積極的に支援をしていきたいと考えております。

○本多委員 外食産業や飲食店とともに、飲食店への食材提供者のところの課題も着眼をしていただきたいと思います。お店に食材を提供するのだけれども、通常よりも本当に少ない受注になって、届ける。ただ、それをやっても赤字なんだよな、ただ、やらないわけにはいかない。そういうところも課題を持っていただきたいと思います。

次に、国の支援策の一つで、雇用調整助成金、休業中の手当1日最大8,330円、フリーランス4,100円、この手続がかなり複雑化になるようですが、雇用情勢をどう把握しているのかお聞か

せください。

それと、事務対応による経営困難は避けるべき、事務対応への支援が必要かと思います。また、そうした作業をサポート、助けるための各種団体や同業組合への協力などについてお聞かせください。

○久保田地域振興部長 まず、雇用調整助成金等に対する対応として私どもが今考えているものが、雇用情勢については、日々刻々と変化してございますので、経営相談の中で把握するとともに、商業・ものづくり課が中心となって、国の制度の窓口となるハローワークといろいろと今協議をしているところでございます。

やはり今、懸念しているのは、雇用調整助成金の申請の窓口がハローワークということになりますと、窓口に申請する方が集中してくるということ。ただし、ハローワークでは窓口も限られてございます。また、申請の書類がかなり複雑化ということでございまして、書類をそろえる、また、申請に当たって窓口で手続を行うということに対しても、時間がかかるものと考えているところでございます。

それらに対応するため、品川区としましては、社会保険労務士等と連携をいたしまして、申請の窓口、申請のそういったものの相談を受ける、また、申請の書類の作成、または申請代行をするということで、中小企業の負担を軽減するということも今考えているところでございます。

また、同業組合との連携も重要な課題でございまして、正しい情報を区のほうから発信いたしまして、連携をしながら、組合を通じて各事業者のほうに制度の周知等も行っているところでございます。

○本多委員 店舗、外食産業に対する安心について質問します。

店舗を利用する側の、利用者の安心、店舗側の安心についてはどうお考えでしょうか。

また、体温検査について積極的にやって、お店側もお客様もお互いに安心できるというようなことを広めたほうがいいのではないかと思います。

空港など、赤外線で発熱を見分けるサーモグラフィー装置がSARSやMERSの後でやるようになりました。ああいった装置は非常に高価、高いものですので、そうしたものではなく、もっと今、3,000円ぐらいから手軽な簡易的な体温を測る、人が人のおでこに当ててわかるようなものがありますので、そういうものをぜひ予算化していただけないか。例えば、3,000円のものでも、3,000件で900万円、5,000円のものとしても3,000件で1,500万円、こうした予算措置によって購入をして、品川区内の飲食店全てに分けて、ぜひお店側にもお客様側にも、みんなで安心ができるような取り組みについてはいかがでしょうか。

○久保田地域振興部長 サービスを提供する際の前提となるものは安心ということで、これは非常に大事な視点であると、私どもも考えているところでございます。こうした安心をどう確保していくかということ、これは事業者、または品川区商店街連合会ともいろいろと協議していく必要があるかと思ってございます。

また、体温検査につきましても、こうしたことを実際行うとなると、店舗のほうで行うということでございますので、こうしたことにつきましても、品川区商店街連合会等と協議をしながら、また、状況を見きわめながら、必要に応じて調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

○本多委員 もちろん品川区商店街連合会や商店との相談は大事ですけれども、積極的にお願いしたいと思います。

次に、保健所についてです。

保健所が大規模なクラスター対策に専念できる人員と予算については、どのようなお考えでしょうか。

また、名古屋市の事例では、健康観察対象者となっていたにもかかわらず、通勤ピーク時に地下鉄に

乗るなど、市の自宅待機要請が守られないケースがありました。名古屋市で新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防止するための条例が成立しました。私は条例は必要ないと思いますが、自宅待機要請を守ることへの徹底、それと、不要不急の外出を控えるお願ひ、このバランスをどう考えますでしょうか。教えていただきたいと思います。

このお彼岸も、高齢者の方が花屋でお花を買ってお墓参りをする姿を見かけました。よかつたと私はすごく思いますけれども、こういった部分のバランスについていかがお考えでしょうか。

○福内品川区保健所長　　まず、クラスター対策についてですが、感染の流行を早期に終息させるためには、患者の集団、クラスターといいますが、次のクラスターを生み出すことを防止するということが極めて重要です。

厚生労働省の対策推進本部の中に専門家を配置したクラスター対策班が設置されておりまして、国として都道府県等を支援する体制となっております。また、東京都でも、各保健所での患者の発生状況を集約し、リンクがあるか等を分析をされております。

これらに基づきまして、品川区保健所でも、先月、大規模な積極的疫学調査を実施したところです。これらの対応につきましては、保健所の職員に加えまして、全庁的な応援も受け、また、東京都からも医師、保健師の派遣を受け、多くの業務に当たったところでございます。今後も、クラスター対応については、必要時には職員の応援や、東京都の派遣などで確実に対応してまいります。

次に、自宅待機要請や外出のお願いのバランスについてです。現在、感染者の濃厚接触者につきましては、自宅待機をお願いしているところです。ご本人だけではなく、周囲の方に感染をさせ、場合によつては命の危険性のある感染症であるということを理解してもらうことが大切と考えております。

3月14日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されまして、新型コロナウイルス感染症につきましても、国民に甚大な影響があると判断され、緊急事態宣言が出されますと、知事による外出自粛ですか施設の使用制限などがされるような事態になります。

いずれにしましても、多くの人命の危機と社会の混乱を引き起こすような事態を避けるために、一人一人が自覚を持ち、感染拡大防止に努めていただくよう、保健所としても周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○本多委員　　国の動向をしっかりと注視する必要があるのがわかりました。

それで、家庭内感染をどう防いでいくか。これも国や都道府県の動向になるかもしれませんけれども、家庭内感染を防ぐ予算措置だとか、その辺についてはどういうお考えかお聞かせください。

それと、不況により企業の採用内定取り消しが、3月18日時点で13社21人になりました。厚生労働省は、企業向けの助成金を活用するなどして、企業に内定を取り消さないよう改めて呼びかけています。21人の内訳は、3月に卒業する高校生13人、大学生ら8人、業界別では観光客の減少で打撃を受けている宿泊業、飲食サービス業が10人で最も多いようです。

各地のハローワークには、企業からの内定取り消しに関する相談が寄せられていて、これを防ぐため、厚生労働省は雇用調整助成金の要件を特例として緩和し、通常雇用保険の加入期間6か月に満たない新入社員への休業手当は助成の対象にならないが、特例として対象にすることになりました。こういった点を注意深く着眼し、日々の業務に当たっていただきたいと思います。

また、こうした問題点についてどういう認識か、また、品川区も何かできることがあるかなど、その見解を教えてください。

○品川財政課長　　家庭内感染についてでございますけれども、基本的には家庭内感染については、ま

ず、小まめな手洗い、外出先から帰宅時等の手洗い等、それから食事の際の消毒、ドアノブの消毒等、やはりみずからいろいろとやっていただくことが中心になるかと思っております。

予算措置というところでは直接的には難しいところがありますが、こういった家庭内感染を防ぐときのアドバイス体制やコールセンターの体制等は予算等で充実していきたいと。このように考えております。

○本多委員 最後に、生活の変化によりごみ量の変化があるように見受けられます。在宅率が高いせいだと思いますが、ごみ対応、清掃業務について質問します。

事業系ごみについて、一般家庭ごみについて、区の対応する中で、変化や対策の必要性などありましたらお聞かせください。

それと、カラス対策など衛生面についてお聞かせください。状況は違いますが、自然災害による国の災害廃棄物処理予算は66億円、358億円、624億円と、3年連続で大幅に拡大しています。今回のこの事態はいかがでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長 清掃業務への影響につきましてのご質問でございます。

まず、1点目のごみ処理量の変化や傾向についてでございますが、事業系、家庭系、あわせて申し上げますと、2月につきましては、1日平均の日量という部分は変化がございませんでした。ただ、やはりコロナウイルス等の影響により、3月、ごみ量というのが増加傾向にございまして、具体的に数値を申し上げますと、昨年の1日平均の日量が231.52t、今年度が253.92tということでございますので、1日当たり日量で約22t増加してございます。全体としまして約9%増加ということでございます。

現在のところ、収集体制につきましては、通常の収集体制の中で処理をされておりますが、今後につきましては、ごみ量等、十分に把握しながら、適切に収集できるような収集計画を整えて、確実にごみ処理できるような体制を整えてまいりたいと考えてございます。

2点目でございます。カラス対策などの衛生面につきましては、従来から防鳥ネットを集合住宅等に貸し出しております。また、ごみが飛散しないように、マナーの向上を呼びかけているところでございます。

環境省は、感染者が使用したマスクやティッシュ等の呼吸器系の分泌物が付着した廃棄物は、ごみ袋にしっかりと入れて廃棄することで、廃棄物を媒体とした新たな感染をもたらすおそれはないということをございますが、引き続き、私どもといたしましても、ごみ出しの適正な排出を啓発しまして、まちの衛生面の保持に努めてまいりたいと思っているところでございます。

最後になります。国の災害廃棄物処理予算の増加につきましては、やはり近年の国内における災害廃棄物の増加に伴うものと認識してございます。清掃事務所といたしましても、品川区地域防災計画の中におきましても、ごみ処理というのはその役割を担っているところでございます。私どもといたしましても、昨年、台風15号、19号による、災害支援、ごみ支援ということで、千葉県鋸南町や世田谷区、埼玉県東松山市のほうに災害支援の職員を送ったというところでございます。引き続きやはり災害廃棄物の処理に当たりましても万全の体制をとっていくよう、ふだんから準備を進めてまいりたいと考えております。

○本多委員 質問を終わります。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 本多委員に引き続きまして、質問を行います。

新型コロナウイルス感染症から伺います。我々も、適切な新型コロナウイルス感染症対策をとり感染拡大を防ぐことで、区民の生命を守り、安心・安全なまちづくりを目指すことは重要と考えております。しかし、国内消費の落ち込み、外国人の旅行者の減少など、区内の中小企業、商店、飲食店をはじめとする全ての事業者に対し深刻な影響が出ていると考えております。

安倍総理大臣も、現在はあくまで感染拡大の防止が最優先ですが、その後は、日本経済を再び確かな成長軌道へ戻し、皆さんの活気あふれる笑顔を取り戻すため、一気呵成にこれまでにない発想で思い切った措置を講ずるとしております。

既に融資や、先ほど助成金等のお話はありましたが、今こそ区長は、区内事業者や区民全員を救うなどという覚悟を持って、堂々と活力を取り戻すための予算を計上し、準備を進め、迅速かつ的確に実施することが必要と考えております。

そのため、何点か具体的に強く要望し、質問いたします。

1点目は、活気あふれる商店街のにぎわいを取り戻すため、プレミアム付区内共通商品券、現在予定されている春、4億円を5億円に拡大するべきと考えます。

2点目は、区長も品川の代表的な観光拠点として屋形船を位置づけ、「わ！しながわ巡り」でも紹介がされております。屋形船で改めて海から見る品川の魅力再発見と銘打ち、1人3,000円を支援し、1万人キャンペーンを行うべきと考えます。

3点目は、各種のイベントは中止となっております。区民が明るく交流できる、町会、商店街、各種団体が行うイベント支援を、10分の10で限度額50万円で行うべきと考えます。これは平成24年にオリンピック・パラリンピックの機運醸成の際も行われていると思っております。

4点目は、現在、外出自粛などをされている高齢者の方々に、とりあえず配食とか、今やれることはそうでありますけれども、今後、高齢者の方々に1人5,000円規模で応援券を配布し、外出支援を行うべきと思っております。これは約5億円ぐらいかかると思っておりますが、それにお考えをお聞かせください。

○久保田地域振興部長　　まず初めに、プレミアム付区内共通商品券についてでございますけれども、令和2年度は、春に4億円、秋に4億円という予定で考えてございましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しているところを踏まえまして、こうしたものにつきましても組みかえが必要ではないかという認識をしているところでございます。こうしたことを踏まえまして、区内共通商品券の増額分につきましては、組みかえ等につきまして考えていきたいと考えているところでございます。

次に、町会、商店街等へのイベント助成についてでございますけれども、既存の助成制度の中でも、10分の10でそれぞれ、例えば、町会が行う事業等についての助成等もございます。こうしたものを活用していただくということもございますけれども、今後、この感染の終息が見えてきた段階で、そういったものが必要かどうかということについても考えていかなければならないと認識しているところでございますので、今後の状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○安藤文化スポーツ振興部長　　私からは、2点目の水辺における屋形船への支援についてご答弁申し上げます。

品川の都市観光の中でも、品川区の水辺については、非常に重要な観光資源として位置づけ、これまで、区は当然ですけれども、地域の観光事業者ならびに観光団体の皆さんと品川区観光振興協議会の皆様で、水辺の活性化については取り組んでまいりました。

目黒川の桜であったり、観光舟運については重要なコンテンツでございます。その中で、委員ご提案のキャンペーンをはじめ、そういうものを踏まえて、何ができるかを検討させていただきたいと思います。

○伊崎福祉部長 私からは、4点目の高齢者への支援についてお答えいたします。

まず、現状の支援としましては、高齢者の方が外出を控えることによりまして、家に閉じこもりがちになるというところで、心身機能への影響が懸念されています。これにつきまして、区では、専門機関が作成した高齢者向けの情報、自宅で取り組めるストレスへの対処や交流方法や運動身体活動、食や栄養に関する注意点に関する情報をホームページに載せるとともに、高齢者クラブに配布をして皆様にご注意をいただくとともに、安全にできる外出の仕方を考えていただきたいと思っております。また、これについては広報等にも載せていく予定です。

しかしながら、やはり外出するのが不安だという方、ご自宅への配食サービスと今ご提案ございましたが、そういったことにつきましては、在宅サービスセンターで行っているものということではなく、今、民間の宅配サービスも充実しておりますので、こういったことをご紹介できるような体制をとっていきたいと考えております。

なお、先日の専門家会議の報告書にもありましたように、今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大についてまだ予断は許さない状況でございますので、外出支援につきましては、国の動向あるいは支援等を見きわめて、区として外出支援をどうしていくべきか検討して、準備を進めていきたいと考えております。

○石田（秀）委員 それぞれありがとうございます。先ほど安倍総理大臣の話もしましたが、私も言いましたが、今は安心・安全、感染拡大、その後の準備を迅速に進めるということで今質問しておるつもりであります。

そこで、今、いろいろなご答弁をいただいたわけでありますけれども、納税者の皆様、あえて納税者と言います。納税者の皆様も、今自分たちが住んでいる国、地域がよくなるため、相互扶助の精神で納税をしてくれているのだと思っております。相互扶助はいろいろな考え方がありますが、強い者が弱い者を助ける精神と理解しております。現在は納税している個人事業者が大変な状況になっているということであります。そうなってくると、さまざま今まで納税をしてきた方、その方を、アメリカ的に言うとタックスペイヤーですが、日本は納税者とあえて言いますが、ここら辺も、アメリカ型はタックスペイヤーというのは、自分がタックスを払っているのだからそれなりにサービスを、だけど、日本の場合は、納税をして相互扶助の精神があって、どちらかというと、あえてそういう言葉を使いますが、サイレントマジョリティーと言われる、静かな大衆、物言わぬ多数派の人たちがいるわけでありますけれども、今、その人たちが非常に困っているわけであります。

その中で、先ほども基金を活用していくという話がありましたが、こういうときだからこそ私は区長が強い発言をしていく。先ほども少し言いましたが、区民の皆さんを守っていくのだ、こういう発言がこういうときには必ず必要だと思っておりまして、その部分について区長から発言があればありがたいと思っております。

○濱野区長 私ども品川区には、いわゆる財政調整のための基金というのがございます。特定目的の基金というのは、その目的のために使う基金ということでありますけれども、財政調整にかかる基金というのは、さまざまな要因によって財政出動が必要であるというときのためだと。あるいは、そのために蓄えておくという性質のものだと思っております。

そういう意味では、そうした基金を活用すべきときにはしっかりと活用して、区内の産業、あるいは区内の商店、そうしたところの活性化に必要な資金を動かしていくということは大事なことだと思っておりまして、いろいろと検討しながら、有効な使い方をしていきたいと思っているところでございます。

これからもそうした心構えで仕事をしていきたいと思っております。

○石田（秀）委員　　ぜひ区長からもありましたように、わかりやすく、今4点、例えばプレミアム付商品券、それから高齢者、屋形船、またイベント等、支援をしていく。これは1例、4つを取り上げさせていただきましたけれども、これ以外にも、国は国でやること、東京都も東京都でやってくるだろう。だけれども、区長の強いリーダーシップがあって、それに、区民のために上乗せをしていくのだ、これがやはり品川区にとって今求められていると思っています。

私も、品川区が今これだけ基金が1,000億円あっても、それはそれでいいと思っております。だけれども、こういうときだからこそ、区民の皆さんにそのお金を使っていくのだ、それをわかりやすく区民の方に見せていく、これが必要だと思っておりますので、ぜひその点はお願ひしておきたいと思います。新型コロナウイルス感染症関係はこれで終了させていただきたいと思います。

次に、品川区のコミュニティバスの導入についてお伺いしたいと思います。

これまで評価項目と評価指標をきめ細かく設定をされて、点数方式での評価で、一目で理解できる結果であり、高く評価をしております。

その後、各地域での説明会も行われ、3月17日、第3回品川区地域交通検討会で、大崎、大井、荏原の3つの候補ルート案が提出されました。これから試行運行開始まで、候補ルートを対象にプロポーザルを実施し、候補ルートを絞り込むとしていますが、このプロポーザルをやる前、各候補ルートの地域の皆様にもちろん説明をして、意見を聞く会を設けると思いますが、その点をお伺いさせていただきたいと思います。

また、これは3つ候補案が出たわけありますけれども、感覚として、運行事業者がプロポーザルに参加してもらえると思っている見込み等もお聞かせいただきたいと思っております。

それから、これで決まった後、試行運行開始後ですが、事業管理、事業評価は品川区地域公共交通基本方針で、コミュニティバス導入地域における交通利便性の向上、一定以上の利用者が見込める導入効果の高い地域を運行すると位置づけております。私はこれは大切なことだと思っておりますので、この方針に沿った評価指標の基準がこれから必ず必要になってくるのだろうと思っておりまして、この基準づくり、どのように行っていこうと考えているのかもお聞かせ願いたいと思っております。

特にその中の評価指標の収支率とか、何年経ってもその評価指標の収支率が合わないといったときには、これはもちろん廃止というのも書いてありますけれども、そこら辺の考え方もどのようにしていくか、ここら辺のところをお聞かせください。

○中村都市環境部長　　コミュニティバスにつきまして、各候補ルート地域への説明と意見を伺う会を行っていきたいと考えてございます。

これまでバス導入の検討に当たりましては、各地域へ検討結果を説明してきたところでございます。また、公共施設の分布ですか、あるいは商業施設の分布、また、駅やバス路線の状況、こういった地域の特性を例にいたしまして、候補路線の設定の考え方についても説明をしてきたところでございます。引き続きさまざまな説明を継続してまいりたいと考えております。

また、プロポーザルの参加についてでございますが、バス事業者にプロポーザルで提案をいただくための前提条件をこれから検討してまいります。提案をいただくに当たりましては、一定の提案をいただ

くための基準が必要だと考えておりますけれども、また、利用のしやすさなどの、バス事業者のアイデアが出しやすいような、そのような条件で検討していきたいと考えております。

それから、試行運行開始後の事業の評価についてでございますが、運行に際しましてあらかじめ決めておくべきものと考えておりますけれども、交通利便性の向上や利用者数といった基本的なこと、それから、もう一つ重要な収支率につきましても、プロポーザルにおいてバス事業者ごとの提案を適切に見きわめてまいりたいと考えております。

また、運行後の実際の収支率と運行の継続の判断についてでございますけれども、これもあらかじめ決めておくことが必要と考えております。廃止の考え方についても検討していきたいと思っております。

また、利益が出た場合などについては、行政の公共交通に対するスタンスといたしましては、最終的には他の路線バスと同じように、公共交通事業者に委ねるというところが望ましいと考えております。こういったさまざまな変更などがある際には、その際、事業者と十分協議を行っていきたいと。このように考えております。

○石田（秀）委員　　ありがとうございます。そうなってくると、事業者も決まって、いろいろ収支率も決めて試行運行されることだろうと思っておりますが、その後の判断をするとき、これは地域交通検討会で判断を行うのかということも改めてお聞かせいただきたいと思いますが、また、地域とどのように連携を図っていくのか、どこまで考えていくのか。試行運行が始まれば、必ず廃止等、収支率の話とか、必ず出てきたときに、どこまで連携を図っていくのか、これも明確にある程度しておいたほうがいいと思っております。

そうなってくると、なぜこういうことを言うかというと、試行運行が始まるとき、どうしても永続されるのだろうという考え方になってしまいます。そうなると、素案にもこれはもちろん書いてありますけれども、毎年度1億円を超える負担をしても継続するべきだという議論になりかねないと私は思っておりますので、そこら辺も、地域の方々とどのようにきちんとしっかりと話をしていくか、それが必要だと思っております。

そうなってくると、この収支比率の基準、これは今決められないのだろうと思っておりますが、私はやはり8割程度は必ず必要なのだろうと思っております。そこら辺のところも地域にどのように話して、どのように一緒にやっていけるか、改めてその点をお聞かせいただきたいと思います。

○中村都市環境部長　　この収支率と事業の継続につきましては、非常に難しいと考えておりますけれども、まず、赤字が続いた場合の廃止、あるいは黒字の場合ではバス事業者に委ねるような、こういったことにつきましては、これは地域交通検討会、専門の有識者や地域の方々の意見を聞いて、また、地域の方々への説明や意見を伺う機会を求めて、そして最終的に決定していくという、こういったプロセスで行っていきたいと考えております。

また、地域の連携でございますけれども、これはいろいろな考え方ございます。現在は導入に当たっての路線の設定の考え方をまとめているところですが、連携についてもこれから考えていきたいと考えております。

また、身近な連携の仕方としては、バスのネーミングなどといったところもあると思います。また、バスの利用者に、商店街や企業の利用割引ですとか、あと、バスの車両のラッピングなどによるPR、こういったものも連携の一つかと考えております。さまざまアイデアはあると思いますけれども、これは運行前あるいは運行後もいろいろ工夫して考えていきたいと思っております。

○石田（秀）委員　　ぜひこのコミュニティバスについては、先ほど利益の話も出ましたが、なかなか

難しいのだろうけれども、江戸川みたいに利益が出たら路線バス化していく。これもこういうことが一番望ましい方法だと思っておりますけれども、先ほども言いましたように、毎年1億円以上のお金がかかる。こういう自治体もあるのは私も知っておりますけれども、ここら辺のところは私は選択肢に入るべきではないと思っております。そういう意味でも、やはり地域の方々との連携、協力、こういうことが非常に大切だと思っておりますので、品川区もぜひその点は踏まえながら取り組んでいただければと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、次に、スポーツのまちづくりについて伺います。

平成20年4月、議員提案によりまして、品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例が施行されました。そして、品川区文化芸術・スポーツの振興ビジョンが平成22年に策定をされました。区民一人一人が文化芸術・スポーツに何らかの形で親しみ、楽しみ、集い、つながり、会話が生まれていく活動を伸ばし、活性化していく方向性が大切だと、この中でも示されております。

3つの理念に基づき、7つの目標と施策の方向性が示されております。この7つの目標と方向性は、都市経営や観光、まちづくり、福祉、環境、教育などの分野とも連携を図ることで、総合的な展開が期待されていると思っております。

キーワードは幾つかありますが、その中で、今、振興計画が令和2年度に策定される予定とされています。まず、この10年間の評価と課題、そして、今後策定されます推進計画、これに理念、目標、どのような考え方でこれを進めていかれようとしているのか、それをお伺いをしたいと思います。

○安藤文化スポーツ振興部長　　スポーツのまちづくりについてご質問いただきました。

まず、今、委員がご説明されました、平成20年には議員提案によるまちづくり条例ができています。こここの前文には、根本的なスポーツの基本理念が示され、そして、各条項には、区の行政の役割、また、区、団体等の役割が明確に示されています。それを受けまして、平成22年には文化芸術・スポーツ振興ビジョンというものを策定いたしました。

そこの中で種々いろいろ目標を掲げましたけれども、中でもまちづくりについてという切り口を申しますと、今、その中では、地域の中で地域の皆さんのが自主的にスポーツ活動を行っていく、地域スポーツクラブというものをつくってまいりました。スポーツ振興ビジョンにも明確に記載してございます。また、長期基本計画にも計画事業として位置づけました。それは平成20年から品川区全域につくつていこうという計画をもってやってきましたけれども、この3月に品川区全域を地域スポーツクラブの網がかかるような形で設立がされました。その地域スポーツクラブは、地域による、地域の皆さんのが、地域のためのスポーツを振興していくこうというものでございます。そういうものを地域の4か所につくつてまいりました。

そして、当初も課題でございました、区民の身近な場所で障害や年齢に関係なく誰もがスポーツに親しめる社会をつくるていこうというものを掲げてございます。そういうものも展開して、中には、今、ある地区ではグラウンド・ゴルフだとかボッチャなどを通じて、障害のある方ない方も、交流をしていきながらやりつつあります。

そのような中で、理念としては、普遍とは申しませんけれども、文化・スポーツまちづくり条例の精神にのっとって、これを基本の理念として方向性をいただいて、そして、課題として、今言いました、障害者の方と健常者の方が一緒になってスポーツに親しめるものが地域の中にできつつある、これを速やかに生活の中で取り入れていくようなものをこの10年間でもっと深く考えていただきたい、実践していきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員 どうしてスポーツを取り上げたかといいますと、我々も条例をつくさせていただいて、その中で、スポーツは今、非常に注目をされている部分があると思っております。こういうときだからこそ、というのもあります。地域社会が今、日本の中で、非常に先が不透明な時代だということだと思っております。その中で、救世主のように脚光を浴びているというのもスポーツだと思っております。

例えば、2019年のラグビーワールドカップ、オリンピックはどうなるかわかりませんが、今年のオリンピック、あと、ワールドマスターズゲームズも来年度というような、こういうスポーツを活かした地域活性化、これは関連産業の振興に火をつけているということがあって、V字回復にもつながるのだろうと思っております。

こうなってくると、やはり高い集客力を持つ施設がない。これをどうしていこうか。これも大切なことになってくるのだろう。ただ、その成果をどのような形でとるのか、これも必要かと思っております。また、あと、連携してくれる人たちや企業、こういう人たちも見つけなければならないということがあります。もちろん庁舎、ここの計画もありますけれども、武道館というのかアリーナというのも話はありますけれども、こういうことも、その中の集客力をどのようにしていくかと。私は、マディソン・スクエア・ガーデンをつくればいいというのが念願の思いであります。細かいことは言いません。どういうのがマディソン・スクエア・ガーデンだという細かいことは言いませんが、こういう念願の思いもありますけれども、部長も、昭和57年に住民スポーツの振興と地域スポーツクラブの活動についてというレポートを共立大学の先生と出されたのも読ませていただきましたけれども、地域スポーツクラブも非常に必要な部分だと思っております。そういう意味で、今後、こういうV字回復も含めて、スポーツ施設、こういうことの企業と連携、それからこういう集客力、こうすることも含めた考え方を改めてお聞かせ願いたいと思います。

○安藤文化スポーツ振興部長 委員のおっしゃるスポーツの持つ力と申しましょうか、スポーツが与える影響と申しましょうか、そういうものが好循環として地域に活力を与えて原動力となるような方策と申しましょうか、そういうもののご質問だと思いますけれども、委員ご承知のとおり、スポーツについては、いろいろな力とか可能性だとか、そういうものを描いてございます。今、オリンピックが間近に迫る中で、これまでも、開催が決定してから私どもは機運醸成事業をかなり展開してまいりました。年を追うごとにスポーツが盛り上がってき、ブラインドサッカーのワールドグランプリもそうですが、非常に盛り上がっているのは確かでございます。

特にスポーツは、人と人との交流、または地域と地域の交流、そういうものを促進して、また、する者や応援する者などの、地域の一体感とか、にぎわいを創出する非常に効果があるものだと考えています。また、地域の活力を集めていく、まちづくりの原動力になると私は認識しております。

そういうことから、このオリンピック、どうなるかわからんけれども、機運醸成が高まってまいりました。そういうものも、企業の皆様、地域関係団体の皆様とともに盛り上げてきました。これをレガシーとして引き続き実践をしていきたいと考えています。

また、先ほど委員がおっしゃった中で、現在、品川区スポーツ推進計画というものを策定中でございます。障害者スポーツを含めたスポーツ施策を一体的に推進していくことや、スポーツを通じた地域の活性化、スポーツの持つ力を活かした振興計画にして、東京2020大会のレガシーを残していきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員 ぜひよろしくお願いします。スポーツには、する、見る、支える、楽しみ、集い

支える、おせっかいなど、非常にいろいろな形で波及効果もあると思っておりますし、子どもたちの育成にも、青少年健全育成にもスポーツはいいと私は思っておりますので、ぜひ力強く推進をしていただければと思っております。

以上で、我々品川区議会自民党の総括質疑を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長 以上で、石田秀男委員の質疑を終わります。

次に、鈴木博副委員長。

○鈴木（博）副委員長 自民・無所属・子ども未来を代表して、前半は私鈴木博、後半は大倉たかひろ委員が総括質疑を行います。よろしくお願ひいたします。

本日は、現在も流行が続く新型コロナウイルス感染症についてお伺いいたします。

2019年12月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、わずか3か月の間に瞬くうちに世界中に広がり、3月20日現在、世界で120の国と地域、20万人が感染し、8,700人が死亡している、歴史的なパンデミックとなっています。我が国でも、3月20日現在で、クルーズ船感染者を除いても950人が感染し、33名の方がお亡くなりになっています。

まず、新型コロナウイルス感染症の発生の経過についてご説明をお願いします。

○福内健康推進部長 昨年12月、中国湖北省武漢市に居住する者を中心に、肺炎症状の方々の存在が確認され、日本でも1月28日に武漢市に滞在歴のない患者が発症しております。国内の感染者数は、現在のところ1,100名を超えており、また、世界中でも、感染者数、また、死亡者数も日々増加するといったような状況でございます。いまだ感染源についてはわからないという状況です。

○鈴木（博）副委員長 私のデータは3月20日だったので、今の部長のお話のように、刻一刻と患者数も死亡者も増えているのが現状です。ご説明ありがとうございます。

武漢市の海鮮市場から始まったとされる新型コロナウイルス感染症は、武漢市の全面閉鎖などという強力な対策にもかかわらず、初動の遅れから、武漢市に封じ込めることに失敗し、あっという間に武漢から中国全土に、中国から全世界に広がりました。

1月30日、世界保健機関（WHO）は、公衆衛生上の緊急事態を宣言しましたが、その後も感染は爆発的に拡大し、ついに3月11日、パンデミック宣言に至ったのは周知のとおりでございます。WHOは2月11日に、今回の新型コロナウイルス感染症をCOV ID-19と名づけました。また、この原因ウイルスを国際ウイルス分類委員会は、SARS-CoV-2と命名しました。ちなみに、我が国では2020年2月1日に施行された感染症法上の名称は、新型コロナウイルス感染症となっています。

もともとヒトの風邪の15%は4種類のヒトコロナウイルスが原因でしたが、2002年にコウモリのコロナウイルスが、2012年にはラクダのコロナウイルスがヒトに病原性を獲得し感染するようになり、SARS（重症急性呼吸器症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）を起こしました。

スライド1をお願いします。新たに人に感染するようになったSARS-CoV-2ですが、今お示した家系図を見てわかるように、ベータコロナウイルス属のSarbecovirus亜属という仲間で、SARSコロナウイルスと非常に近い関係があり、そのためにSARS-CoV-2と名づけられたようです。

今までに明らかになった新型コロナウイルス感染症とはどのような病気か、ご説明をお願いいたします。

○福内健康推進部長 新型コロナウイルス感染症ですが、人から人に飛沫や接触により感染が拡大し、潜伏期はおおむね5日から6日、可能性があるのは1日から12.5日と言われております。

ウイルスは喉のあたりの上気道と肺の下気道、両方で増殖されると考えられておりまして、主たる症状は、発熱、せき、たんなどの呼吸器症状や倦怠感で、一部の患者には肺炎の所見が見られます。高齢者や基礎疾患のある方が重症化しやすいということでございます。

また、症状の激しいときに周りの方への感染の可能性が高くなりますけれども、症状が軽い、または無症状の方からも感染の可能性もあるとされておりまして、まだ不明な部分も多い状況です。

○鈴木（博）副委員長 今ご説明があつたように、新型コロナウイルス感染症は、潜伏期が平均5日、最大で14日と言われております。感染の経路は、せき、たんの飛沫による飛沫感染と、たん、鼻水などにさわってうつる接触感染が主です。感染力は、1人から2.6人と、ほぼインフルエンザウイルス並みです。ただし、バスや屋形船など、換気の悪い閉鎖空間では異常に感染力が高まるようです。また、我が国の検討では、感染を広げているのは感染者の2割のみで、8割の人は他の人にはうつしてはいませんでした。

新型コロナウイルス感染症は、インフルエンザ感染症と異なり、子どもには少なく、老人、慢性の病気を持つ方に患者が集中しているのが特徴です。死亡率は0.3%ぐらいと推定されていますが、中国武漢市やイタリアのロンバルディア地方などのように、医療崩壊を起こしているところでは異常に死亡者が増えています。

スライド2をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症（C O V I D – 1 9）診療の手引から図を2点、引用しました。まず、典型的な新型コロナウイルス感染症の経過図を供覧いたします。症状は、まず、発熱、せき、喉の痛みや頭痛、全身の倦怠感などが起ります。鼻水、下痢は少ないようです。普通の風邪ならば2、3日で快方に向かいますが、新型コロナウイルス感染症では、1週間ぐらいだらだらと症状が続き、異様なだるさが続くことが特徴とされています。ただし、この時期は風邪と区別はつきません。そもそも風邪の15%が、別紙のヒトコロナウイルスが原因だからです。

1週間ぐらいで8割の人は症状はおさまりますが、2割の方は1週間を過ぎたあたりからせきがひどくなり、胸が苦しくなり、肺炎となっていきます。さらにその一部が、重い肺炎に進展します。

スライド3をお願いいたします。図に示したように、同資料の年齢別死亡率です。中国CDC（中国疾病対策予防センター）の発表した4万4,672人のデータによれば、0歳から9歳の子どもでは死亡率が0%であったのに対し、年齢が上がるにつれて死亡率が高くなり、80歳以上では14.8%の方が死亡しています。また、慢性の病気を持つ方では、死亡率はやはり高くなっているようです。

この新型コロナウイルス感染症の診断と治療について、ご説明をお願いします。

○福内健康推進部長 新型コロナウイルス感染症は、症状や接触の状況などから、医師が感染を疑う患者について、咽頭または鼻腔拭い液をPCR検査し、陽性の場合、感染者と診断されます。治療は、現時点で発熱やせき、たんなどの症状を抑えるための対症療法のみでございまして、治療法については、現在さまざまな既存の治療薬を試みるなど、開発途上でございます。

○鈴木（博）副委員長 ご説明ありがとうございました。

S A R S – C o V – 2 の検出は、現在、PCR法で行われています。2019年10月28日、品川区議会厚生委員会は兵庫県立健康科学研究所を行政視察し、この施設でのPCR検査を実際に見学し、説明を受けました。ちなみに、この施設は現在、西日本でS A R S – C o V – 2 のPCR検査の中心施設となっています。

PCRはPolymerase Chain Reactionの略で、細胞に特徴的な遺伝子の部分を探し出して、この部分を特殊な機械を使って增幅して検出する検査方法です。S A R S – C o V – 2 しか持っていない遺伝子

の部分を増やして検出するため、陽性になれば、高い頻度でSARS-CoV-2が感染している証拠にはなりますが、検出率が低いのが欠点です。しかも、PCR検査は多くの時間と労力を要します。PCRの感度は、残念ながら、よく見て70%ぐらいです。すなわち、10人の患者がいるとすると、3人は本当は感染しているのに、検査上、陰性の結果が出るのです。本当は病気なのに陰性と判定された人が、自分は病気ではないというお墨つきをもらったものと勘違いして、感染を広げて歩くという危険があるのです。今のPCR検査は、たとえ検査結果が陰性であったとしても、新型コロナウイルス感染症にかかっていないという証拠には全くななりません。ダイヤモンド・プリンセスでも、一度PCRが陰性だった人が何回も調べてやっと陽性になったというのは、この検査法の感度の問題だからなのです。また、現在、PCR検査は3月6日から保険適用となり、接触者・帰国者外来において診察する医師の判断で自由に行えることになりました。国や保健所が検査を制約、制限しているということはありません。

現在、日本の指導的な感染症の専門家である沖縄県立中部病院の高山義浩医師は、次のように述べています。以下、引用です。

検査を乱用することや、結果を過信することにも反対です。特に無症候の人には検査すべきではありません。臨床医なら誰でも知っていることですが、ほとんどの臨床検査は診断における補助的な役割しかありません。感度の低い状況で使用することは、判断を誤らせるリスクがあるため、躊躇します。だからこそ、私たち医師は、問診をして、診察をして、状態に応じた検査法を選択しているのです。これからも、検査の適用は医師の判断に委ねられるべきです。それ以上に検査しろだとか、希望者には全例だとか、余計なことは言わないでください。不必要的患者さんにまで検査や治療を行わないということは、新型コロナウイルスに限らず、皆保険制度の基本ルールなのです。医師の先生方におかれましても、今後とも検査の適用について適切に判断いただければと思います。

以上、引用を終わります。私も含めて、日本の感染症治療に実際にかかわる医師のほとんどはこのように考えているのです。

新型コロナウイルス感染症には、特別な治療法はありません。もともと80%の人が自然に回復するため、治療は必要ありません。安静にして自然に回復するのを待つのが最良の方法です。幾つかの治療薬がマスコミをにぎわしていますが、これらの治療薬はあくまでも重症の患者に救命のために試験的に投与されているのが現状です。核酸アナログ製剤のレムデシビル、エイズ治療薬のカレトラ、インフルエンザ治療薬だったアビガン、気管支ぜんそく吸入薬のオルベスコ、抗マラリア薬のクロロキンなどの使用が現在検討されていますが、これらは、効果、副作用などはこれから臨床検討されていく予定で、現在誰でも使えるわけではありません。また、呼吸状態が極端に悪化したときは、非侵襲的陽圧人工換気や気管挿管による人工換気、人工肺による体外循環装置であるECMOなどの最高レベルの治療が行われますが、実施できる施設に限りがあり、どこでも受けられるわけではありません。これらの貴重な我が国の医療的資源が、必要なときに必要とされる患者さんにスムーズに提供できる体制の構築が今現在進められているのです。

以上の質疑を踏まえまして、区の施策についてお伺いしていきます。

まず、第1に、高齢者施設についての対策についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の大きな特徴は、若年者は軽症で済むものの、高齢者の死亡が多い点です。したがって、新型コロナウイルス感染症の最重要の施策は、リスクの高い高齢者をいかに新型コロナウイルス感染症から守るかということになります。中国でもイタリアでも、高齢者が大量に死亡していま

す。我が国でも、高齢者施設での集団感染、クラスターの報告が相次いでいます。名古屋市のデイサービス施設では63人が感染し、12名が亡くなっています。また、伊丹市の介護施設でも、利用者と職員25人の感染が報告されています。

以下、3点お伺いいたします。

1、高齢者施設内に新型コロナウイルスを持ち込ませない、施設内で流行させない、徹底した感染予防の取り組みは、品川区では現在どのように行われているのでしょうか。

2、新型コロナウイルス感染症の流行は、現在、蔓延期に入ってきました。そのため、入院して集中治療が行われ、回復期に入った高齢の患者さんは、急性期のベッドをあけるため、速やかに施設に引き取る体制が今後必要になっていくものと思われます。これについては、現在どのような検討が行われているのでしょうか。

3、万が一新型コロナウイルス感染症が発生し、デイサービスを閉鎖した場合の在宅介護の支援方法は、現在どのように検討されているのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○伊崎福祉部長 1点目の高齢者福祉施設における感染予防でございます。現在、ご利用者の家族の方に対して面会を中止しております、施設外からのウイルスの感染の可能性を極力断つているというところでございます。

職員につきましては、手洗い、アルコール消毒、マスクの使用、各部屋の定期的な換気を徹底しております。

また、施設でのイベントは中止、会議等は必要最小限にとどめ、実施する場合は必要最少人数、短時間、座席間隔を十分に保つなど、感染管理に努めていただいております。

2点目の受け入れ体制でございますけれども、現在のところは、退院前に介護サービスを利用されていた方について、引き続き担当のケアマネジャーが体調の変化を確認しながら、状態に応じて対策を徹底し、サービスの継続利用が可能となるように考えているところでございます。

また、ウイルス感染前に介護保険を利用しなかった方で、退院後の生活にご心配がある場合は、高齢者福祉課または在宅介護支援センターにご相談いただき、適切に対応させていただきます。

3点目のデイサービスの閉鎖の場合ですけれども、現在、区では、各事業所で持っている利用者数やその方の状態像が一括して瞬時に把握できるシステムを構築したところでございます。これによりまして、介護事業所の職員がPCR検査の対象となった段階で、検査結果や事業所内の濃厚接触者の有無にかかわらず、当該事業所が抱える利用者をシステムから抽出して、その方たちの対応がどこができるかということを調べまして、その事業所をリストアップすることが可能となっております。結果が万が一陽性となった場合は、速やかに応援事業者に連絡し、協力を要請することとしております。

○鈴木（博）副委員長 それぞれご回答ありがとうございました。新型コロナウイルスに関する最も重要な施策は、高齢者を新型ウイルス感染症の脅威からいかに守るかという点であります、徹底した予防をお願いしたいと思います。

第2に、子どもに対する対策についてお伺いします。

今回流行している新型コロナウイルス感染症は、子どもは症状が軽いか、発病しないと報告されており、先ほど示した中国の4万4,672人のデータでも、0歳から9歳の致死率は0%でした。保育所、学校における新型コロナウイルス感染症対策は、集団生活する場が感染の増幅器になることを防ぐこと、無症状の元気なコロナウイルス感染症に感染した子どもからリスクの高い高齢者や基礎疾患を持つ方に

感染する危険を避けることがあると思われます。

保育課は、従来から保育所における感染症対策ガイドラインに基づき、保育所の感染症対策を進めてきました。

そこでお尋ねいたします。現在の保育所の新型コロナウイルス感染症に対する対応についてご説明ください。特に保護者への感染予防の一般的な啓発が重要と思われますが、現在保護者に対してどのような対応が行われているのでしょうか。全国で保育士の感染者の報告が相次いでいますが、品川区では、クラスターの発生を抑えるため、保育所に感染者が出た場合の対応について、どのようにご検討されているのかご説明をお願いします。

○福島子ども未来部長 保育園では、従前から施設内の消毒、手洗い、うがいを徹底して行っておりますが、1月下旬に国から感染症対策ガイドラインの徹底について通知がありました。したがいまして、それに基づきまして、飛沫や接触感染対策、また、施設の消毒方法等について改めて各施設に周知しております。

また、医師会から講師をお招きしまして、感染症の基本事項ですとか、予防方法、発症時の対策等の研修を公立・私立保育園の保育士向けに実施しているところでございます。

また、保護者に対しましては、新型コロナウイルス感染症にかかる情報と予防策、児童の健康管理の徹底等について、1月から毎月通知を送付するとともに、ホームページでも周知を行っているところでございます。

また、保育士や看護師は、医師会と連携した研修等を通じて感染症の基本的な知識を習得しておりますので、朝夕の送迎時や保護者会を通じまして、保護者のほうに通知しているところでございます。

また、保育士に感染者が出た場合の対策でございますが、発熱やせきなどの症状が出ている状態で保育していた場合には、速やかに臨時休園の措置をとることにしております。したがいまして、臨時休園とならないように、各自が予防を心がけるとともに、健康管理に努めています。また、園長もしっかりと健康管理を行っているところでございます。

それでも万一臨時休園が必要になった場合ですが、速やかに対応できるように、保育課や保育園職員、さらには保健所等の役割を明確にした対応フローを作成しております。具体的には、情報の収集、対策会議の設置、保護者への連絡、園内の消毒作業、さらに訪問保育等を実施する、そのようなフローを決めているところでございます。

○鈴木（博）副委員長 ご説明ありがとうございました。保育所における感染対策については、この間もたびたび取り上げ、要望を行ってきたところですが、今回の新型コロナウイルス感染症の流行においても、実効ある感染予防対策の確実な実施をお願いいたします。

次に、教育委員会にお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の目的で、3月2日から全国の小・中・高校が一斉休校になりました。これに関しては、款別審査でもさまざまな質疑が行われてきました。

2002年のSARS、2009年の新型インフルエンザpdm09、2012年のMER、2020年のCOV1D-19と、10年以内のスパンで感染症の世界的流行が次々と発生しています。幸いなことに、今回のSARS-CoV-2では、子どもにとっては重い症状を引き起こす致命的なウイルスではありませんでした。今回の新型コロナウイルス感染症の流行は、一斉休校措置を含めて、子どもたちに感染症とその予防について、そして、今後も起こるであろうパンデミックに対する実地の学びの機会を提供したのではないかと考えます。

学校に行けない、授業ができない、子どもが困っている、親も困っているというような否定的な見解ばかりが目につきますが、例えば、生徒諸君ありがとうございます、君たちが休んでくれたおかげで地域に感染が広がらなかった、お年寄りが病気から守られた、君たちが行ったことは、休んだ間の学校の勉強以上のことだと思います、ありがとうございます、子どもを勇気づけ励ますようなメッセージを発信することはできないものなのでしょうか。子どもの感染症に対する意識を高め、休校という事態を前向きに捉える対応は必要だと考えます。ちなみに、このメッセージは、新型インフルエンザ p d m 0 9 が流行したときの休校措置の際に発信されたメッセージをもとに私がつくりました。

今回の新型コロナウイルス感染症流行が、今後の学校現場における感染症予防教育にどのように活かされるのか、お伺いしたいと思います。

○本城教育次長　　今回の新型コロナウイルス感染症対応に当たりまして、現在、全校の一斉の臨時休校等、緊急的な対策をしているところでございます。そのような中で、児童・生徒に対しては、手洗いの徹底等、予防策の徹底を図っているところでございますが、今、委員のご指摘のあったように、今後もさまざまな新たな感染症も当然想定、予想されるところだと思います。

教育委員会、そして学校といたしましては、今回の感染症の流行の経験をしっかりと踏まえ、保健学習として、命を守るために必要な具体策の学びをより充実させることができると考えているところでございます。

そして、それとともに、例えば市民科学習における人権教育としても、いじめの未然防止を含め、人権感覚を養うことにつなげていくような、そのような広がりのある内容もあわせて必要であると考えているところでございます。

○鈴木（博）副委員長　　ぜひよろしくご検討をお願いいたします。

最後に、医療を守る対策についてお伺いいたします。

現在、感染爆発で医療崩壊が進むイタリアでは、医師、看護師 2,600 人以上が感染し、医療現場からリタイアし、医師協会長を含め多数の死者が出ています。医師、看護師の絶対数が足りないため、1万人の医大生や看護学生が試験が免除され、繰り上げ卒業で医療現場に動員されています。まさに学徒動員です。幾ら P C R 検査をしても、医療が崩壊していれば、助けられる生命を助けることはできません。感染蔓延期を迎えて治療に当たる医療体制と医療従事者を守ることは極めて重要です。

そこで質問いたします。区は、帰国者・接触者外来を持つ中核医療機関と一般診療所を支えるために、どのような対策をお考えでしょうか。中核医療機関と一般医療機関の現在の負担をどのように評価されているでしょうか。ピーク時の入院患者数、重症患者数を推計し、品川区の各医療機関の役割分担は都と連携してシミュレーション等は行われているのでしょうか。感染蔓延期になって増えるであろう自宅で療養する新型コロナウイルス感染症の軽症者について、区は電話での相談体制など、どのような支援体制の構築を現在お考えなのでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○福内健康推進部長　　現在、感染者と濃厚接触をし症状がある方ですか、37.5度以上の発熱が4日続くなど感染不安のある方には、直接医療機関への受診を避けていただき、区の帰国者・接触者電話相談センターにお電話をしていただくよう、周知を図っております。それにより、患者が医療機関に殺到するという状況を避けております。

また、感染地域からの帰国者には、検疫から情報提供がございまして、保健所から14日間の健康観察を実施しているところです。

また、地域の医療機関でも電話での医療相談に乗っていただいておりますけれども、患者が直接受診をされる可能性も当然ございます。サージカルマスクや、診療後の手洗い等の一般的な感染予防の徹底をさらにお願いしているということと、あと、医師会を通じてマスクの提供も行ったところでございます。

体制につきましては、地域の開業医の先生方から必要な方を保健所を介して帰国者・接触者外来に紹介するほか、医師会とも協議の上、医療機関から直接中核医療機関に紹介をしていただき、迅速に診断につなげているところでございます。

感染のピーク時の入院患者数、重症患者数は、都道府県で現在推計をしておりまして、医療崩壊を招かないためにも、今後の感染拡大に備えて重症者を優先する医療体制の構築や、現在の感染症の専門の医療機関以外での総合病院等での患者の受け入れなどの検討がされております。

軽症者への支援体制も含め、今後、東京都の方針を受け、医師会等とも必要に応じ協議や周知を図つてまいります。

○鈴木（博）副委員長 ご説明ありがとうございました。

現在の我が国の新型コロナウイルス感染症診療体制は、風邪症状の患者さんはまず医療機関に電話をします。電話を受けた医療機関は、新型コロナウイルス感染症患者との接触、あるいはその地域への渡航歴があるかどうかの有無を確認します。さらに、発熱が4日以上かどうか、倦怠感や呼吸困難があるかどうか、慢性の持病があるかどうかを確認します。その結果、自分の診療所で診るか、新型コロナ受診相談窓口、帰国者・接触者電話相談センターのほうに誘導するか決めることになります。新型コロナ受診相談窓口は、さらに患者さんからの話を聞いて、必要なら帰国者・接触者外来を持つ中核病院への受診を案内し、中核病院の帰国者・接触者外来では、新型コロナウイルス感染症に対する診療を行います。というようなシェーマになっております。

一般診療所で現在、サージカルマスク等、それから徹底した手指消毒を行った上で、通常の診療が行われています。ただし、インフルエンザなどを疑い、迅速診断を行う場合は、N95のマスク、ゴーグル、ガウン、手袋、手指消毒の徹底など、エアロゾル感染を防ぐための予防処置を行ってから行なうことが望ましいとされています。

現在、一般医療機関では、発熱が続く患者さんが受診を希望されたときに、サージカルマスクをして患者さんを診察していますが、今ご説明したように、インフルエンザの迅速診断を行う場合は、さらに全身を徹底した予防をした上でないと、これができません。この装置をしないで検査を行って、万が一COV ID-19だった場合は、濃厚接触者として隔離され、自宅待機ということになります。

現在、どこの医療機関も来院する患者が激減しており、さらに、どの程度の感染予防対策をとりながらそれぞれの患者さんの診療を行うか、臨床検査をどうするか、さらに、マスクやアルコールなどがほとんど供給されない状態ですので、かなり厳しい、悩ましい状況の中で各医療機関は診療を続けているのが現状です。

特に小児科だと、せき、発熱4日などというのは、別に日常的に見られる子どもの症状であります、新型コロナ受診相談窓口がどの程度機能しているのか、臨床現場から見ると、全く見てこないのが現状です。

そこで質問いたします。新型コロナ受診相談窓口、帰国者・接触者電話相談センターについて、現在の区の新型コロナウイルス感染症対応における人員配置はいかがなのでしょうか。

また、37.5度以上の発熱が4日以上、高齢者や基礎疾患は2日で帰国者・接触者電話相談セン

ターへ連絡することになっていますが、一般の医療機関と帰国者・接触者外来の振り分けはどのように行われているのでしょうか。

また、その振り分けは中核医療機関の負担を軽減するための措置と理解していますが、現在どのようにうまく機能しているのか、ご説明願いたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の流行蔓延を迎えて効果的な施策を行うために、保健所の機能拡充も必要ではないかと。これは先ほど別の委員も質問されていましたが、増員に関して区のご見解はいかがでしょうか。

○福内健康推進部長　品川区の帰国者・接触者電話相談センターの人員体制でございますが、看護師、保健師5名と、事務1名で対応しております。3月より、人材派遣も活用しているところです。2月7日から3月19日までの相談件数は970件で、そのうち専門外来を紹介したのが69件です。

電話相談センターでのご相談というのは、風邪症状があるとか、要件が合わず検査ができない不満ですか、さまざままでございますけれども、呼吸器症状や発熱が4日以上続くなど、感染の疑われる方は、保健所から帰国者・接触者外来に適切につなげられているということで、このセンターにおける振り分けというのは適切に行われているのではないかと認識しております。

○鈴木（博）副委員長　現在、新型コロナウイルス感染症に対する診療の現状は厳しいものがあります。新型コロナウイルス感染症が致死的ではない、致命率がそれほど高くないことがわかった現在、現在の指定感染症の指定というのは早急に検討していかないと、医療機関は疲弊する一方だと思います。

ある小児科クリニックが、保護者の方に新型コロナウイルス感染症に対する知識をどこで得ているかアンケート調査を行ったところ、95%がテレビ情報だったということでした。しかし、残念ながらテレビ、特にワイドショーなどでコメンテーターと称する感染症の専門家ではない方々の発言の中には、明らかに医学的な誤りや事実誤認も多く、テレビの影響力もあり、大きな社会不安が引き起こされています。風評被害、特にテレビ情報に対する品川区の見解等、この誤った情報に対する対応についてお尋ねします。

○福内健康推進部長　先ほどのご質問に答弁漏れがございました。追加させていただきます。今回の新型コロナウイルス感染症対応は、品川区新型インフルエンザ等対策行動計画を準用し、対策本部を立ち上げた後、区長をトップに全庁的に対応しております。今後の保健所の業務も当然拡大をしていくと考えておりますけれども、行動計画とあわせて作成をいたしましたBCPにも沿い、全庁的に応援も受けて対応してまいりたいと考えております。

次に、テレビ等での報道についてですけれども、科学的な根拠のないテレビなどのコメント等については不適切であると考えております。感染症は誰もがかかる可能性のあるものであり、特別なものではないということをやはり知っていただく必要があります。

ただ、新型コロナウイルス感染症は、いまだわからない部分もあることから国民の不安が大きく、不安解消ですか、適切な医療機関受診のために正しい情報を理解してもらうことが大切と考えております。区としては引き続き、ホームページやその他さまざまな媒体を通じて周知を図っていきたいと思っております。

また、感染者の人権を守るということも重要でありまして、偏見や差別につながらないよう、プレスにつきましても、東京都で感染拡大防止のために必要な情報のみをプレスをするという方針としております。今後とも、医療体制などの状況の変化に応じまして、適切な情報提供や広報に努めてまいります。

○鈴木（博）副委員長 ご回答ありがとうございました。

社会に拡散される幼稚で悪質なデマに関しては、一々反論して、正しい医学的なファクトに基づく事実をぶつけて潰さないと、そのまま事実として社会に受けられてしまう危険があります。過去にそのような残念な事例が幾つもありました。明らかに間違った情報は、品川区もさまざまな媒体を使って、それを正す努力をよろしくお願ひしたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症は、日本という国家の危機であり、この疫病の脅威からお年寄り、慢性の病気の方、子どもたち、そして、全ての人々を守るために、全ての国民が力を合わせてワンチームになって立ち向かう必要があるのではないかでしょうか。

小児科医としてこのことを強く訴えて、私の総括質疑を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長 以上で、鈴木博副委員長の質疑を終わります。

次に、大倉たかひろ委員。

○大倉委員 鈴木博副委員長に引き続き、総括質疑を行わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私からは、まず、環境対策について伺わせていただければと思います。

地球温暖化問題、海洋プラスチック汚染の問題、これは地球全体規模での大きな問題であります。その影響により、年による増減はあるものの、自然災害発生件数は右肩上がりに増加傾向にあります。さらに近年では、数十年に一度の豪雨が年に数回発生するなど、実感できるレベルで自然災害の被害が深刻化しやすくなっています。また、海洋におけるプラスチック汚染により、生態系に影響も与えており、自然環境保全に対する取り組みや意識啓発が必要であります。

品川区では、環境基本計画に基づきさまざま取り組みを行っているところでありますが、今までの取り組みと、また、その成果についてお知らせください。

また、今後さらなる環境への取り組みと啓発が重要であり、特に啓発においては、区が率先して区民、地域の方、事業者等への周知を行っていくことが必要と考えますが、今後の取り組みについてもあわせてお知らせください。

○中村都市環境部長 区の取り組みについてですけれども、これまで再生可能エネルギーの施設への導入や、低炭素のエネルギーの導入、それから、現在は太陽光発電などの再生可能エネルギーの創エネに対する助成金、あるいは、環境に優しい自動車の導入に当たっての助成金など、さまざま取り組んできたところでございます。

これから取り組みといたしましては、区としまして、品川区を将来にわたって持続的に発展させる、そして、次の世代につなげていくためには、区と区民や区内事業者それぞれの役割を自覚しまして、地球環境に配慮した行動を実際に起こすことが重要であると考えております。そのため区が率先して取り組むことも必要ですし、区民への啓発がこれから重要なものであると考えてございます。

現在、戸越公園内に環境学習交流施設の設置を検討しておりますけれども、区の取り組みや区民への啓発の拠点として、引き続き環境へ配慮した取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○大倉委員 ありがとうございます。さまざま取り組みを進めてきていただいている中で、今回、環境学習交流施設が開設に向けて、今、品川区で建設が検討されております。環境学習交流施設は、建物自体が環境に対して配慮したものであることや、環境に対する普及啓発の発信基地となり得るため、その役割については非常に重要だと考えております。

環境学習交流施設は、建物のエネルギー効率をよくすることで省エネを進め、なおかつ、建物でエネルギーをつくる創エネにより実質的なエネルギーゼロにする、消費をゼロにするZEBの認証をとれるよう設計を進められていると伺っております。

実際には、全体のエネルギー消費がゼロではなく、75%以上のエネルギー消費削減での認証をされるNearly ZEB認証を進めていると承知しておりますが、認証に向けての具体的な取り組みについてお知らせをいただければと思います。

これを取得されれば、都内でも初となるような取り組みであるということも伺っておりますが、その点もあわせてお知らせください。

○中村都市環境部長 環境学習交流施設についてですが、区では、地球温暖化を背景に、この施設において未来をつくる担い手である子どもたち、そして、子どもを支える人たちをターゲットにしまして、環境を体感して学べる施設の計画を現在進めております。

ZEBを目指した取り組みについてですが、建物で使うエネルギーを最小限に抑えることと、それから太陽光発電等でエネルギーをつくり出すこと、こういったことで一般的な建物の25%以下にエネルギー消費を抑えた建物として、認証の取得を目指していくということで考えているところでございます。

Nearly ZEBでございますけれども、これは現在公共施設においては、都内でまだ施設としては実績がないというところでございます。この施設の完成に向けて、ZEBの認証を得ることにより、一層区における環境の取り組み、こういったものを進めるということと、また、区外へのPR効果も期待できると考えております。

ZEBを利用して、また、ZEBの施設を建物内で見える化をして、説明を掲示したりですか、さまざま建物の来館者にもPR、あるいは環境に対する重要なことを理解していただける、そういう機会になるとも考えておりますので、現在、目指しているところでございます。

○大倉委員 ありがとうございます。こうした今まで都内でない取り組みが品川区で行われ、品川区のさらなる環境対策への推進が区内外に示されることは、非常に啓発についても効果があると考えております。

エネルギー消費を抑え、省エネ、創エネによる小規模のエネルギー地産地消となるZEBの考え方については、継続的な社会をつくる上で、気候変動への具体的な対応策やグリーンエネルギーの利用など、SDGsに基づいた取り組みとしても非常に有効かと考えております。

区が今後設置する建物において、積極的なZEBの認証について、区はどのような姿勢で取り組んでいかれるのでしょうか。お考えをお聞かせください。

たとえZEBの認証がとれなくても、エネルギーの高効率化と建物自体での創エネという考え方を保持した上で、新規の施設の建物について取り組む必要性についてあわせて教えてください。

Nearly ZEB、ZEB、また、ZEB Ready、さまざま取り組みがあると思いますが、どのようにそれを進めていくのかお知らせください。

○中村都市環境部長 今後、区が設置する建築物においてですけれども、これからはやはり環境を意識した設計、そういったものは重要になってくると考えております。

品川区の環境基本計画の中でも、可能な限り再生可能エネルギーを利用する、太陽光発電などのエネルギーを利用するというような方針が示されております。

現在でも、区有施設においては、一定程度、太陽光発電を積極的に取り入れているところでございますけれども、ZEBの認証というのは、非常にハードルが高いというところで、全ての建築物において

目指すことは、理想ではございますが、現実的に施設の用途を考えますと、なかなか難しい面もあると思います。

そういった中で、今、委員のご指摘にありましたように、可能な限りエネルギーの消費を抑えた建物を設計する、こういったことに基づいて施設の設計も進めていくべきと考えてございます。

また、この施設の設計に当たりましては、エネルギーの消費を抑えると同時に、また、公共施設でございますので、来館者が、さまざま区が地球環境への取り組みを行っている、そういったPRが感じられるような、そういった考え方に基づいても、建物の設計に取り入れていけることが重要であると考えております。

○大倉委員　　ありがとうございます。環境学習交流施設について、区は、環境啓発や情報の発信拠点として活用していただきたいと思っております。

また、一度来ただけで終わりではなく、繰り返し来ていただくためのリピーターをどうやってつくっていくかということが非常に重要かと思っておりますし、学習段階に応じた取り組みなども、区としてしっかりと取り組んでいっていただきたいと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

また、名称のとおり、交流ができるコンテンツなどについてもお知らせください。

また、先ほど事業継続の向上の中には、防災拠点としての貢献についてもメリットとして挙げられておりますが、エネルギーを効率化し、創エネとして行うことのできる環境学習交流施設は、災害時にも自家発電を行えるため、災害時には携帯電話の充電や地域の情報収集・発信、電気を利用する必要のある活動の場として利用できるのではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○中村都市環境部長　　環境学習交流施設の考え方でございますけれども、まず初めに、この施設の目的といたしまして、先ほど申し上げました、未来をつくる担い手である子どもたち、そして子どもを支える人たちということで、幅広い年齢層の方々に利用していただきて、環境に対する理解を深めていただければと考えております。

そういった中で、さまざまな年齢の人たちが利用できるように、また、環境に興味を持つてもらう講座やワークショップ、こういったものをさまざまジャンルを考えることによって、子どもや、子どもを連れてくる大人の方々が楽しめるような、また、楽しみながら環境が理解できるような、そんな講座やワークショップも考えていいきたいと思っております。

また、交流につきましても、この施設を訪れた方々、また、施設の運営の中でも、ボランティアの方々に可能な限り協力をしていただきたいと。そういったことも検討していきたいと考えておりますので、この施設を利用して、環境のことを考え、また、人と人が環境のことを考えることを通じて交流していく、こういった施設になっていければと考えております。

それから、防災拠点の考え方でございますけれども、こちらは、戸越公園という場所におきましては、隣接する戸越小学校が避難所ということで位置づけられているというところでございますので、こちらの環境学習交流施設におきましては、その避難所を補完する、こういった使途について検討できると考えております。

現在、施設の計画の中では、72時間の対応ができる蓄電池の設置ですとか、それから太陽光発電等の創エネ等も今検討しているところでございますので、こういったもので電力を可能な限り利用できるような、そんな工夫がしていければと考えております。

○大倉委員　　ぜひ地域にも根差した、また、環境啓発にも23区トップを行く施設として、しっかりと啓発、そして事業を行っていっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、東京2020大会のレガシーについて伺います。

東京2020大会に向けては、開催競技のホッケー、ビーチバレー、応援競技のブラインドサッカーなど、品川区も力を入れて機運の醸成や地域活性化等、取り組みをしてまいりました。今回の質問では、今まで行ってきた取り組みの中から、品川区開催競技のホッケーの取り組みについて伺いたいと思います。

品川区東京2020大会コミュニケーションの採用や体験教室の開催、大井ホッケー競技場の利用などについて、今までの取り組み内容をお知らせください。また、その成果についても伺います。

私の知っているところで、ホッケ一体験等の子どもたちの取り組みについては、非常に評判がいいと伺っております。体験教室を通じ、東京都唯一のジュニア、小・中学生のホッケーチームの品川ホッケークラブ2020が発足され、将来、このホッケーチームは、品川区や東京都出身のオリンピック選手を生むことを目標に、現在、活動しているところあります。

今までにはないほど、品川区においてホッケーの認知度、また、ホッケーの人気が上がっているように感じております。ホッケ一体験についても継続を望む声が多いと伺っておりますが、今現在、品川区についてどのようなお声が届いているでしょうか。

また、東京2020大会終了後のレガシーとして、今後の子どもたちの取り組みについてあわせてお聞かせください。

○安藤文化スポーツ振興部長 私から、ホッケーの競技に関するレガシーについてお答えをいたします。

区は、東京2020大会が決定した直後から、他区に先駆けてさまざまな事業を展開してまいりました。その一つがホッケーであります。ホッケーは、当初からホッケー教室を開設してまいりました。そして、教室に当たっては、東京都ホッケー協会、また、日本ホッケー協会と連携をしながらやってきたところでございます。

そんな中で、先ほど委員のご指摘の中で、私どものホッケー教室から子どもたち、保護者から自主的、自発的に継続して活動していきたいという声が上がりまして、それでクラブチームをつくったところであります。このクラブチームは、ホッケー協会の方曰く、全国にこういう事例はありませんという形で、本当に草の根的な教室から生まれたチームということでございます。

この品川ホッケークラブ2020というクラブチームは、今、活動していますので、今後も活動していただいて、私どももできる限りの支援をしていきます。そして、委員ご指摘のように、将来的にその中からホッケーの選手が誕生するよう、全面的に応援をしていきたいと考えてございます。

それから、もう一点、私どもに、今、大会コミュニケーションとして、ホッケー競技のオリンピアンの方が、正式名称にはスポーツ推進委員という名で在籍してございます。この方は、いろいろなホッケー教室、または地域に行って講演活動をしたりして、オリンピアンの経験を非常に活かしたさまざまな事業を開拓していただいてございます。

そんな中で、継続してやっていただきたいという声も届いていますし、それから教室、また、大会が終わった後の交流事業等も継続していきたいという声も届いてございます。そんな中で、東京2020大会が終わった後も、ホッケーをレガシーとして取り組んでいきたいと考えてございます。

○大倉委員 ありがとうございます。草の根から生まれた珍しいチームであるということで、しっかりと品川区としても応援をしていくというお言葉をいただきました。ぜひよろしくお願ひいたします。

そこで、大井ホッケー競技場の利用についてですが、これが東京都の所管であるということはよくわ

かつておるので、例えば、こうした大会終了後はホッケーを楽しむことができる多目的の会場として利用されるということになっておりますが、せっかく世界大会が開催される、オリンピックの競技として大会が開催される会場でありますので、ぜひともこうした会場利用について知りたいと思っております。東京都内で初めて国際大会が開催できるホッケースタジアムといったこともあり、こういったホッケーに関する下地もかなりハード的にもつくられているのかという感想を持っております。ぜひこうしたハードを利用して、学生大会や社会人大会、さらには国際大会等の誘致をしていく、さらに品川区のホッケー熱を盛り上げていき、そして、そのレガシーとして、子どもたちがそういったものを観戦することでさらにホッケーを頑張っていく、こうした活動がオリンピック・パラリンピックにつながるオリンピアンになっていけばいいと思っておりますが、最後にこうした取り組みについてご答弁をお願いいたします。

○安藤文化スポーツ振興部長　　委員ご指摘のとおり、大井ホッケー競技場や大井ふ頭中央海浜公園は品川区内にございます。また、大井ホッケー競技場についてはサブと2つございますが、1つは恒久施設として残すということになってございます。そういうことから、オリンピックを開催した後も、品川区内に競技場があるということを活かして、ホッケーの継続した盛り上げを私どももしていきたいと考えてございます。

日本国内には、学生中心のチームもございます。また、実業団のチームもございます。そういうチームも、来たときには、できる限り区民との交流をしたり、また、子どもたちのホッケー教室での交流ができるなどを、日本ホッケー協会ならびに東京ホッケー協会と協議をしていきまして、引き続きホッケーを盛り上げていきたいと考えてございます。

○大倉委員　　野球での甲子園、剣道での日本武道館というような、目指すべき場所としてブランド化していくいただければうれしいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上で総括質疑を終了いたします。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長　　以上で、大倉たかひろ委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時03分休憩

○午後1時05分再開

○鈴木（真）委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続けます。

新妻さえ子副委員長。

○新妻副委員長　　品川区議会公明党を代表して、塚本よしひろ委員とともに総括質疑を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関して、品川区の対応を伺います。午前中にも多くの委員から質疑がありましたが、区民の健康を守るために、そして不安払拭のために重ねて伺います。

昨年12月、武漢市での新型コロナウイルス感染症の発生から、いまだ先行きが見通せず、3月11日には、WHO（世界保健機関）がパンデミック、世界的な大流行という認識を示しました。一日も早い終息を願い、質疑をいたします。

まず、区内の感染に関する発生状況の情報発信についてです。2月に品川保健センターで新型コロナウイルスの感染検査が行われたこと、大崎駅前の企業に勤務する人が感染していたことが一部のマスコミで報道されたことで、私も区民から問い合わせを受けました。しかし、そのことに関して、品川区か

らは情報発信がされていません。そこで、品川区の情報発信の方針と、品川区が公表するケースはどのような場合なのか、伺います。

また、3月6日からは、PCR検査が保険適用となり、医師が必要と判断した場合には、保健所を通して検査を受けられるようになりました。そこで、区民が感染に心配があるときは、どのような順序でどこに相談するのか伺います。

さらに、検査体制について、東京都や品川区の役割を立て分けてお知らせください。

○福内健康推進部長 まず、感染者等に関する情報発信についてです。感染者に関するプレス対応は、東京都が一括して行っております。感染拡大防止のために必要な情報について公表し、個別の施設名称、地域については、感染者個人の特定や風評被害を回避するため、公表しておりません。

品川保健センターで実施しました検査につきましては、関係者から実施以前に報道機関へ情報提供がされてしまい、報道されてしまったということがありまして、報道をご覧になりました区民の皆様からお問い合わせを受けまして、検査終了後の2月18日からホームページや施設での周知を行いました。

このほか、品川区といたしましては、今後、区立施設、区職員などの感染者が出た場合、必要性に応じて公表するということが想定されると思います。

次に、区民の相談手順、検査体制についてです。まず、相談手順でございますが、感染の心配のある方や症状のある方で、かかりつけ医をお持ちの方はかかりつけ医にご相談をしていただく。その上で、新型コロナウイルス感染の可能性がある場合は、かかりつけ医からの連絡を受け、保健所が帰国者・接触者外来を紹介して診察等をしていただき、必要に応じて検査を実施していただくことになります。

また、かかりつけ医のない方につきましては、保健所の帰国者・接触者電話相談センターに電話をいただいて症状等を聞き取り、帰国者・接触者外来を紹介して、検査等が実施されます。

また、直接、かかりつけ医から帰国者・接触者外来を紹介されるといった流れも、関係機関の協議により実施ができるようになります、そのような形で検査等が実施されています。

実際のPCR検査につきましては、医療機関でまず検体をとっていただきまして、直接民間の検査機関に出される場合と、保健所が検体を受け取りまして、東京都健康安全研究センターに検体を運び、検査するという2ルートがございますが、これは医療機関で選んでいただいております。いずれも結果は保健所に届きまして、その後の対応につながるようになってございます。

○新妻副委員長 ありがとうございました。まず、区民の方が検査を受けるときには、かかりつけ医または保健所等の連絡相談センターに確認をするということがわかりました。

そのような状況の中、品川区議会公明党は、2月17日に濱野区長に緊急要望をいたしました。その要望に沿って伺っていきます。

1点目は、相談体制の強化、予防法などの周知についてです。品川区は電話相談窓口を開設していますが、これまでの相談件数と相談内容をお知らせください。あわせて職員が何名で対応されているのかも伺います。

次に、これまで区民に対しての周知はどのように行ったのか。また、区の動きを区民に知ってもらい、安心につながるよう、区のホームページには新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況を載せてはどうかと提案いたします。あわせて見解をお聞かせください。

○福内健康推進部長 品川区の一般相談、帰国者・接触者電話相談センターの相談件数は、合わせて3月19日現在で970件となってございます。

主な相談内容としては、自分自身や家族の発熱、せきなどの症状から感染が心配、検査はどこででき

るのかといったもの、また、かかりつけ医などに行っても診てもらえないのではないかといったようなご心配、企業や事業所から、社員で陽性者が出了たとき会社はどう対応するのかといったようなご相談等々がございます。

職員体制は、区の保健師、事務職のほか、派遣職員も含めまして、6名で対応してございます。

○榎本総務部長 私のほうから、ホームページへ情報を出す状況についてでございます。区のホームページの情報発信につきましては、既に対策本部をつくる前の1月24日から適宜実施してきたところでございます。本部会議で大きな方向性を定めて、各部で検討し、イベントの中止や施設の開閉状況などを判断しお知らせしてきているものでございます。

ただ、本部そのものの開催状況については入っておりませんでしたので、今後は対策本部会議の開催状況についても区ホームページで周知し、タイムリーな情報発信に努めてまいります。

○新妻副委員長 相談体制について、今確認をさせていただきましたが、今後も区民からの相談が多く寄せられることが考えられますので、一層の区民の不安が取り除かれますよう、増員を含めた相談体制の拡充を求めます。区の見解を伺います。

○福内健康推進部長 感染症対策の長期化を視野に、相談体制については充実を図ってまいります。全庁的な応援等も受けながら、丁寧に区民の不安に寄り添っていきたいと考えてございます。

○新妻副委員長 どうぞよろしくお願ひいたします。

2点目に、高齢者介護施設等への支援についてです。特に感染防止に有用なマスク、消毒液の配布について伺います。

品川区議会公明党が、新型コロナウイルス感染症に関して団体や区民のお声を伺った際、マスクや消毒液不足での今後の対応に心配の声が多くありましたので、細かくお聞きいたします。

現在、品川区にはどこの課にどのような目的でどれくらいの数の備蓄があるのでしょうか。また、配布の考え方と今後の必要数の見通しをあわせて伺います。また、これまでの配布状況と今後の必要数を含めた状況を伺います。すまいるスクール、区立・私立の幼稚園と保育園、オアシスルーム、高齢者介護・障害者各施設、また医師会等、そのほかもあれば伺います。それぞれ、どれだけの数が区から配布されているのでしょうか。

さらに、妊産婦への配布の考え方を伺います。

○榎本総務部長 それでは、備蓄の関係でお答えいたします。今現在、備蓄は総務課の危機管理のために総務課で備蓄しているものと、災害対策のために防災課で備蓄しているものがございます。マスクにつきましては、総務課で43万枚、防災課で11万6,000枚、消毒液が総務課で300本、防災課で3,480本という形でございます。今現在、配布をしておりますので、残数はこれより減っているという形でございます。

配布の考え方でございますけれども、マスク、消毒液ともに今後も入手の見通しが立っていない状況が継続すると考えられることから、高齢者・介護施設、それから障害者施設、保育・子育て支援施設への配布を優先していきたいと思っております。

それから、今後の必要数でございますけれども、一月当たりの必要数は約30万枚と見込んでおります。高齢者・介護・障害者施設で10万枚、保育施設は区立・私立を合わせて10万枚、その他教員や区職員分で10万枚という内訳でございます。

それから、これまでの配布先と数量でございますけれども、区立学校、保育園、幼稚園、すまいるスクールでマスクが10万8,000枚、消毒液が212本、それから高齢者・介護・障害者施設のほう

でマスクが11万2,000枚、消毒液が380本、それからその他の区の施設の職員分として、マスクが11万4,000枚、消毒液が320本、それから医師会につきましては、マスクが4万4,000枚、消毒液が50本、それから私立の保育園、認可保育園・認証保育所・小規模保育事業も含めまして、マスクが1万5,000枚、消毒液が50本ということで、合わせますとマスクが39万枚余、それから消毒液が1,000本を超える本数を配布しているところでございます。

それから、妊産婦へのマスクの配布でございますが、現時点では備蓄の数に限りがあることから、一般区民への配布は難しいと考えているところでございます。

○新妻副委員長 詳細が確認されました。特に妊産婦におきましては、一般区民ということではありますけれども、荒川区をはじめ全国の自治体でも、感染リスクを防ぐために配布されているところもあります。市場ではマスク不足がまだありますので、状況判断をしていただきながら、対応をお願いしたいと思います。

また、私立の幼稚園が配布されていないと確認がされましたが、ここに関しても、不足等、声がありましたら、対応をぜひお願いをしたいと思います。

今回のこと踏まえ、今後は、マスク、消毒液は総務課、防災課の備蓄だけではなく、各所管課、各施設での十分な備蓄を前もって検討するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また、総務課が備蓄する新型インフルエンザ用と、また、防災課の備蓄する災害時の避難所用の考え方、緊急時の取り扱いについては、目的が違っても使えるような体制を整える必要があると考えます。見解を伺います。

○榎本総務部長 まず、備蓄の関係でございますけれども、今、総務課と防災課で主に備蓄しておりますが、これからはほかの必要な施設でも備蓄ができる限りしていきたいと思っております。既に令和2年度予算では、保育課で区立保育園・幼稚園分の備蓄を計上しておりますし、その他の施設につきましても、今後各施設での備蓄の必要性について検討していきたいと思っています。ただ、備蓄はやはりそれなりの場所をとりますので、その辺も含めて検討していきたいと思っております。

それから、備蓄の目的が損なわれない範囲内で緊急時には対応する必要があると考えております。既に防災課の分は備蓄を取り崩しておりまして、それで先ほども言いました配布を行っているところでございます。

今後も目標数の備蓄の最低数は定めておりますけれども、緊急時、最小限の数などを精査して、できるだけ配布を持っていきたいと思っております。

○新妻副委員長 緊急時の対応、また今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

3点目に、イベントの開催判断についてです。

現在、区主催のイベントや行事は、開催の中止や延期となっていますが、今後の開催の考え方を伺います。

また、区民が予約していた区有施設のキャンセル料は免除となっていますが、町会や自治会等で区から補助金、助成金を受けていたイベント等が中止になった場合の考え方を伺います。

○榎本総務部長 まず、イベントの今後の開催の考え方でございますけれども、それぞれイベントをする場所、会場や規模、参加者の特性などを勘案して判断をしてきたところでございます。

今後は、先日の国新型コロナウイルス感染症対策専門家会議での集団発生のリスクを条件として示された3条件、密閉空間、近距離での会話や発声、参加者相互の距離など、参加者が特定できるかなども踏まえて、開催の可否を考えていきたいと思っております。

○久保田地域振興部長 新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったイベント等に対する助成金の取り扱いについてでございますけれども、こちらにつきましては、町会・自治会、また、商店街等で既にイベント開催のために購入した物品の代金等につきましては返金を求めるということでございます。

また、あわせまして、キャンセル料等がかかったものにつきましても、返金は求めずにそのまま助成金等を執行させていただきます。

ただ、イベントの開催前で、例えば、まだ購入していないものとか、そういうものについては、補助金の中で精算をさせていただいて、返金をしていただくという考え方で今進めているところでございます。

○新妻副委員長 ありがとうございました。さまざまなお声にまた耳を傾けていただきながら、対応をよろしくお願いをいたします。

個人事業主を含めた事業者への経営支援対策につきましては、後ほど塚本委員が取り上げます。

次に、子どもへの支援について伺います。

国から感染拡大を最大限抑える方策としての学校の休校の要請を受け、品川区は、3月2日午前中の登校を終えて臨時休校に入っています。緊急の休校により、お子さんを家庭に一人にできない場合の対応として、すまいるスクール開設の体制が整えられています。また、保育園、幼稚園の預かり保育、在宅子育て支援のオアシスルームの開設も行っています。

そこで、4点お伺いいたします。

1点目に、各施設の感染防止対策を伺います。

2点目に、職員の体制、人員確保についての状況をお知らせください。

3点目に、学校における学習の遅れに関する認識や、文部科学省の学習支援コンテンツポータルサイト等の活用推進について伺います。

4点目に、居場所や食を提供している子ども食堂の状況と、品川区の考え方を伺います。

○福島子ども未来部長 ご質問の1点目、2点目、そして4点目についてお答えいたします。

まず1点目、施設内の感染防止でございますが、すまいるスクール、保育園、オアシスルームなどでは、その施設に合わせたさまざまな対策を行っております。主なものとしましては、検温カードによる健康状態の把握、窓を開けるなどの定期的な換気、遊具・おもちゃなどのアルコール等での清拭、すまいるスクールでは活動場所を分散させておりまし、また、うがい・手洗いの励行、アルコールによる手指消毒の励行、さらには、昼食時は向かい合わないように座るなどのできる限りの対策を行っております。

2点目の職員体制ですが、特に保育園・幼稚園の預かり保育につきましては、小・中学校の臨時休校に伴い、子どもの預け先が確保できず、勤務できない保育士が発生するなどの懸念もありましたけれども、今のところ大きな影響はなく、保育を実施する上で必要となる人員の確保はしております。

また、オアシスルームについても、人員は確保しております。

すまいるスクールの人員配置につきましては、児童センター職員の応援派遣、学校に配置となっている介助員、学習支援員の協力、委託事業者からの追加配置で確保しているところでございます。

次に、4点目のご質問、子ども食堂についてですが、現在24か所のこども食堂の中で、今日現在で通常開催が4か所、新型コロナウイルス感染症対策により屋外や昼間の開催など、臨時の対応を行っているのが3か所となっております。

子ども食堂ネットワークでも、新型コロナウイルス感染症対策等につきまして、厚生労働省からの最新の情報を伝え、衛生面での対策を実施しているところでございます。

今後も、それぞれの子ども食堂の自主性を尊重しつつ、品川区社会福祉協議会のしながわ子ども食堂ネットワーク事務局と連携しながら、引き続き支援を行ってまいります。

○本城教育次長 私からは、3点目の学校関係についてお答えいたします。

まず、学習に関してでございますが、各学校では臨時休業中に児童・生徒が自宅学習できるよう、学習プリント等を配布いたしまして、休業期間中でも必要に応じた個別相談対応をしているところでございます。

さらに、ICT活用推進校におきましては、1人1台のタブレットパソコンの貸与を行い、そのほかの学校におきましては、インターネット回線を利用して学習できるeライブラリなども案内するなどいたしまして、できる限りの学習支援に努めているところでございます。

それでも遅れがある場合につきましては、新学期に補習を行うなどの工夫も必要であると認識しているところでございます。

○新妻副委員長 ありがとうございます。

春休みが終わるまで1か月以上の休校となり、家庭の負担も長く続くことになります。また、先生から直接学べない期間も長くなることから、学習の遅れが出てしまうのではないかと、そういう心配の声も聞いております。

そこで、小・中学生の春休み期間中の居場所の確保と、新学期が始まるまでの学習機会の確保や意欲の向上のための支援を要望いたします。見解を伺います。

○本城教育次長 春休み期間中の児童の居場所の確保についてでございますが、臨時の措置でございます現在の校庭開放につきましては、25日までとしているところでございますが、春休み中の土・日・祝日につきましては、PTAによる校庭開校を継続するなど、例年どおりの対応をしてまいるところでございます。

また、学習意欲に関する支援につきましては、各学校は25日に予定している修了式の際には、春休み中の学習や生活に関する指導を行って、新学期に向けた丁寧な対応に努めてまいるところでございます。

○新妻副委員長 子どもたちの学習支援、また、保護者的心配も少なくなりますように、支援をよろしくお願いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連し、パートやアルバイト先から雇い止めをされ、収入が途絶える上に、臨時休校で給食がなくなり、食費がかさみ、これから的生活が心配などのお声が、品川区議会公明党に届いています。

その支援として、国は、小口の貸付である生活福祉資金貸付制度に特例を設けること、東京都は、中小企業の従業員向けに生活資金貸し付けを行うとしています。さらに18日には、影響を受けた生活困窮世帯を対象に、公共料金や税金の支払いを猶予するなどが示されました。

まず、相談先としては暮らし・しごと応援センターがありますが、まだ十分に知られていません。あわせてさまざまな支援情報が区民に届くことが大事です。厚生労働省は、公明党の国会質疑に対し、自治体で円滑に周知が進むよう、チラシのひな形を作成するとしました。品川区は丁寧でわかりやすい積極的な周知にどのように取り組まれますでしょうか。

また、示されている支援策等に当てはまらない方がいらした場合は、機敏に対応していただきたいと

要望しますが、見解を伺います。

○伊崎福祉部長　　生活にお困りの方に対しましては、区では、暮らし・しごと応援センターを設けまして、生活保護に至る前のセーフティネット機能として、ご相談など、さまざまお受けをしているところでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対策は、今、国のはうでもいろいろと提案されないと聞いておりますが、国の施策に加えまして、東京都、また、区で今後行います支援策も含めて、一元化をして暮らし・しごと応援センターでご紹介をできるように努めてまいります。

暮らし・しごと応援センターにつきましては、なかなかご存知の方も多くないというご指摘をいただきましたので、各所管から暮らし・しごと応援センターへきちんとつないでもらえますように、連携をとりながら支援を進めていきたいと考えております。

また、今回さまざま出てくると考えられます支援策に該当しない方もいらっしゃるかと思います。そうした方につきましても、丁寧にお話を聞きながら、生活困窮者自立支援制度等の利用できる制度をご案内して、スピード感を持ってご支援をしていきたいと考えております。

○新妻副委員長　　さまざま丁寧なご対応をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ホースセラピーを視野に入れた馬とのふれあい事業の拡充について伺います。

品川区議会公明党は、2003年から一般質問、予算特別委員会で大井競馬場でのホースセラピーの実施を要望してきました。ホースセラピーとは、乗馬、馬の手入れ、馬の飼育や厩舎の管理、馬の観察などを通じて、障害者の精神機能と運動機能を向上させ、社会復帰を早めるリハビリテーションの方法の一つで、正式名称はホース・アシステッドセラピーです。

現在の大井競馬場での馬とのふれあい事業は、東京都競馬株式会社が東京都教育委員会の協力で2009年より実施し、都立特別支援学級の児童が馬と触れ合う機会を提供し、2018年からは、品川区教育委員会とも連携しながら、区内の小・中学校の通常学級と特別支援学級の児童・生徒も参加をしています。

まず、2018年から現在までの区内小・中学校の通常学級と特別支援学級、それぞれの開催実績をお知らせください。この事業への参加時期もあわせて伺います。

○本城教育次長　　ふれあい事業の関係でございますが、まず、参加、開催の実績ということでございますが、昨年度は小学校1校で、1年生の通常学級の児童が参加をしたところでございます。

そして、今年度につきましては、小学校1校で昨年に引き続いて実施したものと、通常学級1年生の参加がありましたほか、小・中・義務教育学校合わせて6校から特別支援学級の児童・生徒が参加をしたところでございます。

参加時期につきましては、競馬開催のない日であれば通年いつでも可能と聞いておりまして、各校の希望で参加できる状況でございます。

○新妻副委員長　　確認をさせていただきました。より多くの学校が参加できますよう、また、周知もよろしくお願ひいたします。

我が会派は、1月・2月に行われた八潮学園、豊葉の杜学園の特別支援学級の児童、また、浜川小学校の通常学級の1年生の馬とのふれあい事業を視察いたしました。特別支援学級の児童は、大井競馬場厩務員労働組合の方々のもとで、ポニー・ミニチュアホース約20頭が飼育されている小屋で、ニンジンの餌やりや、ブラシを持ってブラッシングを行い、乗馬も体験します。今日は見るだけにしておくという子や、積極的に餌やり、ブラッシングをする子もいます。最初は恐る恐る接している子も、馬のほ

うがうまく察してくれて、触れ合えるようになります。馬と心を通わせている姿に、ほほ笑ましく思いました。

厩務員労働組合の前委員長から、「子どもが笑うとどうなるか。大人も笑顔になる」と、笑顔いっぱいの写真を見せていただいたことを思い起こしました。今回視察した際、厩務員労働組合の委員長、事務局長は、特別支援学級の児童には、年に数回来て、この馬は僕が私が世話をするなど、愛着を持てるようになってほしい、また、支援を必要とする児童・生徒が、このような広い場所で伸び伸びと馬と接することで、精神の安定が保たれ、今後の生活にプラスになるよう、大いに競馬場を活用してほしいとのお話がありました。

ホースセラピーの医学的根拠としては、公益社団法人日本リハビリテーション医学会の脳性麻痺リハビリテーションガイドラインに乗馬療法の効果として示されています。また、視察には、馬を介在動物として医療福祉や教育への利活用法を研究されている東京農業大学農学部の獣医学博士である川嶋舟准教授が来られており、東京都競馬株式会社、品川区教育委員会とも懇談されたと伺っています。

そこで、特別支援学級の児童・生徒においては、東京都競馬株式会社、川嶋先生の協力をいただきながら、1回だけではなく複数回開催し、ホースセラピーにつながるモデル授業を要望いたしますが、ご所見を伺います。

○本城教育次長 それでは、ご提案のモデル授業につきましてでございますが、近隣校の特別支援学級からは定期的に参加したいとの声も聞いているところでございますので、大学との連携も含めまして、効果的な取り組みとなるよう検討していきたいと考えているところでございます。

○新妻副委員長 ありがとうございました。近隣校からのこういう要望もあるということでございます。

品川区全域に今後これからも広めていただきながら、ホースセラピーが品川区の教育の中での大きな柱となることをご期待申し上げ、私の総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長 以上で、新妻さえ子副委員長の質疑を終わります。

次に、塚本よしひろ委員。

○塚本委員 品川区議会公明党を代表して、新妻副委員長に引き続き総括質疑を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関する経済支援について、これまでも出ておりますけれども、伺ってまいります。

これまで会派として区内の各種団体や区民から状況を伺ったところ、中国からのトイレなどの設備資材や部品の供給が滞ることによる工事の中止や遅延、年度末や卒業シーズンで多くの団体予約に入る時期である飲食店で相次ぐ予約のキャンセル、区内イベントの中止による花屋などのイベント関係の受注損失など、極めて大きな影響が出ています。

今こそ区民に最も身近な自治体である品川区として、区内の中小零細企業、フリーランスの方たちを最大限に支援し、区民の仕事、雇用、暮らしを果敢に守っていただきたいとの思いで質問いたします。

まず、2月17日に品川区議会公明党が区長に申し入れた新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望にて、区内で影響を受けている事業者への財政的な支援と相談窓口の設置を求めました。区は、2月19日に新型コロナウイルス感染症関連の相談窓口を設置し、経営変化対応資金のあっ旋も開始しています。

まず、今まで打ち出された新型コロナウイルス感染症に対する国、都、区の経営支援の対策はどのようにになっているのか、支援の対象の範囲や条件、融資枠など支援メニューの詳細についてお知らせく

ださい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で融資を保証するセーフティネット保証の4号、5号認定の件数など、これまで区への相談を通して行った支援の実績をお知らせください。

款別審査では、区は、相談後に即日認定証を発行しているとのことです、金融機関においても緊急の対策であるとの認識で、平時に比べて迅速に融資がなされているのか、現状をお知らせください。

それに加えまして、区の融資あつ旋においてなされている信用保証料全額補助や利子補給、これについては、今後、融資件数の増加に応じて適宜拡充するよう求めます。区の見解を伺います。

○久保田地域振興部長 私からは、経営支援についてお答えいたします。

経営支援につきましては、国、東京都、品川区ともにそれぞれで経営相談窓口を設置し、資金繰り等の相談を受け付けているところでございます。経営支援としましては、融資あつ旋を積極的に行っていけるところでありまして、それぞれで新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者を対象に融資を行っているというところでございます。

国の主な融資といたしましては、新型コロナウイルス感染症特別貸付を創設、また、小規模事業者経営改善資金と生活衛生改善借付の拡充などを行っています。

まず、その中の制度ですけれども、新型コロナウイルス感染症特別貸付につきましては、融資限度額は最大で3億円、返済期間は運転資金で15年以内、据置期間5年以内を含むというものでございます。利率に対しましても、当初の3年間は基準利率から0.9%を引くこととしてございます。また、特別利子補給制度を併用することで、当初3年間は実質的に無利子となるように措置しているところでございます。

また、その次の小規模事業者経営改善資金、マル経融資と呼ばれるものですが、それとあわせまして、生活衛生改善貸付では、通常の融資枠とは別枠で1,000万円を設定いたしまして、利率についても、基準利率からマイナス0.9%を差し引いた率としているものでございます。

東京都のほうにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、危機対応融資などの融資あつ旋を行ってございます。融資限度額はそれぞれ2億8,000万円で、期間は運転資金で10年以内、2年間の据置期間を設け、利率は期間に応じまして1.5%から2.2%とし、信用保証料を全額補助することとしてございます。

品川区におきましては、緊急資金として、経営変化対策資金2020での支援を行っており、内容としましては、限度額500万円とし、返済期間は5年以内、うち据置期間を1年間としています。利率につきましては、本人負担は最初の3年間は無利子で、4年以降は0.2%とし、信用保証料は全額補助することとしてございます。

それと、既存の融資でありますけれども、それにつきましても、経営支援資金、経営安定化資金の要件にセーフティネット4号認定を追加いたしまして、要件を拡大して、経営支援に努めているところでございます。

続きまして、相談体制でございますけれども、通常3名の相談員を今1名増やしまして4名とし、時間につきましても、午前9時から午後5時までであったものを、午後8時まで延長してございます。また、相談に来られた方をお待たせすることのないよう、予約制としているものでございます。

相談件数につきましては、現在、1日平均60件の相談を受けているところでございまして、通常は1日十数件の相談でありますから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして急増している

ところでございます。

相談の実績につきましては、融資の紹介が257件、セーフティネットの認定は、4号が137件、5号が2件となってございます。

次に、迅速な対応についてでございますけれども、こうした相談が1回で終わるよう、要件が全て完了するようにということで、予約する際の電話の中で丁寧にお話を聞きいたしまして、また、必要な書類等を案内するなど、お客様が何度も足を運ばなくていいように、私どものほうでも丁寧な対応に努めているところでございます。そうしたことから、より一層迅速な対応に努めておりまして、金融機関におきましても、迅速な融資が行われるよう努めているとお聞きしているところでございます。

次に、区の融資あつ旋の拡充についてでございますけれども、令和2年度におきましても、経営変化対策資金を引き続き実施いたしまして、経営状況に変化があらわれた事業者への速やかな資金調達を支援してまいります。

また、あわせまして、経営支援資金や経営安定化資金の要件にセーフティネット保証4号を加えるほか、利子補給や信用保証料の補助などを行いまして、区内中小企業者が新型コロナウイルス感染症による経営変化に対応できるよう、支援を続けてまいります。

○塚本委員　　ありがとうございました。迅速に新型コロナウイルス感染症の区内事業者への影響に対して、今、支援がなされているということが確認できました。

この利子補給、あるいは信用保証料の全額補助等の拡充についても、これは今後、どこまで影響が及ぶかということに応じて拡大する可能性が大変高うございますので、適宜、適切な対応ということで、これは改めてお願ひをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響について、区内にある約2万の中小零細企業、この全てに、場合によってはいろいろな影響が及ぶという可能性も否定はできません。急激に経営環境が悪化している方々に、スピード感を持って適切な支援メニューにつなげていくということが大切でございます。

今、経営の相談の状況につきましても、人員を増やす、時間の延長等のお話をいただきましたけれども、相談に訪れる方は今後もさらに増えていくという可能性も十分に考えられます。相談者を待たせることなくスピーディーに応対するために、相談窓口の体制強化というのが随時必要になってくると思います。必要な人材の確保とあわせて、相談窓口の体制強化について見解を求めます。

○久保田地域振興部長　　体制強化についてでございますが、現在、相談員を4名体制で行っているところでございますが、4月からは7名体制に拡充をさせていただいて、1日当たり100件程度の相談に対応できる体制とする予定であります。

また、現在、相談窓口は商業・ものづくり課にありますが、相談件数の増加に備えまして、臨時の相談窓口を設けるなどしまして、スピーディーに対応できるよう、体制強化に努めてまいります。

○塚本委員　　すみません。人材の確保の考え方についてもあわせて伺いましたので、お願ひいたします。

○久保田地域振興部長　　今実際に相談に当たっている者は商工相談員という方ですけれども、そういった専門家のをまず増やすということと、また、委託等も行いまして、専門相談員を集めまして、大体7名体制で行うということですけれども、常時7名で相談が受けられるような形で専門員を集め相談体制を強化していきたいと考えてございます。

○塚本委員　　ありがとうございます。7名ということで、一層の拡充をして相談に応じていただけるというところで、これを本当にしっかりとやっていただければと思っております。

続いて、国や都が打ち出している支援策の中には、経営相談窓口が直接の所管ではないハローワークによる雇用調整助成金といったようなものもございます。また、子どもが休校で家にいる場合の保護者が仕事を休んだ場合の休業補償も相談の中には出てくるかもしれません。

国や都から日々追加される経済対策の支援メニューについて、漏れることなく的確に案内するために、区はどのように取り組んでいくお考えなのか伺いたいと思います。

また、これまでにも出てまいりましたけれども、雇用調整助成金の申請など、他の関係機関が担当する事柄に対しても相談されるケースについて、このような場合にはできる限りワンストップとなるような応対で、相談者の負担が増すことがないということに配慮していただいた相談がなされるといったことを求めたいと思います。区のお考えをお聞かせください。

○久保田地域振興部長 まず、支援メニュー等の案内についてですけれども、私どもも、日々、国の動き等を常にチェックしているところでございますけれども、国の動きは日々刻々と変わってきておりますので、例えば、経済産業省のホームページなどを定期的に細かくチェックする、また、東京都からも通知が来ていますので、そうしたものに必ず目を通し、注視いたしまして、情報の共有化を進めているというところでございます。

こうしたことを徹底いたしまして、区内事業者から問い合わせ等がありましたら、それぞれのニーズをお聞きいたしまして、調達額や補助率などを鑑みまして、適切な融資の窓口を案内させていただいているというところでございます。

次に、雇用調整助成金の申請についてでございますけれども、相談者の負担を軽減するには、ワンストップによる対応は重要な視点であると考えております。私どももそのような支援を行っていきたいと考えているところでございます。

雇用調整助成金の申請はハローワーク等で行いますけれども、窓口には限りがあり、受け付けまでには相当な時間を要するということが想定されております。また、申請書類も複雑なものが多いとお聞きしておりますので、これらを円滑に進めるには、専門家による支援が必要と考えてございます。なかなか区内中小企業の方々がそれぞれ窓口で申請を行うということは難しいところがあるのではないかと考えているところであります。例えばでございますけれども、社会保険労務士の方々と連携いたしまして、無料相談窓口や申請書類の作成、申請代行を行っていくということを考えているところでございます。

○塚本委員 ありがとうございました。

今の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士等にお願いをしてというところでの考え方は、大変に評価できるものだと思いますけれども、この相談窓口の件数というか、規模とか、あるいは場所とか、そういうことについてもう少し何かわかれれば教えていただきたいと思います。

○久保田地域振興部長 今現在、いろいろ考えているところでありますけれども、例えばの話でございますが、武藏小山にあります創業支援センター等、そういう創業にかかる、中小企業の振興にかかる施設等がありましたら、そういったところで相談を受けるということも一つの案かと思ってます。

それと、社会保険労務士会の支部等にもそういうものが設けられないかどうか、また、そういったことを検討しながら、できるだけ中小企業の方々の負担を軽減するような形で相談窓口を設け、負担軽減に努めていきたいと考えております。

○塚本委員 ありがとうございました。

続いて、経営相談窓口では、訪れた相談者の不安や困り事に対して丁寧な相談に応じ、この難局を乗り越えていけるようにすることが重要になってくると、このように私は捉えております。

セーフティネット貸付の条件には、売り上げが過去の実績より5%以上減少していることなどがありますけれども、事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響をこういったいわゆるエビデンスといいますか、書類等で客観的に示すということがなかなか難しい、こういった実情もあるかと思います。これまでもこれは確認されてきたことでございますけれども、改めて区内の困っている人が漏れなく相談に訪れるができるよう、区として積極的な相談への呼びかけをするという点、それから、セーフティネット保証の認定について、事業者の実情に応じて柔軟に対応するという点について求めたいと思いますけれども、それぞれ区の見解をお聞かせください。

○久保田地域振興部長　　まず初めに、周知についてでございますけれども、現在は区のホームページで周知を行っているところでございます。隅々まで行き届くためには、ホームページだけでは不十分なところもあるかもしれませんので、私どもは、例えば、品川区商店街連合会や東京商工会議所品川支部と連携・協力をいたしまして、必要としている方に行き届くように、積極的に周知に努めてまいります。

それと、次に、セーフティネット保証の認定についてですが、通常は決算書などの書類の提出を求めておりますが、個人事業主の方などで、なかなかこの間の売り上げの集計ができないという事業者の方も聞いてございますので、相談に来られた際には、例えば、請求書や通帳のコピー、また、予約表など、キャンセルなったときにキャンセルといろいろ書かれている台帳等もございますので、そういうものを相談員と確認するなどしまして、柔軟な対応に努めているところでございます。

○塚本委員　　今の柔軟な対応といったところは、本当に大事な点だと思っております。やはりこの突然の新型コロナウイルス感染症の非常に急激な事業の悪化ということの中で、本当に戸惑いと、この先事業を続けていけるのかという不安に陥っていらっしゃる方々、区の経営相談でしっかりと相談していただいて、やっていけるのだ、まだまだ頑張って続けていけるのだという思いにしていただけるという相談をぜひお願いしたいと思います。

次なのですから、新型コロナウイルス感染症による経済への今後の影響、少し先の影響ということでございます。そういうものも極めて深刻になってくるという予測も立てられている中でございますけれども、そういう中、国も新たな経済対策を検討しているというところではございますが、国や都のみならず、品川区も区内の経済環境を注視し、時を逸せず、必要な経済対策を実行していただきたいと思います。

そのために、まず、区内の経済状況を、この先4月・5月と注視して、必要なところに必要な支援を検討すべきと考えます。今後区は、区内の経済状況について、どのように把握をしていくのか、そして、その把握した結果、どのように次の経済対策といったものを反映していくのか、伺います。

○久保田地域振興部長　　新型コロナウイルス感染症によります区内経済の状況については厳しい状況にあると認識しております、今後も長引くようであれば、さらに深刻な状況になると懸念しているところであります。

私ども、窓口に来所した際に、通常から、ふだんよりアンケート調査を行っております、その中で、2月20日からは新型コロナウイルス感染症の影響についてという項目を追加いたしたところでございます。それによりますと、既に影響が出ている、また、今後影響が出そうであるという回答が約7割を超えているというところでございますので、大変厳しい状況にあるということでございます。

そのほかにも、相談などにおいて、中国から部品が入ってこないため、納品が遅れて売り上げのめど

が立たないといったような内容、また、飲食店では、キャンセルが増えたとか、来店者が減ったなどの声が多く出ていますので、今、行っています景況調査の結果等を踏まえつつ、今後の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

今後の経済対策といたしましては、当面は融資などによる資金繰りの支援を積極的に行いまして、この間の厳しい状況の中で事業継続に力を注いでいきたいと考えているところでございます。その後、感染拡大が終息するという状況になりましたら、区内中小企業の活力再生や商店街のにぎわい創出などの景気浮揚対策を積極的に打ち出していきたいと考えているところであります。

○塚本委員 今、景況を見ながらというところで、いわゆる中小企業の景況というようなことが、あれは3ヶ月に一遍ぐらい出ているかと思います。このタイミングというのがやはり今すごく大事だと思いますので、そのタイミングというのももう少し、3ヶ月に1回でいいのかというところも検討の中に入れていただきたいと思うのですけれども、款別審査の中でも、予備費3億円というものを活用して経済支援を実施するといったお話を出ておりました。今後、消費の落ち込みや、区発注の公共工事の遅延といったことが起こり得ると。そういう悪影響に関して対応していくために、区としてのさらなる財政的な支援が必要になってくるという可能性が高いのであろうと思います。

既に補正予算の編成を検討されているかと思いますけれども、今後検討し得る経済対策ということについてと、財源としては財政調整基金ということが取り上げられておりますが、この財源の考え方についても、改めて区の見解をお聞かせください。

○堀越企画部長 経済対策に関するご質問でございます。地域振興部長からご答弁申し上げたのと重なる部分がございますが、当面はやはり資金繰りにしっかりと対応していくこと、事業継続を図っていくということを考えてございます。

期間の見通しについては難しい面がございますが、終息後は、さらなる経済対策、景気回復、新たな経済対策等についても打っていく必要があると思ってございまして、そのようにフェーズに応じた施策をしっかりと打ってまいりたいと思ってございます。

補正予算についても積極的にご提案を申し上げるとともに、財源につきましては、ご質問にもございました財政調整基金等、基金などしっかりと活用しながら対応していきたいと。このように考えているところでございます。

○塚本委員 ありがとうございました。今後の経済対策、一定の終息を見た後の対策といったこともあるかと思います。特に今年度、プレミアム付商品券として、当初、春、秋、4億円ということで計上されておりますけれども、こちらの拡充につきましては、しっかりとこれは検討していただきたいと要望をさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、本当に危機的な状況と言えるような新型コロナウイルス感染症の対策、区内経済をしっかりと支えていけるように、今後とも対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、防災対策について伺います。

品川区は、密集住宅市街地整備促進、木密地域不燃化10年プロジェクトの不燃化特区指定、防災街区整備、木密連担地域改善などの事業により、木造住宅密集地域の不燃化、耐震化を促進し、木密地域の解消を進めてきました。

しかし、これまでの区の議会答弁では、区内の木密解消は道半ばとの認識を示し、令和2年度で終了予定の木密地域不燃化10年プロジェクトの期間延長を都に求めてきましたとありました。そして、このたび都は、本事業の5年延長の案を公表し、さらに新たな地区を指定することも議論されています。

まず、木密地域不燃化10年プロジェクト不燃化特区に指定している地区の多くは、密集住宅市街地整備促進事業も実施しています。2つの事業を重ねて実施するメリットについてお聞かせください。

また、木密地域不燃化10年プロジェクトの5年延長に際して、令和2年度に期間終了を迎える密集住宅市街地整備促進事業の延長についての見解を伺います。

○中村都市環境部長 不燃化特区と、それから密集住宅市街地整備促進事業、こちらのほうを重ねて実施するメリットについてでございますが、不燃化特区につきましては、建物の除却や建て替え、こうしたものに助成を行うことで、個別の建物を火災に強い構造にして、防災性の向上を図ることを目的としております。

また、一方、木密事業でございますけれども、こちらは街区の中で防災広場の整備ですとか、あるいは防災上の効果の高い道路の拡幅などを実施することで、防災性の向上を図るものでございます。

両事業をあわせて実施することで、個別の建築物と、それから道路や公園といった社会基盤の整備、異なる両方の面から防災まちづくりを進められるといったメリットがあると考えております。

それから、不燃化特区と木密事業を重ねて実施している地区、現在、4地区ございまして、令和2年度にこのうち2地区が期間を終了するということでございます。この10年プロジェクトの延伸、都からの延伸を踏まえたときに、現在区が取り組んでいる木密事業につきましても、防災広場の整備や、あるいは災害時の避難路となる防災生活道路の拡幅などについて、現在実施中でございます。したがいまして、これらの取り組みは、令和3年度以降も必要であると考えております。木密事業の延伸については、検討を行ってまいります。

○塚本委員 よろしくお願ひしたいと思います。

新年度予算では、新規事業として、木密地域に多く存在している接道不良宅地の改善検討が計上されています。この事業の内容の説明をお願いいたします。

また、今後、区内における木密地域解消のために、これまで実施してきた各事業に加え、ご説明いただいた接道不良宅地改善や、木密地域不燃化10年プロジェクトの新たな地区指定も含めて、どのような地区で進めていくとする考えなのか、また、これにより区内の防災性の向上をどのように果たそうとしているのか、お聞かせください。

○中村都市環境部長 初めに、接道不良宅地の事業の内容についてでございますけれども、建築基準法におきまして、建物を建築する敷地は道路に2m以上接することが必要とされております。この木密事業におきまして、こうした建物を建て替えていくということが、これから改善に向けた課題となっております。

建築基準法では、2m以上の接道の規定のほかに、2m以上接していないけれども、それが満たされない場合でも、2m以上の接道と同等の安全性が確保されていればこの限りでないといった規定もございます。同等の安全性といいますのは、例えば、災害時に道路へ逃げる避難路を、お隣の敷地を通らせていただくなどして複数用意する方法などがありますけれども、敷地の状況によって、全く建て替えが不可能でない場合がございます。木密地域におきまして、こうした可能性を調査いたしまして、条件を一定満たせば建て替えができるというものにつきましては、所有者に知っていただくことで、これまでうちでは建て替えができないからと初めから諦めていた方に対して情報提供を行って、安全化の啓発を行うことで、木密地域内の建て替えをさらに推進すると。そういう考え方のもとに進めていきたいと考えております。

それから、接道不良宅地における今後の取り組みについてでございますが、木密地域全体に対して

行っていく考えではございますけれども、まずは不燃化特区と木密事業地区の両方がかかっておりまます。西品川二・三丁目地区で対象の宅地を含む街区を調べまして、検討を行っていきたいと考えております。

また、不燃化特区の新たな地区指定につきましては、これは地域危険度ですとか、老朽住宅の状況、また、狭隘道路の状況、こういったものをこれから調査した上で決定していきたいと考えております。

防災性の向上につきましては、防災広場や道路の整備のほか、個人個人の建物の建て替えを促進するなどして、これは所有者の協力が必要で、一軒一軒進める必要がございますけれども、可能な限り少しでも前へ進むようにこれからも取り組んでいきたいと考えております。

○塚本委員 新たなこの事業にも積極的に取り組んでいただきながら、木密地域の防災性の向上にさらに尽力していただければとお願いをいたします。

次に、高齢者の健康づくり、生きがいづくりについて伺います。

区は、2020年から10年間にわたる品川区長期基本計画を策定しました。その中の4つの視点の1つに、超長寿社会に対応する視点があります。海外の研究で、今後、多くの人が100年生きることが当たり前になる時代が来ると提唱されている中、いつまでも健康で生きがいを持った人生を送れるよう、政策が求められます。

まず、品川区は、高齢者の健康づくり、生きがいづくり事業として、いきいきカラオケ広場、いきいき健康マージャン広場、グラウンドゴルフ大会や高齢者輪投げ大会を実施しています。いずれも人気のある事業と認識しています。

ところで、高齢者のこのような活動は、より身近で生活圏をともにする高齢者クラブのようなコミュニティを基盤としたほうがお互いの交流も深まりやすく、日常の支え合いや災害時などの助け合いといった副次的效果も期待され、より効果的なものになるのではないかと考えます。

現在、品川区内高齢者のマージャン人気はとても高いと感じています。いきいき健康マージャン広場は会場や参加人数に限りがあるので、各地域の高齢者クラブが地元の町会会館などで広く実施できるようにするには、どのような支援が考えられるのか、伺います。

また、パラリンピック競技でもあるボッチャは、グラウンドゴルフほどのスペースを必要とせず、高齢者にも広く受け入れられる競技ではないかと思います。今後、ボッチャを高齢者クラブなどで推奨し、将来的には区内で大会を開催することも検討してはいかがでしょうか。区の見解をお聞かせください。

○伊崎福祉部長 いきいき健康マージャン広場事業につきましては、高齢者の生きがいづくり、高齢者同士の交流、仲間づくりを推進するなどの目的で実施をしており、一部の高齢者クラブでも健康マージャンを行っているところがございます。こういったところからは、男性会員に非常に人気が多く、始めてから男性会員が増えたなどという声も寄せられているところです。

一方で、活動に取り入れたいのだけれども、実施場所でお困りのお声も寄せられております。こういった場合は、高齢者地域支援課のクラブの担当の者から関係所管にお声をつなぎまして、必要な調整を行っているところです。

また、先行事例等もご紹介をして、どのようにして、例えば、ご案内の町会会館などをお使いになつたのかということをご紹介し、高齢者クラブで健康マージャンが実施できますように支援を行っているところでございます。

次に、ボッチャでございますけれども、パラリンピックの競技種目になっていますボッチャは、屋内の比較的小さいスペースで実施できることから、高齢者も気軽に楽しめるスポーツだと認識しております。こうしたことから、オリンピック・パラリンピックを契機に、より多くの高齢者クラブの会員にし

ていただきたいと、来年度、高齢者クラブの会長の皆様を対象に、ボッチャの講習会を実施する予定としております。そこで状況を見つつ、将来的には大会開催に向けて、つながるように支援をしてまいります。

○塚本委員 次に、高齢者がボランティアで活躍する地域づくりも目指すべきものと考えます。今年、東京2020大会に向けて、品川区独自のボランティア、しな助を募集し、大会での活動が予定されています。しな助は500人を目指し募集中だと聞いていますが、大会後のレガシーとして、しな助を区内ボランティアの活性化につなげていただきたい。

まず、現時点のしな助登録人数と、そのうち65歳以上の占める割合をお知らせください。

また、区ホームページのシニアのためのボランティア活動に掲載されている数多くのボランティアにしな助のレガシーを継承することについて、関係所管で情報共有し、マッチングしていくために、どのような取り組みが考えられるのか、区の見解を伺います。

○安藤文化スポーツ振興部長 しな助についてのご質問でございます。現在、しな助は総数が524名、そのうち65歳以上は61名で、割合としては11.6%でございます。

東京2020大会に向けて応募していただいたボランティアではございますが、しな助のボランティア活動が大会終了後も続くように、ご本人の希望に沿ったマッチングができるようことが大切であると考えてございます。

そのためには、品川区社会福祉協議会の品川ボランティアセンターへのご案内や、また、しながわ地域活動展などへの参加を促して、情報提供を行い、大会のレガシーとしての幅の広い地域ボランティアの活性化につなげていきたいと考えてございます。

○塚本委員 ありがとうございました。以上で、品川区議会公明党の総括質疑を終了いたします。

○鈴木（真）委員長 以上で、塚本よしひろ委員の質疑を終わります。

次に、のだて稔史委員。

○のだて委員 日本共産党品川区議団を代表して、石田ちひろ委員とともに総括質疑を行います。

私からは、新型コロナウイルス感染症対策と羽田新飛行ルートの中止を求めて質問します。

まず、新型コロナウイルス感染症対策です。世界保健機構（WHO）がパンデミックと発表し、世界でも感染が拡大。感染症対策は国が責任を持って進めると同時に、あらゆる手立てを尽くし、区も対策が必要です。人、モノの流れがとまり、リーマンショック以上の景気悪化と言われており、緊急に暮らし、家計、中小企業を守る支援が必要です。

まず、学校の休校についてです。品川区でも、3月2日午後から4月5日まで休校で、子どもの体を動かす場がなくなり、ストレスはもう限界。保護者もストレスを抱えています。支援には、心身のケアなど、子どもの権利保障の視点が重要です。感染防止の対策を徹底した上で、順次、公共施設での子どもの受け入れをしていくべきです。まずは、春休みから児童センター、図書館の再開を求めます。いかがでしょうか。

給食が中止され、納品していたお店は大きな打撃を受けています。数十校に納めている肉屋は、うちにはほとんど納め、補償が少しでもあればと。八百屋は、売り上げが前年の3分の1に減っているなど、切実です。区が学校給食納品店の補償をすべきですが、いかがでしょうか。

○福島子ども未来部長 私からは、児童センターについてお答えいたします。現在、最重要課題は、感染症の拡大防止対策であります。しかし、児童センターが閉鎖することで、乳幼児親子や子どもの居場所が不足しているということも承知しております。國の方針や区内の感染症の状況を見きわめつつ、

適切に利用していただく方法について検討しております。春休みをめどに何らかの措置ができるよう、調整を行っているところでございます。

○本城教育次長 まず、図書館につきましては、現在のところは、感染の拡大を防止するということを最重点に考えて、予約した本の受け取りと返却、予約の受け付けに限る等に制限した形で運営をしているところでございます。

今後、再開に向けましては、図書館が不特定多数の利用する施設であることも考慮しながら、検討をしていきたいと考えているところでございます。

それから、もう一点でございますが、給食の納品の補償の関係でございます。こちらにつきましては、今現在、国におきましても、学校給食の食品納入業者の対応といたしまして、発注分に対して違約金が発生して学校が負担した場合等については、補助金を交付するなどの考え方が示されているところでございます。

そのため、場合によっては事業者への一定の補償を行うことも考えられるところでございますが、現在、補助金の具体的な基準や適用範囲等、詳細についてはまだ国から示されておりませんので、現時点で具体的にどのような補償ができるか等、明確にお答えすることはできませんが、これから補助の詳細等が判明した段階で、区としてどのような対応ができるか検討していきたいと考えているところでございます。

○のだて委員 ぜひ納入業者についても、補償をしていっていただきたいと思います。

休校による授業の遅れも心配です。子どもの学習権の保障、この回復は必要ですが、個々の実情に応じた無理のない計画で遅れを取り戻せるようにすべきです。丸一日授業が潰れ、事前の過去問題練習に時間をとられる4月の全国一斉学力テストは延期でなく中止にし、時間を確保できるよう、国に求めるべきです。同時期の区の学力テストも同様にすべきです。いかがでしょうか。

この景気悪化で、子どもの教育に支障が出てはなりません。3月の売上減など、収入が激減した家庭が就学援助を受けられるよう求めます。いかがでしょうか。

○本城教育次長 では、私からまず、学力テストの関係のご質問にお答えいたします。

国と区の学力調査についてでございますが、どちらにつきましても、児童・生徒の一人一人の学力の定着状況を見とり、教員が個々の児童・生徒の指導に活かして授業改善を図ることを目的としているものでございます。

したがいまして、4月以降、通常の授業が実施されている状況の中では、国が新たな実施日を設定した場合には、各学校の教育課程などとの調整をすることを前提とした上で考えていきます。

また、区の学力調査につきましては、通常の授業が実施される状況であれば、予定の期日で実施するようと考えているところでございます。

それから、もう一点が、就学援助の関係でございます。就学援助の認定につきましては、年間の所得の基準により行うことを原則としておりますが、失業や倒産などにより急激に所得が減少した場合などには個別の相談にも応じておりますので、今回も同様に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○のだて委員 学力テストについては、区のほうは4月にやるということですか。ぜひ子どもや先生のためにも、学力テスト中止の決断をすべきです。

次に、景気対策です。安倍政権の来年度予算には、新型コロナウイルス感染症対策費は1円も入っていません。予算を確保し、万全の対策をすべきです。品川区でも、中小企業を倒産させないための補助

が必要です。多くの人が外出を控え、飲食店の予約はほぼキャンセル。売り上げがふだんの3割減。売り上げが減っても固定費はかかります。政府は実質無利子融資を打ち出しましたが、区内でも、融資と言われても返す見込みが立たないとの声も。区が中小企業の入会費や家賃など、固定費補助をすべきです。いかがでしょうか。

演劇など、文化的興行も深刻です。劇団の方は、2月は2日前にドタキャン、3月後半は全てキャンセルと、深刻です。きゅりあんなど、区有施設でもイベントを中止しています。イベント中止要請が演劇、芸能、音楽などにもたらした実害を補償するよう国に求め、当事者である区としても支援すべきです。いかがでしょうか。

○久保田地域振興部長 新型コロナウイルス感染症拡大に対します区内中小企業への支援でございますけれども、私どもとしましては、中小企業のご要望等も踏まえまして、当面の企業の資金需要に応じるという形で、経営変化対応資金の融資あつ旋をスピード一に進めるということが重要だと認識しているところでございます。直接、固定費を補助する考えはございません。

○安藤文化スポーツ振興部長 私からは、演劇など文化的な興行の中止についてご説明させていただきます。きゅりあんもございますけれども、館自体を休館にはしてございません。主催者がみずから自粛をするということで、中止になったものもたくさんございます。そういうものは還付をさせていただいて、支援をさせていただくということでございます。

また、国の補償ですけれども、国の動向を注視しつつ、国から補償について何か示されれば、必要に応じて、私どももしていきたいと考えてございます。

○のだて委員 ぜひ中小企業や文化人が廃業することがないよう支援をしていっていただきたいと思います。

景気悪化を受け、政府の中からも減税の声が出ています。消費を下支えし、住民の所得を増やし、低所得者と中間層への力強い支援策として、消費税5%への緊急減税を国に求めるべきです。いかがでしょうか。

最後に、体制の問題です。新型コロナウイルス感染症の対応で所管課は日々ご苦労されていると思いますが、品川区は健康増進を図る保健師が23区で一番少ない。こうした非常事態の対応にも、ふだんからの充実が重要です。命を守る体制の充実、保健師の増員を求めるが、いかがでしょうか。

○品川財政課長 消費税率のことにつきましては、国税のあり方に関することでございます。国において議論されるべきものであり、減税を国に求める考えはございません。

○榎本総務部長 保健師の体制ということですけれども、この間ずっと採用しながら計画的に保健所の体制を充実するよう努力しております。なかなか増えない状況にありますけれども、今後も継続して増員を図っていきたいと思っております。

○のだて委員 消費税の緊急減税は、区内の経済を支えるためにも求めるべきです。

保健師の増員は、先ほど採用されていると言いますが、こうした方が一のときにも弱者を守ることにつながりますので、ぜひさらに拡充を求めたいと思います。

こうした要望したことだけでなく、もちろん検査体制の強化や医療機関などへのマスク等の配布など、医療面でもあらゆる手立てを尽くすことが必要です。体制の強化こそそれ、国公立病院の削減などもつてのほかです。新型コロナウイルス感染症の感染防止、経済対策、区や国の万全の対策を求める、日本共産党としても、引き続き全力を尽くします。

次に、羽田新飛行ルートです。

2月2日から12日まで、南風の実機飛行確認が行われ、区内に衝撃が走りました。航空会社のマークが見えるほど低い、想像を絶する音で驚いた、複数ルートで間髪入れず飛んでくるからたまらない。国土交通省は6日後の3月29日から本格実施をしようとしていますが、今からでも中止すべきです。しかし、計画発表当初から、区長は、国策だから甘受すると容認姿勢を示し、国土交通省が決定する直前の関係自治体から意見を聞く場でも、固定化することがないよう求め、まずは飛ぶことを容認してきました。区長の容認姿勢が実施を後押ししているのです。なぜ中止を求めないのかの質問に、区は、国がさまざまな意見を受けとめ対応することを前提に実施と答弁し、理由を答えませんでした。改めて、なぜ区長は中止を求めないのか、伺います。新ルートの中止を求めるべきです。いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 まず、羽田新ルート、国が平成26年に新飛行計画を公表しておりますが、その公表からこれまで区は一貫して、区民の不安の払拭のため、また、落下物対策、騒音環境の低減の取り組み、さらに区民への丁寧な周知、そして説明を継続して求め続けてまいりました。

ルートを固定しない取り組みにつきましては、これは新飛行ルート計画は国が主体となって国の責任において実施するものでございます。したがいまして、区の考え方として容認するしない、そういった考え方を含んでいるということはございません。

この新飛行ルートの運用の決定の判断に際しましては、国は、さまざま意見をいただいてきたけれども、それをしっかりと受けとめると示して、決定の判断をいたしました。区といたしましては、引き続き国の取り組みが約束どおり継続して行われるよう、しっかりと求めていく考え方でございます。

○のだて委員 なぜ区長が答弁しないのでしょうか。区長の態度が決定を招き、区民に多大な被害をもたらすのです。区長が答えないと、区民の命と暮らしを守る責任を放棄するに等しいと考えますが、いかがでしょうか。

中止を求める理由は、国の対応を説明し、理由は答えませんでした。区に責任はないと考えているのか、伺います。

○中村都市環境部長 区としまして、やはり区民の影響を可能な限り小さくするといった取り組みが必要だと考えております。そのために、国に対してこれまでさまざまなことについて強く求めてきたところでございます。したがいまして、これからも区民のために、区は寄り添って、国と正面からしっかりと話をいかなければいけないと考えております。

○のだて委員 また区長にお答えをいただけませんでした。区長は、区民の安全と暮らしを守る責任を放棄したことです。羽田新ルートについて、国に意見を言っていると言いますけれども、しかし、中止は求めないと。これでは、区民の命と暮らしを守ることはできません。

新ルートで3.5度の急角度の着陸が導入されました。これに対し業界団体が警鐘を鳴らしています。世界約120か国290の航空会社が加盟する国際航空運送協会（IATA）が、世界の空港に例のない特別な操縦技術を求められると。国に着陸角度を緩やかにするよう求め、また、104か国10万人以上のパイロットが加盟する国際定期航空操縦士協会連合会（IFALPA）も、ほとんどのパイロットが経験したものと大きく異なると、危険性を指摘しています。2つの団体が懸念を表明することは前代未聞です。

区長が求めてきた危険な高度が、世界から危険性を指摘されています。事故が起きれば、国土交通省はもちろん区長の責任も問われます。こうした指摘を受けて、今でも高度変更を求めたのは正しいと考えているのか、伺います。3.5度は、区も国と同じ安全との考え方なのか、伺います。

○中村都市環境部長 まず、IATA（国際航空運送協会）につきましては、国からは、懸念を示し

たということではなく、さまざまな技術的な課題について意見交換を行ったものであるということでございます。また、こうした意見交換を常々行っており、その一環であるということでございます。

そして、国が安全だということを示すことについて、区としてどうかというところでございますけれども、高度の引き上げ、そして区民の暮らしの安全性、こちらにつきまして、区としましては、かねてから騒音環境の軽減に向けた取り組みを求めておりました。高度の引き上げについては、降下角度だけでなく、着陸地点の移設も国により示されたところでございます。これらの実施に伴う安全性については、当然ながら事業主体である国が判断するものであり、区としては騒音軽減と安全対策をあわせて検討された上での、この高度の引き上げが行われたと認識をしているところでございます。

○のだて委員　　国際的な航空会社団体や世界中のパイロットが加盟する団体が、騒音軽減にならないと。また、危険性も指摘しているのです。

昨年の5月には、ロシアの尻もち事故で41人が犠牲になりました。こうした事故になる危険性を区長がつくってしまったということなのです。

では、実際に騒音は軽減されたのか。実機飛行の騒音測定で80デシベルを超えた場所と、その地点での飛行機の試算高度、その高度の国の推計騒音値をそれぞれお答えください。

○中村都市環境部長　　実際の航空機による飛行確認でございますけれども、2月2日から12日の間の実質7日間、行われたところでございます。まず、測定地点といたしまして、区としては、台場小学校と立会小学校に測定の機械を設置しております。その中で、2月12日におきまして、81.3デシベルという数字が記録されております。

また、国の測定局では、東京都下水道局南部下水道事務所で2月4日、81デシベルを記録したというところでございます。

また、区の測定、81.3デシベルの時点では、高度が475メートルというところでございますが、国の測定地点での高度というものは、区としては把握しておりません。

○のだて委員　　国の約450mでの騒音測定、想定では最大76デシベルですが、実際は今、81.3デシベルと、5デシベルも高い。音量ですと6デシベルで2倍なので、想定の2倍近い音量が出ていたと。しかも、ここはルートから約250mと、ずれていますから、さらに想定以上の騒音だったことになります。想定以上の被害が出るということなのです。この騒音を被害とは思わないのか、伺います。

国土交通省が大井町で80デシベルと説明してきたのですから、大井町に騒音測定器を設置すべきです。特にきゅりあんの屋上はいかがでしょうか。

○中村都市環境部長　　81デシベルという国の測定につきましては、これは国は現在、この測定結果につきましては精査中というところでございます。区といたしましても、この測定結果につきましては、しっかりと説明を受けていきたいと考えております。

また、測定局の設置についてでございますけれども、区の設置場所にきゅりあんをというところでございますが、航空機騒音を測定する際の場所につきましては、環境省のほうで航空機騒音測定・評価マニュアルというものを取りまとめております。その中で、測定地点の適切な場所といたしまして、大きな建物に近接する場所を避けることや、鉄道等が近接するところは避けるなどの測定環境にかかることが定められております。こうした理由から、飛行経路のできるだけ近くの公共施設の中で決定をしたというところでございます。

○のだて委員　　ぜひルート直下の大井町に設置をしていただきたいと思います。

被害について答えています。つまり、被害とは思っていないと。ひどい態度だと思います。危険な上に、新型コロナウイルス感染症の影響で、海外の観光客は来ません。経済効果もなく、区民への被害が残るだけです。ANAも、新ルートによる新規11路線のうち5路線が減便、4路線が就航延期との報道です。羽田空港への就航はどれだけ減っているのか、伺います。

今すべきことは、区民への被害を受けとめ、国に新ルート実施をやめるよう求めることです。欠航や減便が相次いでいる中で、新ルートの需要はありません。3月29日から実施延期を国に求めるべきです。いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 就航数の減についてですが、これは区といたしましても、さまざま減便が行われているということは承知をしておりますが、国からは、夏ダイヤがまだ確定をしておらず、羽田空港機能強化により増便する予定の就航数の減はまだまとまったものがないというところでございます。国の新飛行ルートの計画につきましては、区はこれまで落下物対策、騒音環境の軽減、ルートを固定化しない取り組みなど、国に対して求めてまいりましたが、さらなる国の引き続きの取り組みと丁寧な説明、情報提供を求めてまいり考えでございます。

○のだて委員 実際に国際線ターミナルに行ってきました。6割超が欠航で、受け付けにほとんど人はいませんでした。増便のための29日からの本格実施は全く必要がありません。

それで、今回、これだけさまざまな危険性が示されました。そうしたもとで、29日からの本格実施を行っていくのは、あまりに無謀ではないでしょうか。最後に改めて区長の答弁を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 区民の安全と騒音対策の取り組みにつきましては、これからも国に対して求めていくところで、また、今回の本格運用に際しましては、減便はあるものの、いつでも復便ができるように今回実施をしていくというところが、国の考えが示されました。区といたしましても、安全性のさらなる取り組みといたしまして、落下物対策については、外国やこれまでの既定の類を見ない厳しい取り組みだと聞いております。また、騒音につきましても、防音対策、こういったものを十分、国としても、法律の弾力的運用などで取り組んできてもらったというところでございます。これからもしっかりと国には、影響が特に大きい品川区に対して、手厚く対応していただくように求めてまいりたいと考えております。

○のだて委員 さまざま対策をやってきても、危険性がなくならないということなのです。区民の命と暮らしを守るべき区長が答弁しなかったのは、非常に残念です。区長の要望で、危険な急角度の着陸が行われ、騒音の軽減にもならず、実際は想定以上。落下物も増えており、大気汚染も既に深刻な上にプラスされます。これほどの問題を抱えたまま運用を始めるのはあまりに無謀です。

今、住民が、品川のことは品川区民が決めると立ち上がっています。羽田新ルートの賛否を問う品川区民投票の実施、直接請求に向けた運動が行われています。日本共産党が区民投票の成功へ全力を尽くすとともに、引き続き、危険な羽田新ルートを中止させるために全力を擧げる決意を述べまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長 以上で、のだて稔史委員の質疑を終わります。

次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 のだて委員に引き続きまして、日本共産党品川区議団の総括質疑を行います。

私からは、国民健康保険の問題と庁舎建て替えについて伺います。委員長に許可をいただいていますので、途中でパネルを提示します。

まず、国民健康保険です。毎年値上がり続けている国民健康保険料の引き下げ、子どもの国民健康保険料無料化を求めて質問いたします。

まず、経年的に見て、さまざまな制度改悪がされてきたこの11年間で、国民健康保険料がどれだけ値上げされてきたか伺います。40代夫婦、子ども2人の4人世帯の場合、平成21年度と令和2年度の保険料が幾らになったか。給与年収300万円と500万円、それぞれ倍率も含めてお聞きいたします。

○福内健康推進部長 国民健康保険料についてですけれども、年収300万円の場合、平成21年度は17万9,829円で、令和2年度は37万5,498円です。約2倍となっております。

年収500万円の場合、平成21年度は32万8,505円であり、令和2年度は59万9,846円で、約1.8倍でございます。

○石田（ち）委員 国民健康保険は、さまざまな制度改悪とともに、国も都も区も税金投入を減らし続けてきたために、この11年間でとてもない値上げがされてきました。所得は減り続けているのに、国民健康保険料だけで2倍もの負担増です。国民健康保険制度を継続させるためにも、住民の負担軽減のためにも、引き下げこそすべきですが、いかがでしょうか。

そして、区独自に実施が可能な子どもの均等割の無料化です。子どもの均等割無料化に必要な予算は2億2,000万円です。お金はあります。例えば、国民健康保険に繰り入れてきた税金、法定外繰入金は、昨年度は8億6,000万円使わずに基金に積み増しています。これで子どもの均等割無料化は可能です。東京都内でも5市が実施しています。しかし、区は、公平性の観点から難しいとの答弁を繰り返しています。私は、公平性の観点からも、子どもの均等割の無料化をすべきと考えます。組合健保や協会けんぽなど、子どもには保険料がかかっていません。国民健康保険だけが、生まれたばかりの収入もない子どもにまで保険料をかけている。公平性の観点からも、他の医療保険と同様に、子どもの均等割の無料化をすべきです。いかがでしょうか。

また、子育て支援のため、保育料や医療費、学費など、さまざまな分野で負担軽減の税金投入がされています。国民健康保険事業の運営に関する協議会でも、国民健康保険料で子育て世帯の支援をしてほしいという意見もありました。多くの方にも理解が得られることだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○福内健康推進部長 国民健康保険制度は、誰もが適切な医療を受けるために設けられた制度であり、各自治体において、国、都からの負担金と加入者の方に納付していただく国民健康保険料を財源に運営しています。医療費総額や加入者の所得等を推計し、特別区統一保険料により保険料を決めており、区独自で保険料を引き下げるることは困難です。

また、一般財源を活用した子どもの保険料無料化につきましては、国から法定外繰入金を解消するよう求められており、区独自の実施は非常に困難と考えております。引き続き、特別区長会および全国知事会を通して国に求めてまいります。

○石田（ち）委員 子どもの均等割の無料化ですけれども、区も必要と認めている。国や都に求めると言っているのです。実施ができるお金もあるのに、なぜやらないのか、伺います。法定外繰入金を解消するように言われているので困難と言いますけれども、その法定外繰入金を、区は35億円から今3億円にまで減らしてきています。余裕で投入することができる、そういう状況にあるのです。それで実施できるお金もあるのに、なぜやらないのか。子どもの医療費無料化など、区として一般財源が子育て支援に投入されています。こういう支援策と何が違うのか、伺いたいと思います。

○福内健康推進部長 国民健康保険制度は、制度を国で定めているものでございます。多子世帯の支援につきましては、特別区長会で保険料負担について、財政負担を求めるだけではなく、制度の構造的な問題等も含め、国に対して要望書を提出しているところでございます。子どもの保険料軽減につきましては、23区共通の課題であり、品川区独自の実施は現在のところ考えてございません。

○石田（ち）委員 23区統一とおっしゃるのですけれども、これ、区独自で自治体独自でできる対策なのです。だから求めているのです。それで、法定外繰入金も解消するようには言われていますけれども、保険料軽減のための繰り入れは、国も都も認めているのです。ですので、十分可能な財源もあるし、それをする仕組みもあるわけです。ですので、ぜひとも進めていただきたいと思いますし、子どものいる世帯・いない世帯、高齢者のいる世帯・いない世帯、障害者のいる世帯・いない世帯と、そういう世帯にも、どの分野でも支援の税金というは投入をされています。国民健康保険の世帯・国民健康保険ではない世帯、同じ考えではないのでしょうか。伺います。

○福内健康推進部長 まず、法定外繰入金につきましてですが、国から決算補填等目的の法定外繰入金を解消するよう求められており、特別区では6年間の解消計画を立てて、法定外繰入金を段階的に縮小する予定です。そのため、繰入金を活用する考えはありません。

また、国民健康保険の会計につきましては、これまででも、一般会計から財源を繰り入れ、運営をしているところでございます。そのため、これ以上的一般財源の繰り入れは考えてございません。

○石田（ち）委員 今言われている決算補填等の目的の法定外繰り入れに当たらないのです。この保険料減免のための繰り入れは、法定外繰り入れを解消するように言っている国も都も、保険料減免のためには使っていい、繰り入れていいという税金になっていますので、繰り入れることは可能です。そして、それだけの財源も十分に区は削ってきているわけですから。みずからが入れてきた税金を。それだけの財源もしっかりとあるという状況ですので、自治体の考え方でできる軽減策です。23区で先陣を切って実施していただきたいと思います。しかし、実施の考えはないということですけれども、今、消費税10%の打撃、新型コロナウイルス感染症による経済的打撃が区民を襲っています。こういうときだからこそ、国民健康保険料の引き下げ、子どもの均等割の無料化、これらがさらに必要な対策です。区独自に実施することを強く求めます。

次に、品川区は、滞納者に対し延滞金の徴収を始めるとしています。この区の延滞金徴収の中身、概要を伺います。今まで取ってこなかったものをなぜ取るのか。今まで取ってこなかった理由を伺います。そして、なぜ取ることにしたのか、理由を伺います。また、滞納者の滞納の理由として多い順から5つ教えてください。

○福内健康推進部長 まず、延滞金の概要でございますが、期限内納付の推進を目的に実施をするものです。延滞金利率は年14.6%でございますが、現在は特例基準割合により、年8.9%の利率で、期別の保険料2,000円以上の保険料から徴収するものでございます。

これまで延滞金につきましては、区における滞納状況を考慮し、運用しておりませんでしたが、近年では多くの加入世帯が納付されておりまして、未納世帯に対する保険料負担の公平性を求める声が寄せられております。また、国民健康保険加入者が減少する中、1人当たりの医療費が増加するなど、財政運営が厳しくなりつつあり、保険料徴収事務はさらに重要となっているとともに、都の指導検査においても指摘があり、国民健康保険加入者の負担の公平性を確保する運用を開始するものでございます。

次に、保険料の滞納理由についてですが、令和2年1月末現在、理由を把握している滞納世帯のうちの半数は財産がないとする世帯で、次に、借入過多や所得が少ない、事業不振、勤労所得の減となって

おります。

○石田（ち）委員 8.9%という、この年、高い利率を課していくという延滞金ですけれども、60年間取らないで来たものを新たに取り始めるわけです。財政状況を考慮してという答弁でしたけれども、なぜ取ってこなかったのか。60年間取ってこなかったわけですから、ここが重要だと思うのですけれども、そこをもう一度、なぜ取ってこなかったのか、理由を伺います。

○福内健康推進部長 延滞金につきましては、これまで区における滞納状況を考慮して、運用をしておりませんでした。

○石田（ち）委員 よくわからないのですけれども、考慮してきたと。そして、徴収する理由は、公平性や財源確保という理由によって延滞金徴収を開始するということですが、今答えていただいた滞納者の滞納理由の上位5つ、無財産、借入過多、また、低所得、事業不振、そして所得減と。払いたくても払えない人であるわけですよね。こういう人に高い利率の延滞金を課していけば、余計払えなくなると思いませんか。伺います。

そして、滞納者に延滞金を課することで払わせる、罰則を科して取り立てるようなやり方が、自治体のやることでしょうか。罰則を科すような延滞金徴収ではなく、支援策を紹介してつなげるなど、どうやって生活を立て直し、国民健康保険料を納められる状況に改善できるか、生活再建策を示して支援していくことこそ自治体のすべきことなのではないでしょうか。伺います。

○福内健康推進部長 保険料の納付が困難な方に対しましては、これまで窓口で生活状況を聞きながら、保険料の納付相談を行っております。相談の際に、さまざまな支援が必要と思われる場合には、法テラスや福祉の窓口を案内し、生活再建の支援も行っています。その結果、納付が明らかに困難な場合には、納付猶予や執行停止等も実施しているところでございます。

○石田（ち）委員 相談に応じるということですけれども、滞納者の多くが払いたくても払えない人です。そういう人たちに課す延滞金徴収はやめるべきです。

そして先日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部で、国税や社会保険料の支払いの苦しい人には支払いの猶予など対策をとること、延滞金についても免除や軽減の迅速な対応を地方公共団体に要請すると、安倍首相は述べました。それについて、区はどのような対応をされるのか、伺います。

○福内健康推進部長 3月18日付で新型コロナウイルス感染症対策本部が出しました「生活不安に対応するための緊急措置（案）」でございますが、その中に、国税、社会保険料の納付の猶予等があることは認識をしてございます。今後な正式の通知など、動きを注視してまいります。

○石田（ち）委員 今どこも大変な状況ですので、ぜひとも負担軽減へ支援こそすべきです。国民健康保険料は引き下げて、子どもの均等割は無料にして、そして延滞金の徴収はやめるべきと強く求めて、次の質問に移ります。

次に、庁舎建て替えは開発と切り離し、庁舎のあり方や敷地の選定など、住民参加と情報公開で検討することを求めて質問します。

品川区は、庁舎建て替えを、大井町駅周辺、広町地区開発と一体に検討してきました。庁舎は区民のためのものです。ところが、検討はJRと共に検討で、検討委託は日本最大手の日建設計。共産党が情報公開で入手した15本の検討報告書は、99%が黒塗り、非公開。このパネルのとおりです。検討には、3億円もの税金をかけたにもかかわらず、委託目的、委託内容、現庁舎の課題、新庁舎の必要性など、ことごとく黒塗りです。税金がどのように使われたのか全く明らかにされておらず、区議会にもこの検討内容の報告がないのは問題です。

庁舎についての検討報告書の内容が区民にも議会にも知らされず、突如、昨年8月に新庁舎建設の敷地案のD案が区議会に示されました。平成29年4月の広町地区開発構想に向けた区有地活用に関する検討業務委託その4に追加される形で、同年10月に広町地区開発構想に向けた施設活用に関する検討業務委託が出され、この中で、本委託は、今年度の共同検討の進捗に伴い検討が必要となった新庁舎およびにぎわい施設の基本計画案の検討業務であると述べられているのです。

つまりは、平成29年の再開発の検討委託の中から、D案が出されたのか伺います。そして、D案は、品川区とJR、日建設計の3者の検討によって出てきたものなのか伺います。また、D案の土地の平米数や場所などを含めた概要をご説明ください。

○榎本総務部長 今、委員ご指摘の平成29年の検討委託の中からということですが、これは違います。それから、3者の検討によって出されてきたのかというのも違います。

令和元年8月27日に出したD案の部分で、土地の面積は、想定分としては約8,300平米、場所につきましては、同じ資料につけた広町地区の行政機能・にぎわいゾーンの、今現在庁舎が建っていない部分を想定しているものでございます。

○石田（ち）委員 このD案がどこでどうやって出てきたのかが全くわからないということなのです。これまで3億円もかけて検討されてきて、土地の案まで出されたのに、区民にも議会にも一切報告も公開もされない。そして株式会社のJR、日建設計、そして品川区の3者だけでこのD案が出てくるというのは問題ではないですか。伺います。

また、現庁舎は、第二庁舎まで合わせたら1万3,000平米ありますけれども、それが今、敷地が8,300平米と、4割も削られた狭い土地になることを、品川区とJRと日建設計の3者だけで勝手に決めてしまったということになるのではないですか。伺います。

○榎本総務部長 今まで検討してきたのは、広町地区の再開発のほうの検討をしてきたと認識しております。

それで、敷地の約8,300平米につきましては、その資料の図をよく見てみるとわかるように、今の本庁舎、第三庁舎、それから第二庁舎・防災センターまで残った上で、さらに8,300平米が使えるという形で示しているものでございます。

○石田（ち）委員 再開発の検討であってということですけれども、D案というのが、土地の再編を行って、そして、先ほども述べましたけれども、進捗状況の中で、新庁舎およびにぎわい施設の基本計画の検討業務が出てきたと。追加されて出てきたわけです。ですので、やはりここでD案が出てきた。そして、突如、区議会に報告がされたということになるのではないですか。勝手にこの3者でD案を決めたということではないのでしょうか。伺います。

○榎本総務部長 行財政改革委員会の中では、令和元年度の前から区の庁舎の課題等、狭いというところ、わかりづらいというところ、それからサービスがなかなかうまく充実できないというところを常に検討してきたところでございます。その中で、令和元年度については、庁舎の現状等、また、ほかの区役所の視察等を行い、検討の候補地として4つ出したものでございます。ほかに候補地があれば、それでまた検討していきたいと思いますけれども、今現在はこの広町地区が最良の候補地だと考えているところでございます。

○石田（ち）委員 やはりD案がどう決まつていったかというのが全くないのです。示されている資料も黒塗りです。ですので、全くもって、私たち区議会にも区民にも一切示されておりません。結論だけ押しつけるやり方で、議会に諮ったとか、説明をこれまでやってきたとか、到底言えない状況だと思

うのです。そして、住民参加や情報公開もせず、庁舎はどうあるべきかという議論も密室で行われ、現庁舎よりも4割も削られた土地を勝手に決めてしまうという大問題です。その大もとにはJRの開発を優先させ、開発利益のために区民の財産、庁舎を差し出すという、区のゆがんだ考えがあるからです。D案は撤回を求める。いかがでしょうか。

検討委託の中には、現庁舎の課題の整理と新庁舎のあり方の項目が出ています。でも、中身は全て黒塗りです。しかし、これこそ議会や区民にも公開して、説明もして声を聞くべきです。いかがでしょうか。

庁舎の課題やあり方、機能を明らかにし、それを実現する広さや建物のあり方を検討することこそ必要です。そのための13地域センターでの住民説明会やアンケートなど、広く意見を聞くことを提案しますが、いかがでしょうか。

○榎本総務部長 D案の部分ですけれども、まだ候補地として挙げているというところなので、それ以外の候補地があれば、それについても検討していきたいと思っております。

それから、これから庁舎機能検討委員会を設置しまして、庁舎の機能そのものを検討していくということをございます。

これまで、A案からD案までの4つの案は全て、町会・自治会、関係団体に昨年の9月から10月に、候補地を含めて説明してきたところでございます。今後も、庁舎機能検討委員会の進捗を見ながら、説明をしていきたいと考えています。

○石田（ち）委員 区民のための庁舎です。区民を置き去りにして、JRとの開発を優先させる今のやり方は間違っています。D案は撤回し、一から住民参加と情報公開を言い続け、開発と切り離した庁舎検討を求めて、総括質疑を終わります。

○鈴木（真）委員長 以上で、石田ちひろ委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時03分休憩

○午後3時20分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。筒井ようすけ委員。

○筒井委員 品川改革連合を代表して、総括質疑を行います。

まず、品川区の将来ビジョンと課題克服について伺います。

長期基本計画、総合戦略などを出されるご予定だと存じますが、今後の品川区の将来ビジョンと課題、その課題の克服に向けた取り組みをお聞かせください。

○堀越企画部長 将来ビジョン、課題克服に関するご質問でございますが、令和2年度から新しい長期基本計画をスタートさせるということで、今、最終的な準備を進めているところでございます。

将来ビジョンといたしましては、この間、さまざまな社会経済状況の変化がございました。例えば、人口構造の変化、超長寿社会が進んでいるという点、それから多文化ですとか、多様な価値観、生き方という点でございます。それから、災害の多発化、激甚化など、それから地域コミュニティの活性化等。それからもう1つ、手段といたしましては、AI、ICTなどの先端技術の活用など、この10年間で本当にかなり大きな社会経済状況の変化がございました。こういった変化を捉えて、今申し上げたような点を4つの視点という形にまとめまして、今後の課題とともに、また、ビジョンとしても持ちまして、

これらを克服していくという形で新たな区政をつくっていくというふうに考えてございます。

将来ビジョンといたしましては、もう1つ、新たに3つの政策分野ということで、新長期基本計画では分野を地域と人、安全という形の3つの分野で捉えておりまして、誰もがコミュニティの活性化で賑わいと活力の町の中で暮らしていくこと。それから、地域の共生の中で健やかに暮らせるということ。それから、何より町の安全を強固なものにしていくというようなことを、将来ビジョンとともに、課題の解決という視点で掲げ、計画化をしているというものでございます。

○筒井委員 確かにこの10年の変化、1年、2年と年を経るごとに大きく変化をしております。そうした中、柔軟に対応していっていただきたいと考えておりますけれども、ところで、日本の都市ランキングである森記念財団都市戦略研究所の「日本の都市特性評価（Japan Power Cities）」JPCが発表されております。品川区を含む23区がランキングづけされております。このJPCの評価が全ての評価ではないですが、客観的に品川区はどう評価されているのかを見るのに非常に参考になるものと考えております。このJPCによると、品川区の総合ランキングは23区中8位となっており、できるならばもっと上位を目指していただきたいと考えております。

まず、品川区としては、この日本の都市特性評価（JPC）そのものについての評価、また、この品川区のランキング結果について、どのように考えておりますでしょうか。

○堀越企画部長 今ご紹介いただいたランキングの部分でございますけれども、私どもも情報としては確認しているところでございます。ただ、この調査のみをもって品川区の評価というふうな捉え方をしておりませんので、一定、参考にはさせていただきたいというふうに思ってございます。中を見ますと、全部でたしか80を超える項目があったと思いますが、その中の56項目で品川区は10位以内というふうな形になってございます。私どもの一定の取り組みと、それから地域の皆様のさまざまな区との協働による結果ということで考えてございますが、そのような形で参考にさせていただくという考えを持ちながらも、区として、先ほどご答弁申し上げた長期基本計画ですとか、さまざま事業ごとの計画等も踏まえながら、しっかりと政策を打っていくという考え方でございます。

○筒井委員 承知しました。ぜひこれも1つ客観的に品川区がどう見られているのかがやっぱり重要な参考資料になると思いますので、ぜひとも今後とも注視をしていただいて、さらに品川区の発展に努めていただければと考えております。

JPCで特に気になるのが、指標の外国人住民の受入体制が23区中18位、空気のきれいさが23区中17位と低い評価を受けています。品川区の外国人人口は増加しており、今後も移民推進の動きなどが広がれば、さらに増加することが予想されます。それへの受入体制は必要かと思いますが、どのような対応をとっていかれるのでしょうか。また、空気のきれいさの低評価は、窒素酸化物（NO_x）と微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が高いという結果から来ています。品川区の長期基本計画にも取り入れたSDGsの目標達成にも悪影響ですので、至急、濃度低減の対策が必要と考えられますが、どのような対策をとられるのでしょうか。

○久保田地域振興部長 在住外国人の件でございますけれども、在住外国人も品川区内では5年前と比較して25%ほど増えているという状況でございます。こうした状況を踏まえまして、区といたしましては、まず、外国人の住民の方が区役所等で円滑な手続ができるようにということで、戸籍住民課や地域センターの窓口におきまして、13か国語に対応したクラウド型通訳サービスを設置しまして、そういう手続の円滑化を進めているというところでございます。

また、地域に暮らす外国人の方々に対しましても、多文化共生という視点を持ちまして、講演会や講

座によります普及啓発、またコミュニケーションツールとして、やさしい日本語の講座などを開催いたしまして、地域での受け入れ態勢も進めているところでございます。

○中村都市環境部長 空気のきれいさというところで、品川区においては、PM2.5、またNOxについて測定局で測定をしているところでございます。

結論から申し上げますと、PM2.5につきましては、平成29年度、平成30年度の記録ではございますが、4局全局で基準を達成しております。

また、NOxにつきましては、全部で6局で測定をしておりますけれども、その中で大井中央陸橋下交差点測定局で基準が超過しているというところでございます。この大井中央陸橋下交差点測定局につきましては、八潮5番地先、高速道路と、その下にも国道が通るというところでございます。こういったところでは一般の道路に比べて交通量が非常に多いというところが原因というふうに捉えておりますけれども、一方で、平成11年から開始されたディーゼル車規制に伴い、減少傾向ではあるものの、まだ基準を超えてるというところでございます。

なお、この1か所につきましては、道路が国道と高速道路というところで、広域的な課題もあるところから、今後引き続き取り組みを行うことによって、少しづつ、これは国や都と連携もする必要があると思いますけれども、今後、解消に向けた働きかけも行っていきたいというふうに考えております。

○筒井委員 わかりました。騒音測定場所、NOxについてですけれども、そこの位置の変更等々、そうしたことでも考えながら、ぜひ積極的な対応、対策をお願いしたいと思います。科学技術の発展、世界経済の動向や今般の新型コロナウイルス感染症の発生など、予測することが困難な事例ですが、以上の質疑を踏まえて、品川の成長と改革、SDGsの達成に向けて取り組まれることを望みまして、次の質問に移ります。

さて、品川の成長と改革に水を差すのは羽田新飛行ルートです。3月29日から本格運用開始で、いよいよ1週間を切りました。品川区は、主張されている羽田新飛行ルートの固定化を防ぐ取り組み、脱固定化、すなわち中止を求める活動を3月29日の運用開始と同時に直ちに進めなければならないと考えております。

まず、過日行われた実機飛行確認を受けて、区に寄せられた区民の声と、港区、渋谷区など他区の状況はどのようなものなのか。そして実機飛行確認について、区の評価と、また、濱野区長は着陸間隔の調整など音を低減化する具体策を求めたいと述べておりますが、それはどのような意味なのか。また、ルート下による他の自治体とも協力して国と協議する方針のようですが、具体的にどのようにされるのか。以上、5点お聞かせください。

○中村都市環境部長 まず、実機飛行確認による区民の声、また他区の状況、区の評価でございます。実際の航空機による飛行確認が始まりましたが、本年2月2日から2月12日でございます。実質7日でございます。この間、都市計画課ならびに環境課へ電話、メール、窓口で80件のご意見をいただきました。その中で騒音、落下物についてが多く意見をいただいたところでございます。また、国のコールセンターがつながらないといった相談もありましたので、国の資料をもとに区が説明をするなど、そういったこともございました。

また、他区の状況につきましては、問い合わせ件数はさまざまですが、騒音への問い合わせがやはり一番多いとのことです。

また、区の評価といいたしましては、国が示したスケジュールどおりに進んでいるという認識でございますけれども、飛行確認中、騒音等について声をいただいております。国に届けておりますけれども、

国による引き続きの丁寧な説明が必要であると、そのように考えております。

また、着陸間隔の調整と他区との連携についてでございますが、着陸間隔の調整につきましては、可能な限りの環境影響の軽減を求めるという、そういった考えによるものでございます。具体的な方法は国の責任において検討を求めるための一例を示したもので、技術的な検討を含めたものは国が行うべきものというふうに考えているところでございます。

また、関係区との連携につきましては、これもさまざま他の区と情報共有をこれまでも図ってきておりまして、例えば教室型説明会の要望など、複数の区と連携して要望することによって実現するなど、区ごとに状況は違っておりますが、情報共有の大切さを感じているところでございます。

○筒井委員　　ぜひ他区とも連携をとりまして、この問題について取り組んでいっていただきたいと考えております。

私は、本格運用により、そのような中止や抜本的対策を求める区民の声がより一層多くなると思っております。議会でも多くの議員は、それら区民の声をしっかりと受けとめて、こうした議会活動をすることになります。こうした状況で、区は国に対してしっかりと区民の声や議会での提案、要望を届けているのか、また届けられるのかが心配です。適宜適切に、そして正確に区民の声や議員の提案、要望を国に対してしっかりと伝えていただきたいと考えておりますけれども、ご見解はいかがでしょうか。

また、区民や議会の声を届けるために、国と定期的に協議を行う必要があろうかと考えますが、いかがでしょうか。

また、以上に関連して、都市計画課に空港環境担当を新設するそうですが、その体制と意気込みをお聞かせください。

○中村都市環境部長　　新飛行計画案が国から示されて以降、地域の方からさまざまお声をいただきしております、これは随時、国のはうへ正確に伝えているというところでございます。また、国としましては、説明会や電話でのホットライン、こういったものを通じて直接区民の声を聞いているというところで、これまでさまざまな声につきまして整理をして対応に臨んできたというところでございます。引き続き、国に対して地域の意見を届けるというのは、これは区の責務というふうに考えてございますので、しっかりと行ってまいりたいというふうに考えております。

そして、区の新組織と国への働きかけにつきましてですが、新組織につきましては、これまで区といたしましては、落下物や騒音環境軽減に向けたさらなる取り組み、また、区民への丁寧な説明、周知、そういったものを国に求めてきたところ、新ルート飛行計画は国の事業であり、国の責任と判断で行うべきという考え方でございますけれども、国は区の求めに対して継続して検討していくというふうに回答しているところでございます。これは昨年8月に、国から飛行ルート案の決定の公表がなされたときに継続的に検討していくというふうに表明されたものでございます。今後、この国の取り組みに対して、区としても継続的に取り組む必要があるというふうに考えております。また、地域の声を国に届け、国に対して継続的に取り組みを求めていくところで、新組織による区の取り組みをこれからしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○筒井委員　　わかりました。しっかりと求めていっていただくということで、私がこれから述べることもしっかりと国にお伝えをしていただきたいと思います。

国際航空運送協会（IATA）が騒音軽減のために設定した降下角度3.45度に対して、危険だから飛行の途中で3度にするように求めたりしています。このように現場のパイロットから批判が出て二転三転して大混乱していますが、結局、最終的にはどのような着陸方法になるのか決定されたのでしょうか。

うか。また、飛行途中での降下角度の変更は、より急降下するような形になり、墜落の危険性は高まるのではないかでしょうか。教えてください。

また、品川区としては、騒音軽減のために降下角度を上げることを国に求めて、それに国は応じて降下角度を3.45度に上げました。区はこのことを評価していましたが、今回のことでも3度に戻すとなると、品川区への騒音軽減対策はなくなることになります。しかし、それでは品川区としては、どのように騒音軽減対策を国に求めていくのでしょうか。教えてください。

○中村都市環境部長 まず、国際航空運送協会が示した進入角度の懸念についてというところでございますけれども、これは国からは懸念を示したということではなく、定期的な常々行っている意見交換の一環であるというところでございます。

また、一部航空会社が、飛行確認のときに成田空港を利用するといったことがございましたけれども、これはやはりこの航空会社ではまだ準備が整っていなかったというところで、しかしながら、後日、本格運行実施の際には、しっかりと対応していくということで、国に対して連絡があったというところでございます。

区といたしましては、飛行角度につきましては、まず飛行高度が高ければ、特別な原因がない限り騒音は低くなるというのは当然の原理でございますけれども、こういった原理に基づいて国に検討を求めたものでございます。その結果、滑走路の移設や飛行高度における進入角度の変更が行われたというところで、これは区が進入角度を求めたというところではなく、騒音環境の可能な限りの低減を国に求めた結果、国の責任において検討した結果、この角度と着陸地点の結論が出たというところでございます。

この進入角度につきましては、南風時の好天時に実施されるというところでございますけれども、これも3.5度で入って、そして状況に応じて着陸の直前で3度にするなど、パイロットによる判断というものもあるというふうに聞いております。いずれにしましても、安全装置による誘導で進入をしてくるというところで、この進入角度については問題がないと国では説明しているところでございます。

また、この3.5度の進入角度につきましては、国内でも稚内空港、あるいは外国ではサンディエゴ空港だったと思いますけれども、実績があり、安全に運用されているというところでございます。区といたしましては、安全に十分に注意した上で運用していただくように引き続き求めてまいる考え方でございます。

○筒井委員 結局、品川区が求めた騒音軽減策の3.5度という角度が、これはもうなくなったということで、既に3.5度で想定以上の騒音が出ております。3度に戻ったら、騒音はより大きくなるのではないかでしょうか。本当にそうしたことを心配しております。パイロットが大混乱している、乗せられる乗客の安全性も担保できるのか、そうした課題が明確に解決できていない中の運用開始は大変問題があります。また、目に見える即効性の高い騒音軽減の効果がなくなるのならば、国も区も騒音軽減効果があると評価し、ルートを容認した前提が崩れることになります。もはや国の説明義務違反ともいえますが、この点はいかがお考えでしょうか。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により航空会社は減便に次ぐ減便を余儀なくされております。こうした中、無理に羽田新飛行ルートの運用を開始することは意味があるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

そして、こうした状況を脱固定化の契機と捉え、問題があまりにも多いので、区は国に対して一旦見直すべきとして運用の中止を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 まず、飛行確認におきます騒音値につきましては、効果については、現在、精

査中というところでございます。飛行確認におきましては、機器の調整等も含めて行っているというところでございますので、実際には本格運行の中で実績を積んで正確な測定値を整理していく必要があるのではというふうに区のほうでは考えております。

また、飛行角度につきましても、これは国の責任において行われるということで、区といたしましては、可能な限りの騒音の軽減を求めたものでございますので、国が角度の変更によって騒音の測定値が通常の3度よりもオーバーするのではないかというところにつきましては、これは今現在、国の責任のもとに数値を精査しているというところでございますので、それによって3度か3.5度か、どちらがいいのかというところにつきましては、区はしっかりと説明を受けていきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど委員がおっしゃいました3.5度の角度がなくなったというところでございますけれども、これは国といたしましては状況に応じて実施するというふうに言っているというところでございます。

○筒井委員　　国が事前に説明していることと、今回行おうとしていることが全く違うことになりそうなのです。ぜひとも区としては、国に対してこのことを強く抗議をしていただきたいと考えております。

また、働き方改革の一環で、企業はテレワーク、在宅勤務を進めております。そして今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、感染予防のため、国の要請を受ける形で在宅勤務はより一層進むことになると考えます。こうした中、ご自宅でお仕事をされているときに飛行機の騒音を浴びることとなります。お仕事にも支障が出るのではないかでしょうか。この新飛行ルートは経済活動にもダメージを与え、在宅勤務推進時代に完全に逆行しているものといえますが、いかがお考えでしょうか。

また、低周波音による健康被害もあり得るとの問題があります。国はこの問題につき丁寧に説明されていませんが、低周波音による健康被害について、いかがお考えでしょうか。また、その対策はどうされるのでしょうか。

以上の点を国に伝え、誠意ある回答を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中村都市環境部長　　まず初めに、在宅勤務と新飛行ルートでございますけれども、国の方では、環境基準に基づいて防音対策の必要が認められないというところで、これまで考え方示されたというところでございます。

テレワークにつきましても、やはり一般の住宅の中で仕事を行われるというような形になるとは思いますけれども、支障があるというようなことは、これは区としてはやはりこれから本格運行に際して、さまざま区民から声をいただいた中で、国にしっかりと届けていきたいというふうに考えております。

また、低周波についてですけれども、これは環境省によると、低周波による直接的な生理的影響、身体的な影響でございますが、これを明確に証明するデータは今のところ得られていないということで、騒音を一律に規制をするという法整備は現在行われていないというところでございます。区といたしましても、これから本格運行が開始された後のさまざまな地域の区民の皆様方の声を国に届ける中で、こういった声もいただいた場合には国に伝えてまいりたいというふうに思っております。

また、伝えた回答につきましても、しっかりと具体的な対応を示していただくように、国の方へあわせて求めていきたいというふうに考えてございます。

○筒井委員　　そうした在宅勤務されている方からのお声が非常に高まると思いますので、これは私が再三求めているところですけれども、一般住宅にも防音措置、防音の保証というものを行っていただきたいと考えております。

また、さきに述べました品川区の課題の1つの空気のきれいさの評価が低いということがありました。新飛行ルートによって飛行機が大量に区内を通過することになりますけれども、NO_xやPM2.5の濃度が高まるのではないか。そうすると、区の濃度抑制の対策にも支障が出ることになり、永続的に空気が汚いままでということになりますが、いかがお考えでしょうか。それぞれご見解を教えてください。

○中村都市環境部長 これも国からの説明で航空機に対するさまざまな影響について説明があった中で、空気に対する考え方でございますけれども、区といたしましても、PM2.5等の空気の汚染について、いかがなものかという質問をしたところ、影響は極めて軽微で限定的であるというような回答でございます。ただ、区といたしましても、区も測定局がございますので、引き続きこういった影響については注視していきたいと考えております。

ただ、実際、飛行確認が行われた7日間の観測に数値につきましては、特に目立った変化はなかったというところでございます。

○筒井委員 軽微で、また限定的だということですけれども、これ、本格運用後、航空機の通過量が違ってきますので、ぜひともこの辺も注視していただきたい、問題があれば国に対して抗議をしていただきたいと考えております。

また、「飛び恥」という言葉もあります。飛行機によるCO₂排出が問題となっております。新飛行ルートにより区内にCO₂は増加するのでしょうか。そして、国際民間航空機関（I C A O）が2016年に、2020年以降、CO₂の総排出量を増加させないということを合意し、日本も参加しておりますが、新飛行ルートはCO₂の増加につながり、国にとっての行動は矛盾しないのか、それぞれご見解を教えてください。

○中村都市環境部長 航空機の飛行につきましては、CO₂を発生する燃料の消費などについては、可能な限り最小限にとどめるというところで、また社会経済活動との両立のバランスという考え方でございます。こういったところにつきましては、国が地球環境、温暖化への環境負荷の軽減について、しっかりと対応するべきものでございますので、区といたしましても、そういったところについては求めていきたいというふうに考えております。

また、運行状況の中で、区も先ほど申し上げました測定局もあるというところでございますので、可能な限りの注視については行っていきたいというふうに考えております。

○筒井委員 新飛行ルートが本格運用開始になれば、そうしたさまざまな数値が高まる可能性もあります。つまり、環境破壊にもつながってくるかと考えております。こうしたことは区も推進するSDGsの達成にも反するのではないかでしょうか。ご見解をお聞かせください。

新飛行ルートの検討がなされた2010年ごろは、SDGsの採択前でした。しかし、今やSDGsという国際目標が2015年に国連で採択されて大きく時代が変わりました。時代が大きく新しく変化している中で、健康や環境を害してでも経済活動を優先するという古い価値観は改めるべきだと考えます。

そこで、区は国に対し、新飛行ルートはSDGsに反すると伝えるべきですが、いかがお考えでしょうか。

○中村都市環境部長 SDGs、持続可能な取り組みにつきましては、これは区も取り組んでいるところでございます。また、国も取り組むべきものであるというふうに考えております。それぞれの機関において、政府において実際に実施に向けて努力をしていくべきというふうに考えております。

また、健康被害についても、これは直接的な因果関係がないというところで、特に国は健康について触れているところではございませんけれども、SDGsの考え方に基づく飛行ルートの本格実施の中での考え方につきましては、区といたしましても、区の考えを国に伝えてまいりたいというふうに考えております。

○筒井委員 こうしたSDGsという新しい価値観が加わりました。時代に合わせて政策は変更されるべきものと考えております。こうしたSDGsという大きな理由を区は得たと思いますので、品川区としても国に対してしっかりとそうしたSDGsにも反するのではないかということを主張して、脱固定化にしっかりと取り組んでいっていただきたいと考えております。

また、代替案もあります。海から入って海へ出るを堅持しながら抜本的に増便可能な木更津沖の新型滑走路の建設があります。運輸政策研究機構と首都圏空港機能強化技術検討小委員会で実際に検討もなされたものです。区はこの木更津沖の新型滑走路の建設案を代替案の1つとして国に提示すべきですが、いかがでしょうか。

また、C滑走路と海側平行の第5滑走路の建設の話も出てきておりますが、区は把握されておりますでしょうか。また、第5滑走路が与える区への影響はあるのでしょうか。

○中村都市環境部長 新滑走路の建設につきましては、国も新飛行ルート公表時に2020年以降の取り組みというところで資料として示しているところでございます。ただ、この計画につきましては、現在も国に確認を常にしておりますけれども、まだ実際の計画として検討しているというところではないということで、整備、設置につきましては未定というところでございます。したがいまして、この滑走路の建設における効果などもまだ検証されていないというところであろうというふうに考えておりますので、引き続き情報収集に努めまして、こういった新たな国に対する動きと、新飛行経路の影響については情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○筒井委員 木更津沖の新型滑走路については、ご存じなのでしょうか。また、そうしたこととも、今、国は未定ということなのでしょうか。

○中村都市環境部長 失礼いたしました。木更津沖の滑走路につきましては、これは建設の検討に着手をしたというような話は聞いているところでございます。ただ、千葉県の木更津沖の滑走路が新飛行ルートにどれだけ影響を及ぼすのかというのは、これから国に対してしっかりと確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○筒井委員 そうした考えられる代替案も区は積極的に国に対して提示をしていって、脱固定化に向けた取り組みを行っていただきたいと考えております。

また、脱固定化まで新飛行ルート運用中は、区は得るものは得るべきだと思いますが、区は羽田空港周辺振興協議会から、今回の予算案によると839万5,000円の助成金を受けています。これはしながわ花海道の地域振興に充てるということですが、一体どのような経緯でそうなったのでしょうか。また、議会には報告したのでしょうか。また、839万5,000円をあげるから区民に新飛行ルートを我慢しろというのでしょうか。補償にしても金額が全く不十分であると存じますが、大幅増額の要請をする考えはあるのでしょうか。

以上、3点伺います。

○中村都市環境部長 羽田空港周辺振興協議会の助成につきましては、これまで区では助成を受けていたというところでございますけれども、このしながわ花海道の助成につきましては、これは区が国に対してこういった取り組みを行いたいという提案を行って、国が助成の決定をしたというものでござ

います。地域の取り組みに対して助成を受けているというところでございます。今後、引き続きさまざまな国の助成制度の拡充を求めていく必要はあるというふうに考えておりますけれども、この助成制度につきましては、飛行が決定して飛行するからというところではなく、これまで助成制度としてはあったものでございます。今回の新飛行ルートを契機といたしまして、こういった助成制度に応募してみようというところで助成制度を活用し始めたというところでございます。

○筒井委員　区から提案されたということですけれども、そうしたことも議会にきちんと報告をしていただいて、また、さらなる拡充をしっかりと求めていきたいと考えております。とにかく問題山積の羽田新飛行ルートは、脱固定化のために、私が述べた内容を区は国にしっかりと伝えることを求めまして、次の質問に移ります。

いよいよ4月1日から全面施行される東京都受動喫煙防止条例について伺います。

いまだにこの条例のことを知らない区民もいるかと思いますが、完全施行直前ということで、改めて周知すべきですが、いかがお考えでしょうか。

また、ステッカーなどの喫煙状況の店頭表示についてです。既にこれは義務化されているはずですが、あまり区内の飲食店等では表示されていない模様です。果たして完全施行の際、きちんと表示されるのか心配です。飲食店等に対し、表示の履行を徹底させるべきですが、いかがお考えでしょうか。

○福内健康推進部長　まず、都条例全面施行の直前の周知についてでございます。

広報しながわ3月11日号に掲載をしたところでございますが、また、全面施行後は5月31日の世界禁煙デーとあわせ、広報しながわ5月21日号で、禁煙外来助成制度を含め、受動喫煙の特集号を検討しております。

このほか区有施設のデジタルサイネージを活用した受動喫煙防止の30秒コマーシャルがございまして、こちらの放映ですか、3月31日には、FMしながわ、ほっとラジオしながわで、4月1日からの原則屋内全面禁煙についてお伝えする予定にしてございます。

次に、区内飲食店のステッカーの表示等についてでございます。

区内飲食店約5,000軒に対しまして、1月末に店頭表示のステッカーとあわせて、区制度についてわかりやすい啓発チラシおよび喫煙が可能な部屋を設置する場合の届出について送付いたしました。現在、喫煙可能室設置の届出が飲食店事業者から毎日提出をされている状況でございます。また、電話でのお問い合わせも毎日10件程度あることから、新制度の周知が進んでいるものと考えております。

加えて、令和2年度には区内飲食店の店頭表示ステッカーの掲示状況を全店確認をすることとしております。その結果、未掲示の店舗につきましては、再度、新制度についての啓発チラシと店頭表示ステッカーを送付しまして、店頭表示の義務について再度周知をするということを考えております。

あわせて、飲食店の実務講習会など事業者が集まる機会に、店頭表示義務についても再度周知をしてまいります。

○筒井委員　4月1日にはしっかりと飲食店等でステッカーが貼られていることを望みまして、次の質問に移ります。

また、規制対象の飲食店にもかかわらず、店の出入口付近に灰皿を置いて客に喫煙させるなど脱法的な行為をすることも予想されます。その際、その煙が公道に漂い、近くの歩行者に受動喫煙を及ぼす可能性があります。これを防ぐべきですが、どのような対策をお考えでしょうか。それは品川区歩行喫煙防止条例の適用対象でしょうか。それをお考えをお聞かせください。

○福内健康推進部長　まず、店外の敷地が飲食店の敷地の場合は、こちらの店主および喫煙者に対し

て受動喫煙の排除をしていただく必要がございます。そのため、区といたしましては、それらの事象が起きた際に、実際には指導を行う、または事前にもこれらについてご相談がございますので、徹底を周知してまいります。

○久保田地域振興部長 もし店の外で路上に置いてあるという場合には、歩行喫煙防止条例の対象になりますので、生活安全サポート隊のほうで指導、取り締まりを行うということでございます。

また、店舗の敷地の中で灰皿等を置いている飲食店がありまして、そのたばこの煙が公道上に流れ出た場合につきましては、歩行喫煙防止条例の対象外ではありますけれども、生活安全サポート隊のほうで実態を調査し、改善を求めているところでございます。

○筒井委員 しっかりとお願い申し上げます。

次に、罰則の過料の徴収方法ですが、都の職員が具体的にどう徴収するのでしょうか。手続などを教えてください。

また、受動喫煙が発生しやすいのは飲食店内であり、時間は夜間であると考えられます。その際、条例違反の対応はできるのでしょうか。夜間において条例違反行為に区はしっかりと対応できるのか教えてください。

また、飲食店の店長など管理権限者等は違反の喫煙者に対し、中止や退室を求める努力義務があります。この義務の履行も徹底されるべきですが、徹底させるための方策をいかがお考えでしょうか。

○福内健康推進部長 まず、条例等の義務違反の対応についてでございます。

まず、義務違反があった場合には、指導、助言を行い、それによっても改善等が見られない場合、つまり、本来、喫煙をさせてはいけない店で喫煙をしながら食事をしているというような状況の場合には、指導、助言を行い、改善等が見られない場合は立ち入りを行います。この立入検査等でも助言等に応じない場合は、勧告および公表、その後は命令といったような流れになります。これらの手続を経て、区からの通知に基づき都の判断で過料を徴収することになります。

次に、夜間に条例違反を区民の方が発見した場合の流れでございます。夜間に区民が条例違反を発見した場合は、翌日等に区へ連絡をいただき対応することを予定しております。日中と同様に、区の職員が店舗に赴き、改正健康増進法や都条例についての説明、また指導、助言など段階的な対応をとることになります。夜間についても必要に応じ店舗を訪問し、義務違反の是正については粘り強く働きかけてまいります。

次に、施設の管理権限者の義務の履行の実効性の担保についてのご質問です。施設の管理権限者には、喫煙禁止場所での喫煙の器具や設備を撤去する責務、つまり、灰皿等ですけれども、それらを撤去する責務、また、喫煙禁止場所での喫煙者への喫煙中止等を依頼していただく責務、また、先ほどの標識、ステッカーの掲示の責務などがございます。これらの責務につきましては、今年度も事業者の説明会を実施して周知を図ったところでございますが、次年度につきましても講習会や説明会を開催し、徹底をしてまいります。

○筒井委員 わかりました。よろしくお願いします。しながわ健康プラン21とSDGsの達成のため、また、新型コロナウイルス感染症の感染予防のためにも、この条例が完全に履行されることが重要ですので、徹底した履行のための方策をよろしくお願い申し上げます。

次に、舟運、水辺活用についてです。

まず、舟運通勤等社会実験について伺います。日程とルートや舟の種類や予定参加人数など、具体的にどのようなものになるでしょうか。また、当該事業の周知方法と認知度向上の取り組みはいかがお考

えでしょうか。また、東京都の昨年の7月24日から8月2日まで実施された日本橋と朝潮運河間の舟運社会実験の乗客アンケート結果から見られる課題を克服する内容で実施されるのでしょうか。すなわち、ショートカットできることや、そこまで高額ではない運賃など、他の公共交通機関より舟運を選んでいただけるメリットの創出や、屋根つきの舟にするなど雨の日対策はなされるのでしょうか。

それぞれ教えてください。

○藤田防災まちづくり部長 舟運通勤等社会実験についてでございます。現在、日程は夏に実施したいというふうに考えてございます。今年度、東京都では、「真夏のらくらく舟旅通勤」という形で社会実験を行ってございます。令和2年度も新規航路の開拓など舟運の活性化に引き続き取り組みたいというふうに言っておりまして、こうした事業と日程も連携いたしまして、舟による通勤という水辺の行動につなげていきたいというふうに考えてございます。

具体的にということでございますけれども、五反田駅近くの五反田船着場と、天王洲アイル駅近くの東品川二丁目船着場、この間の運行を現在考えてございます。駅から舟への乗り換え、それから東京都の舟旅通勤との連携による舟から舟への乗り換え、こういったものも視野に入れているものでございます。

今回の社会実験でございますが、通勤をテーマとしておりますので、朝と夕方から夜にかけての運行を行うというふうに考えてございまして、また舟の種類でございますけれども、目黒川の運行となること、それから潮位により舟の高さに制限が出てくることから、あまり大きな舟にはならないというふうに考えてございますけれども、今後、事業者を決めていく中で調整をしていきたいというふうに考えてございます。

また、料金につきましては、社会実験として通勤にどれくらい需要があるのか、こういうものを把握していきたいというふうに考えてございまして、現在、利用者の負担は求めない考え方でございます。

こうしたことから、参加人数の想定としては、料金を求めるないこと、それから区として初めて取り組むことであり、想定はなかなか難しいかというふうに考えてございます。今後、具体的に東京都との連携を進めていく中で、都の想定等についても確認をしていきたいというふうに考えてございます。

また、周知の方法でございますが、区のホームページやSNSをはじめ、ポスターや広報しながわを通じ、広くお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。またあわせて、通勤ということですので、事業者向けにも発信をしていきたいというふうに考えてございます。

今回の事業でございますが、都の舟旅通勤の社会実験の実施とあわせて行います。今年度、東京都の利用者アンケートでは、テレビ、新聞等のマスメディアを通じまして社会実験を知ったというような回答が最も多いといったふうに聞いてございます。こうしたことからも、周知の中では都と連携し、都が行う事業周知の中でも品川区の事業の情報も発信をしていけるようにしていきたいというふうに考えてございます。

また、今年度、東京都のアンケートの関連でございますけれども、都が昨年行った社会実験におけるアンケートでは、速度のアップ、屋根、空調設備、それから夕方から夜の運行等の課題があったということで考えてございます。今回、区で行う社会実験では、夕方から夜間にかけての運行は行いたいというふうに考えてございますので、今後、引き続き事業者との調整も踏まえて、区民の方々に少しでも喜んでもらえる形で行っていきたいというふうに考えてございます。

○筒井委員 多くの区民に舟の通勤もいいなと思ってもらえるような事業にしていただきたいと考えております。特にお聞きしていると、雨の日対策、これをしっかりとやらなければいけないと考えてお

りますので、ぜひとも区も雨の日対策をしっかりと行っていただくようお願い申し上げます。

次に、「しながわへようこそ！船でおもてなし」について伺います。

料金はお幾らになるのでしょうか。また、東京2020大会に関係なく、今後の舟運事業等で今回の航路を続けるお考えはあるのでしょうか。また、今回の航路に東八潮の潮風公園のビーチバレー会場付近に行くものが含まれていませんが、対応はされないのでしょうか。例えば、潮風公園近くに桟橋を新設することや、青海小型船発着所浮桟橋の活用のお考えはあるのでしょうか。

今述べた桟橋活用の場合、東京国際クルーズターミナルへ来る来訪者の品川区内への誘致策などのお考えはあるのでしょうか。

○安藤文化スポーツ振興部長 私から、「しながわへようこそ！船でおもてなし」ということで、この事業についてご説明させていただきます。

まず料金についてですけれども、舟運事業者の方々と現在検討中でございますが、料金はいただくような方向性で考えてございます。また、額についても同じ検討をさせていただいているところでござります。

次に、この事業は東京2020大会に関係なく、今後の舟運事業等でやるかというお問い合わせでございますけれども、この事業は、今回、東京2020大会へ向けた訪日客の皆さんを品川区に呼ぼうというような形で考えてございます。ですから、この後については、現在は考えてございません。

そして、東八潮の船の科学館近くに、今度、東京国際クルーズターミナルができる予定です。その近くに委員ご指摘の青海小型船発着所浮桟橋がございます。その使用については、今、私ども、東京都港湾局と使用させていただきたいということで詰めているところでございます。何せ東京都港湾局が使ったその空いているところを我々が使うということになりますので、非常に難しいようなところでございます。

そして最後は、東京国際クルーズターミナルへ来る来訪者の方々への策でございますけれども、今のお話を申し上げました青海小型船発着所浮桟橋が利用できましたら、そこと天王洲あたりのところとの舟運をしていきたいというふうに考えてございます。

○筒井委員 特に東京国際クルーズターミナルは、東京2020大会に関係なく、今後とも使われるものですから、こうした誘致策をぜひしっかりとお願ひいたします。

次に、今後の舟運、水辺活用事業について伺います。

河川・運河などは自治体の境がないものなので積極的に広域連携をすべきですが、いかがお考えでしょうか。例えば、河川・運河を有する大田区、港区、江東区、中央区や東京都との有機的な連携が必要と存じますが、ご見解を教えてください。

また、新型コロナウィルス感染症がクルーズ船や屋形船で発生したため、舟運に対するイメージが悪くなっていることを懸念しています。舟運事業者に対する新型コロナウィルス感染症に関する風評被害の払拭について、いかがお考えでしょうか。

○藤田防災まちづくり部長 私のほうからは、他区との連携についてお答えをいたします。

区といたしましても、舟運や水辺の活用を区の中だけにとどめるべきではないというふうに考えてございます。これまでもさまざまな場面で意見交換をしてきております。現在、都が関係する区や事業者、それから学識経験者も含めまして、水辺空間活用、舟運の活性化のワーキンググループを立ち上げて、情報の共有や舟運社会実験などに取り組んでいるところでございます。引き続きまして、積極的に区として取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○安藤文化スポーツ振興部長 私からは、新型コロナウイルス感染症による舟運事業の風評被害対策ということでございますけれども、水辺を活用した観光舟運は、品川観光を特徴づける重要な観光コンテンツでございます。そのような中で品川観光を進める品川区観光振興協議会には、舟運事業者をはじめさまざまな企業、事業者、観光関係団体の方々が構成員としております。この横断的なネットワークを通じて舟運事業者を積極的に活用するなど、不安の払拭や水辺を活用した観光の活性化に今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

○筒井委員 よろしくお願ひします。

また、舟運、水辺活用に関連して、東京都の東京ベイエリアビジョンについて伺います。

東京都が東京ベイエリアビジョンを提案しておりますが、水辺舟運活用も性質上、当然提示されております。また、品川区の水辺舟運活用の重要な拠点である天王洲も記載されております。まずこのビジョンをどう把握されているでしょうか。また、このビジョンを注視して、可能ならば積極的に品川区も関与していくべきと考えますが、ご見解を教えてください。

○藤田防災まちづくり部長 東京都のほうでは、現在、東京、ひいては日本の今後の成長を牽引するベイエリアの将来像を描くために、東京ベイエリアビジョンを策定している途中だというふうに聞いてございます。こちらの先ほどの記載のお話でございますが、品川区のこれまでの取り組みがしっかりと評価をされての提案書の記載というふうに考えてございます。品川区といたしましては、新たに策定する品川区長期基本計画の中でも水辺の活性化については積極的に取り組むとしているところでございます。引き続き、このように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○筒井委員 よろしくお願ひします。水辺は品川区の重要なコンテンツでございます。お願ひします。

最後に、マンション防災について伺います。

区内住宅の約7割がマンションで、今後、ますますマンション防災が必要となってくると考えます。まず、武蔵小杉のマンション浸水事故で話題となりましたが、浸水対策は重要です。間もなく公表される国土交通省の「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を受けての品川区の今後の対応予定はどうなりますでしょうか。特に大切なのは、マンション管理組合、管理会社等への周知ですが、いかがお考えでしょうか。

○中村都市環境部長 国が現在策定中のマンションの「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」というところで、現在の策定状況でございますけれども、国土交通省と経済産業省が検討会を開催しております、令和2年2月18日に第3回を開催しております、ガイドラインの原案が示されています。その中でガイドラインの目的といたしましては、高圧変電設備の設置が必要な大規模マンション等の浸水被害を想定した場合に、長時間の停電により支障をきたす、こういった状況を防ぐという観点から、この電気設備の浸水対策を取りまとめるというところでございます。

国へのヒアリングでは、今後、パブリックコメントを実施した後に、なるべく早い時期に完成をさせたいということでございます。区の対応といたしましては、これまでも建築指導において浸水対応など安全への取り組みについて注意を促してきたところでございますけれども、引き続き、安全への備えを設計に盛り込むように指導してまいります。

また、変電設備を設置する建築物の場合、大規模な建物であるため、ほとんどが東京都に建築確認申請が行われることから、都とも連携しまして指導、周知に努めてまいります。また、民間確認検査機関に対しても周知に努めてまいります。

○曾田災害対策担当部長 既に建設されましたマンションの管理組合や管理会社に対する周知につき

ましては、防災学校やマンション防災アドバイザー派遣の機会などに周知を図ってまいります。また、今後の「高層マンション防災対策の手引き」の改訂の際には、このガイドラインで示された内容を取り込んでまいります。

○筒井委員　　はい、わかりました。よろしくお願ひします。

また、エレベーター閉じ込め対策も重要です。今後予想される大地震時において、エレベーター内に住民が閉じ込められる事故への対策はいかがお考えでしょうか。

また、そのための脱出訓練やエレベーター・チェア（かご内備蓄椅子）などの啓発や支援のお考えはありますでしょうか。

また、マンション防災には、防災資機材の助成も効果的です。住環境が品川区と比較的近い港区の防災資機材助成を参考に、エレベーター・チェアや発電機の助成拡充のお考えはありますでしょうか。

また、マンション管理組合などは、以上述べたような防災知識や支援、アドバイスを求めております。マンション防災アドバイザー派遣事業のさらなる周知と活用をすべきと存じますが、この事業の管理組合等への積極的な周知と活用のお考えはありますでしょうか。

○曾田災害対策担当部長　　初めに、エレベーターへの閉じ込めについてですが、「高層マンション防災対策の手引き」においては、エレベーターに乗っているときに大地震が起きた場合の対応としては、行き先階のボタンを全て押してとまった階でおりる、あるいは、非常電話のボタンを押す、あるいは、むやみに行動せず救助が来るのを待つなどと記述しております。危険を伴う脱出については求めておりません。したがいまして、当然ながら、脱出訓練についても求めていないところであります。

また、エレベーター・チェアについては、「防災用品販売あっせん」チラシに掲載いたしまして、地域の回覧板やマンション防災アドバイザー派遣等の機会を捉えて、普及啓発に努めております。

また、マンション等におけるエレベーター・チェアや発電機等の備蓄につきましては自助の範疇でありますし、管理組合への経費の助成については考えておりません。しかしながら、防災区民組織が資機材整備助成金を活用して、エレベーター・チェアや発電機などを購入するということは可能であります。

それから、マンション防災アドバイザー派遣事業の周知についてですけれども、区のホームページや「しながわ防災ハンドブック」で紹介するほか、マンション防災アドバイザーが旧耐震基準のマンション管理組合に対し、個別に直接訪問して当該事業を紹介するなど、積極的に周知に努めているところであります。引き続き、周知に努めてまいります。

○筒井委員　　よろしくお願ひします。

最後に、これはマンションに限らないのですが、現在の新型コロナウイルス感染症のパンデミック中に大地震が起きた際の避難所等での対応はどうされるのでしょうか。クラスターが起き得るが、それへの備えは何かお考えでしょうか。

○曾田災害対策担当部長　　現在の状況の中で首都直下地震が起こった場合の対応についてですが、マンション内でお宅避難される方に対しては、平素の感染拡大中の対応と同様であると考えております。

また、ご指摘のように、多数の避難者が避難生活を送る区民避難所においては、集団感染が懸念されるため、災害対策本部内の保健衛生部が中心となりまして、避難所運営会議と連携し、衛生管理を徹底してまいります。

また、感染症患者発生の場合には、感染拡大防止対策を講じるとともに、状況に応じて都と連携して医療施設へ移送するなど、さまざまのことを行っていくことになると考えております。

○筒井委員　　考えたくない最悪の事態ですけれども、何が起きるかわかりませんので、区としては

しっかりと対応をしていただきたいと考えております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長 以上で、筒井ようすけ委員の質疑を終わります。

次に、田中さやか委員。

○田中委員 品川・生活者ネットワークを代表して、総括質疑を行います。

まず、新型コロナウイルス感染症について伺います。

款別審査のときに区内中小企業に対する緊急融資は確認をしております。これまでの質疑では、制度は事業者への補助ですが、そこで働くパートやアルバイト、非正規雇用などにも届く補助の仕組みでもあると理解をしましたが、その理解でよいのか、まず伺います。

また、既に解雇通知や内定取り消しについても報道されていますが、区で対策などを考えていたらお知らせください。

○久保田地域振興部長 今、国が行っています雇用調整助成金は、パートやアルバイト、非正規雇用者と企業の雇用関係を維持した上で、企業等が休業手当等を支給した場合に企業に支払われるということでございますので、これらの助成制度につきましては、パート、アルバイト、非正規雇用者に対する支援になるということで考えております。品川区としましても、こうした手続が円滑に進むように支援は進めてまいりたいと思ってございます。

また、内定取り消しなどの雇用情勢につきまして区としても懸念をしているところでございまして、例えば、品川区で品川区就業相談センター等がありますし、また、若者等就業支援事業等もございますので、こういったものを活用して、そうした方々の支援も進めていくところでございます。

○田中委員 ホームページなどでは、区の制度が事業者だけではなく、働く人の救済にもつながる制度であるということがなかなかわかりづらいと感じるので、働く人も救済できる制度であると周知していただいて進めてほしいと要望します。

次に、休校措置による各所管の対応について伺います。

質問の視点は、今回の新型コロナウイルス感染症の対応を今後また何かが起きたときに経験として生かすべきであり、そのためにも、今は対応の真っ最中でそれどころではないと思いますが、この事態が終息したときには、全体を検証して何らかの形で記録として残すべきという視点で伺います。

款別審査では、教育委員会の決定について伺いました。2月27日の総理大臣による突然の休校要請から、教育委員会では、子どもの安全を第一に考え、総理の1、2週間が山場とした発言により、次の週の月曜から閉めると国から通達があったことと、品川区の人口密集度を根拠に休校を決定し、関係各課と共有したことでした。

まず1点目です。休校決定後、子どもが過ごす場所を所管する子ども未来部、文化スポーツ振興部や公園課では、それぞれどのような協議が行われ、決定に至ったのでしょうか。協議内容や決定の過程についてお知らせください。

2、教育委員会として、休校措置を行ったことによる効果や影響をお知らせください。また、想定外の影響があったなら、その影響と対応についてもお知らせください。

そして3つ目です。子ども未来部、文化スポーツ振興部や公園課では、同様にそれぞれが所管する子どもが過ごす施設の緊急的な対応、休業などの効果と影響と、想定外の影響もあったと思うので、その対応についてお知らせください。

そして最後、4つ目です。家庭環境に課題がある子どもや保護者へのフォローワーク体制については、どの

ような検討と対策がされたのかもあわせてお知らせください。

○榎本総務部長　　私のほうからは、1点目のどのような協議で決定に至ったかというところについてお答えいたします。

2月27日夜の国の要請を受けまして、2月28日に部長会で協議をいたしております。これは関係部ということで、子ども未来部、文化スポーツ振興部、それから防災まちづくり部、全ての部長の中で協議をして一定の方針をつくり上げるための会議を行いました。それを取りまとめている中で、3月2日月曜日の区の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、それぞれイベントの中止、延期、それから施設の開け閉めについての決定をしたところでございます。

主な協議の内容は、開設を続ける施設、縮小をする施設、それから閉じる施設という形で、どういう対応がとれるかということを検討したものでございます。

○本城教育次長　　私からは、教育委員会として休校措置を行ったことによる効果等についてお答えいたします。

教育委員会を通じて学校におきましては、3月3日からの臨時休校を実施するに当たりまして、まずは子どもたちに学習課題を含めた休業中の過ごし方等について、しっかりと伝えたところでございます。あわせて保護者に対しても、休校中の感染拡大防止のための措置であること等をしっかりと共通認識を持てるようにお伝えをしたところです。

実際の動きとしましては、休業中も教員が町場を巡回したり、個別の相談等を実施したりしているところで、これらによって多くの子どもたちが落ち着いて自宅学習に取り組めており、危惧された感染拡大を招くことを防いでいる、そういう効果にもつながっているものと考えているところでございます。

それから、想定外の影響ということでございますが、そのような形で一般的に捉えているものは特にあるものではございませんが、当然個々の子どもたちの状況によっては、個別的な状況が異なると思いますので、そういう個々の状況に応じたできるだけ丁寧な対応に努めているところでございます。

○福島子ども未来部長　　3つ目の質問の子ども未来部の対応でございますが、その1つとして、児童センターが休館しております。当初は児童の感染リスクの回避を第一優先としてまいりましたけれども、児童センターを閉館したことによりまして、乳幼児親子の居場所や児童の遊ぶ場所が減ってしまったということは理解しております。現在は、感染症対策の拡大や国の動向を踏まえつつ、なるべく早期に対応できるよう検討しているところでございます。

○安藤文化スポーツ振興部長　　同じく文化スポーツ振興部の対応でございます。

区内の野球やサッカーの少年少女スポーツ団体からは、学校の休業にあわせて活動を自粛する旨の自主的な報告をいただきなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための地域の皆さんを挙げての取り組みとなったところでございます。

○福島子ども未来部長　　では、4つ目の質問でございます。家庭環境に課題のある子どもや保護者への対応についてでございます。

児童相談の部署では、虐待など、これまで継続的な子どもの様子の確認につきましては、学校に依頼していたケースがありました。休校決定後はケースの状況に応じまして電話連絡や家庭訪問を実施し、子どもやその家庭の様子を確認することなど、休校により子どもたちに変わったところがないか注視しているところでございます。引き続き対応してまいります。

○鈴木（真）委員長　　公園関係のほうは。

○藤田防災まちづくり部長　　公園の関係でございますが、公園は268か所ございますけれども、基

本的には利用者に対して感染拡大防止の注意喚起をすることで、公園全体を閉めるということはやつておらず、子どもの居場所を確保しているものでございます。現在、さまざまな施設の利用制限の期間が長くなってきたこともございますので、公園の利用が増えてきていること、また、通常、桜の花の時期とか、暖かく陽気がよくなる時期になると、公園のほうにも多くの人が出てきて飲食をするというようなこともあることから、シートなどを広げて多くの人で行う宴会などを控えること、それから、感染拡大防止の注意喚起を行っているところでございます。

○田中委員 それぞれありがとうございました。4番目の課題がある子どもや保護者のところについてですけれども、例えば、児童相談所では、通報があった場合に、48時間以内に対象の子どもの状況を確認することが義務づけられているそうです。本来は家庭に訪問して会うのがベストですが、それが難しい場合には、学校や幼稚園、保育園など間接的に確認することも多いと聞きました。ところが、今回の休校措置によりそれが難しくなった状況があるとの声も届いています。感染防止を最優先する決定は当然ですが、今後、品川区で児童相談所を持つようになったときには、そういう緊急時の職務をどのように行うのかも視野に入れておく必要があると思いますが、見解を伺います。

区は、今回の対応を進めていく中で、台風19号や新型インフルエンザのときの記録を一部参考にしたとのことです。今回の経験を今後に生かすためには、実施した対応だけでなく、今ご紹介したような事例の課題についての丁寧な掘り起こしも必要と考えますが、いかがでしょうか。あわせて記録して残す必要があると考えますが、見解を伺います。

○福島子ども未来部長 家庭環境に問題のある子どもの対応でございますけれども、先ほど言いましたように、電話連絡ですか家庭訪問等も実際には行っているところでございます。また、今後、児童相談所を持った場合ですけれども、取り組みにつきましては、さまざまな事例等について、今後、研究してまいります。

○榎本総務部長 私のほうから、いろいろ会議等の今後の経験、課題等の記録ということござりますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の関係では、現時点で新型コロナウイルス感染症対策本部会議を5回実施しております。その会議資料、それから議事要旨等を記録しているところでございます。今後も感染症の動向を注視しつつ、適切に対応を進めていきたいと思っております。

○田中委員 今後に生かせるようにしっかりと記録を残していくよう、改めて強く求めます。

次に、区民への情報提供について伺います。

休校措置などは感染拡大防止をまず第一優先にしたというのは区として当然のことだと思います。しかし、この判断を納得できなかったり、唐突感を覚えた人もいます。その理由の1つに、区としての情報提供に課題があったのではないかと考えます。政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議のメンバーの押谷仁氏も、この問題についての危機感が伝わりにくいことに危機感を抱いています。

例えば、休校措置を家庭に通知するとき、午前中の質疑でも紹介されていたような、なぜ休校が必要なのか、それを行うことにより得られる効果を伝えることで、危機感と理解が得られたのではないかと考えます。区の措置への理解を図るためにも、もっと区民への情報発信を積極的に行うべきと考えますが、区の見解を伺います。

また、19日の専門家会議を受け、正式な判断はまだとしても、さまざま検討がされていると思います。これから授業の再開などについて、区は最短でいつごろに発表を行うのか伺います。

○本城教育次長 今回の学校の休校に当たりましては、先ほど、児童・生徒へのしっかりととした指導が大切だということで、それを丁寧にお伝えしたところでございますが、保護者の方々に対して、今回

の休業措置を何のために行うかということが、あわせてとても大切であるという認識は当然持っているところでございます。そのようなことでございましたので、今回につきましては、具体的な健康管理のこと等をしっかりとお伝えするとともに、感染防止のためにやむを得ない措置であるといった今回行った措置の趣旨についてもあわせて保護者の方とも共有するような形でお伝えしたところでございます。

そのように、学校、教育委員会、そして保護者と共に通認識の中で進められているのが現状であると思いまして、あと、対外的なPRにつきましても、休校については大きな社会的な関心が多かったので、あわせてホームページなどでも広くお伝えをしているところでございます。

○榎本総務部長 今後の対応でございますけれども、現時点では、施設の開閉については3月分までを発表しているところでございます。3月19日の専門家会議の動向と、あと、東京都も日々発表するということもありますので、それを踏まえて今週中にも4月以降の対応について判断し、公表していくと思っております。

○田中委員 先ほど、ご答弁の中で、保護者にもちゃんと説明を行ってきたということだったのですけれども、一保護者の意見として、どれだけ今回の休校措置が必要だったかということは、具体的に示されてはいませんでした。また、私の周りだったりとか、この問題に危機感を抱いて行動していた方の中からも、区はいつ発信しているのか、そして今も発信しているのかと、区の情報をキャッチできていないといった声が多く聞かれました。ですので、今も行っているのであれば、より丁寧な細かな情報提供が必要だと考えます。区の見解を伺います。

また、台湾では、今のところ、封じ込めに成功していると言われています。その理由の1つに、徹底した情報公開により、市民に当局の施策の理解と協力が得られたということが昨日の「NHKスペシャル」で紹介されていました。二度目になりますが、区でもきめ細やかな情報発信を行い、感染拡大防止に向けてほしいと強く求めますが、いかがでしょうか。

○本城教育次長 今回につきましては、本当に新型コロナウイルス感染症についての急速な状況変化の中で、かなり急展開して行われたことであると思います。私ども自体、緊急的な対応をする、そういう中で行動してきたところでございますが、区といたしましては、今回、教育委員会として、新型コロナウイルス感染症のさまざまな影響が出てきた当初から、子どもたち、保護者に対しては、しっかりと情報を、健康管理についてお伝えするとともに、各学校単位においても、学校だより等の中で広く、校長先生自身がペンをとる形でお伝えをしているところでございます。

そういった細かな情報提供は、基本的には直接の当事者であります保護者あるいは子どもたちに対するものでございますが、今回の休校措置等、大きな社会的な関心が当然あるものにつきましては、あわせて対外的にもしっかりとこれからもPRしていきたいと考えているところでございます。

○榎本総務部長 ほかの国の例等で情報公開ということでございますけれども、日本におきましても、国がある程度大枠を決めて、東京都、それから地方自治体、市区町村ということでやっているところでございます。

説明等、今回、国の専門家会議でも、今、日本の状況は持ちこたえているが、一部で感染拡大という判断をしておりまして、また、イベント自粛などの対策の実施や解除するタイミングは、全国一律ではなく地域の感染状況をもとに判断する必要があるというふうにされています。そういうものの踏まえて、今後の状況を考えていきたいと思っております。

○田中委員 区内の発生状況などの身近で具体的な情報提供もやはり必要なのではないかと思いました。区が持っている情報量と、区民が持っている情報量では格差があって、そこが原因だったのではな

いかと思うので、きめ細やかな情報提供をよろしくお願ひいたします。

次の羽田新ルート問題について伺います。

品川・生活者ネットワークは、新ルート計画の当初から一貫して反対を主張し、撤回を求めてきましたが、計画は実行されようとしています。その上で、2017年には、羽田新ルートに対して、視覚障害者の外出の安全・安心を確保するための対策を講じるよう求める請願が採択されました。その後、区としてどのような対策を行ったのか伺います。

また、騒音については、今後、区も独自調査するとしていますが、ルートが実施された後の園児の行動や体調の変化や、また児童センター屋上は、子どもがボール遊びができる貴重な場となっていますが、その子どもの遊びの変化、音を頼りに生活している視覚障害者、逆に音を振動で感じ取る聴覚障害者や、音に過敏な発達障害者の生活活動の変化、ぜんそくなどの発症推移などの新ルート計画が実行された後の数値にあらわれない常態の変化について騒音調査のほかにも区として調査が必要だと考えますが、どのように検討されているのか伺います。

○伊崎福祉部長 私からは、平成29年11月の請願を受けての区の動きについてお答え申し上げます。

こちらは視覚障害者の外出の安全安心を確保するための対策を講じるよう求める請願ということでいただきました。これを受けまして、品川区視覚障害者福祉協会の方と意見交換を行っております。その中で、視覚障害者の方への理解や声かけの配慮について、区民に啓発をしてほしいという意見をいただいている。これにつきましては、「品川区障害者差別解消法ハンドブック」に障害別の求められる配慮のこととか、さまざま載っておりますので、こちらを区民の方に配布をするということに加えまして、これまでやっています「おたがいさま運動」の中で子どもたちを含めて障害者の方への配慮について啓発を行っているところでございます。引き続き、品川区視覚障害者福祉協会からのご意見を伺いまして、丁寧に対応してまいります。

○中村都市環境部長 区としましても、子どもや障害者が健康で安全な生活を送ること、これは大切なことというふうに考えております。

また、これまで地域の声として、子どもや障害者への配慮に関するご意見もいただいております。こういったものを随時国に届けております。引き続き、国に伝えてまいりますが、区としましては、調査を含めた具体的な対応につきましては、事業主体である国の責任で行うべきものというふうに考えております。引き続き、国に求めてまいりたいというふうに考えております。

○田中委員 まず、請願についてですけれども、具体的なことは、きっと実際に飛んでみないとわからないと思うので、より細かい聞き取りをよろしくお願ひいたします。

また、もちろん調査については、本来、国が行うべきと思います。しかし、国が行わないのであれば、区として率先してやるべきです。新ルートが運用された後の調査結果を持っているということは、何かあったときに区としての根拠にもなりますが、改めて見解を伺います。

また、国に届けているということなのですけれども、具体的にどのように届けているのか伺います。書面で示しているのか、その辺について伺います。

○中村都市環境部長 国に対する声の届け方でございますけれども、これは方法はさまざまござります。どうしてかといいますと、やはりスピード感が大事だということで、国とは情報提供を受けるなどして担当者レベルで会うこともあります。ただ、そういう予定がない場合には、電話で届けたりですとか、あるいは、内容を正確に細かいニュアンスなども伝えるというようなときには、文書やメール、

こういったこともあります。

また、事前の調査についてでございますけれども、国が新飛行ルート案を公表して以来、区といたしましても、伊丹空港や福岡空港など他空港への視察を含めて周辺の自治体へのヒアリングなども行っておりますけれども、特に健康ですとか、あるいは子どもや障害者に対する実際的な支障がどういったものがあるのか、そういうところの事例については聞くことができなかつたというところでございます。実際にこういった航空機の現象について、あらゆるものを予測するというのはなかなか困難だというふうに考えておりますので、実際に本格運行を開始した中で、いただきましたご意見に対して国に伝える、そして伝えるだけではなくて、区としてもやはり何らかの具体的な対応を求めていく、そういう考え方で臨みたいというふうに考えております。

○田中委員　　さまざまな方法で国に届けているということだったのですけれども、どのような場面でも伝え方でも、きちんと書面として残すべきだと考えます。その要請内容の公開についても、どのように行っているのか伺います。品川・生活者ネットワークとしては、区として公式に発表するべきということを常に主張しております。その公開についても伺います。

また、款別審査のときにも伺いましたが、区としては騒音調査をどのように生かしていくつもりなのか、改めて伺います。

また、実機飛行確認後の区民の声を受け、どのように庁内で議論があったのか伺います。

また、本格運用で今以上に多く寄せられるだろう区の意見で、羽田新ルートに対して否定的な意見が多く寄せられたときには、区は区民の立場に立って撤回を国に求めていくのか伺います。

○中村都市環境部長　　まず、騒音につきましては、これはどのように測定結果を生かしていくのかというところでございますけれども、日常的に継続して測定をするというところによりまして、国の説明では、一定程度、80デシベルというようなところが目安というふうに区としても捉えております。こういったところで、やはり国の説明の内容から著しく、また継続的に逸脱というようなときには、これは国に対して説明を求めたりですか、国も騒音測定局を設けて測定をしておりますけれども、区としても、国の測定結果を補完する意味で、注視をして、あるいは監視をしていくというふうな考え方でございます。

また、飛行確認の際に区といたしましては、区も独自の測定局を設けるというところで、どういったところに設けることが効果的かというところですか、あるいは、区に届けられた意見をどのように届けるかというところで、2月1日から飛行確認が開始されるということでしたけれども、これはたまたま土曜日でございました。実際に飛行が開始されたのは翌日の日曜日でございましたけれども、こうした休日の対応について、また飛行確認の初日でございますので、声のほうも一定程度多いのではないかと、そういうものをしっかりと対応できるようにというような体制についても確認をし合ったというようなところでございます。

また、実際の飛行確認において届けられました区民の声が約70件ほどでございますけれども、その中では、やはり騒音ですか落下物に対する不安の声が比率的には多いというところで、これが否定的な意見というよりも、国に対してしっかりと対策を求めるというような意味もその中にはあったというところでございますので、これも国に対してしっかりと伝えていくというところでございます。

また、区も区民の方からいただいたご意見は、実際に区民の声として文書をもって内容を回答したりですか、あるいは、国に届けてほしいという、そういうご意見をいただいたときには、国に対して届けるといったような、それぞれご意見をいただいた方の要望に応じて対応しているというところでござ

ざいます。

○田中委員 どのような形でも、とにかく国に要請をした場合には、きちんと書面に残しておくべきだと思います。見解を伺います。そして、区として公式に公表してください。求めます。

2016年に品川・生活者ネットワークの一般質問に対して区長は、「区長として区民の立場に立つて物を考えておりますので、区民の立場からの態度をとるということ」「ただし、それは現実に起きた事柄に即して物を考えていくこと」と発言しています。ということは、今後、現実に飛行が実施してからの区民から寄せられる声、請願・陳情があった場合には、それを受け、区民の立場を受けとめ、態度として示していくことだと思いますが、それで間違いないのか確認をさせてください。

また、同じときの質問で区長は落下物事故についても答えており、「事故が起きないように徹底した対応を国に求め」ていく、「万が一発生した場合は国が責任を持って調査を行い、航空事業者とともに対応していくことを確認している」、区として「透明性のある原因の究明と、確実な再発の防止、丁寧な地域への対応を求めて」いくとしています。区は、もし落下物があったときには、被害が出ていなくても、国へ調査状況の確認を求めるのでしょうか。伺います。落下物があった場合には、被害が出なくとも、航空会社には事業者としての責任を求めるべきと考えます。落下物事故についての責任を問うと、国交省は、被害に対する補償の話を持ち出します。人、物への被害が発生してからの補償の話は当たり前の話です。そうではなく、落下物、物が落ちたという事実があったことで、航空会社の事業上の責任を国や区として求めるべきだと、この間、一貫して品川・生活者ネットワークは主張しています。少なくとも調査を行っている間は事業を止めると強い姿勢で航空会社に求め、国へもそのように求めていくべきと考えますが、見解を伺います。

○中村都市環境部長 まず、国への意見の伝え方といたしまして、これはしっかりと記録に残るように伝えてまいります。

また、国へ伝えた意見でございますけれども、国では、ニュースレターという形で書面としてどのような意見があったのかといったことを随時公表しているところでございます。

区に届けられる意見も、やはり騒音、落下物などをメインといたしまして、さまざまなお問い合わせがあります。かなり同内容のご意見をいただく機会もだんだん増えておりますので、こういったものについて、しっかりと国が受けとめて、またそれをその証としてニュースレター等の書面で地域に公開をしているのかどうか、こういったところの確認をしっかりと行って、漏れがないかどうか確認をしているというところでございます。

それから、区民の立場に立って区として行動するというところにおきましては、本格運行実施の後に、さまざま、先ほど、請願・陳情というところがございましたけれども、地域の方々のご意見や相談に対して、区としてもしっかりと受けとめて、そして国へ伝えるべきときは伝えて、またそれを区として国に対して主張したり、要求をしたり、改善を求めたりするというようなことについては、必要に応じ、状況に応じ、行っていきたいというふうに考えております。

そして、落下物に対する対応でございますけれども、落下物の対応については、まずは原則は発生原因となった航空会社が責任をもって補償するというのが基本的な考え方となると思います。ただ、飛行機は移動するものでございますので、原因を1社に特定できないというときもあるというふうに国から聞いております。特定できないときには、その時間帯を飛行していた航空会社が連帶して補償する仕組みというところで、これはこういった補償の仕組みに航空会社の皆が入るというような制度になっているというところでございます。

また、調査中は、実際に航空機が由来かどうかというところがはっきりするまでは、やはり運行を止めるというところは難しいと思いますし、また、原因が航空会社であったというような場合には、それに応じたペナルティが課されるというふうに、これは区ではなく国から課されるものだというふうに認識をしております。

それから、先ほど、救済のところで申し忘れましたけれども、航空会社が連帯して補償すると言っても、やはり責任の所在を調査する間に時間がかかるというような場合には、速やかな救済のために、物的損害に対して修繕費用を建て替える制度が2019年3月30日から創設されているというところでございます。

○田中委員 要請についてです。どのような要請を行ったのかというのをきちんと区として残してほしいというのと、人、物への被害が発生してからの補償の話は当たり前ということは、先ほども申し述べました。一般的には、事故があったときには、事業を止めて調査検証がされます。落下物があったときに、区は航空会社へ調査検証を求め、国に対しても同じく航空会社に求めてもらい、国へも少なくとも検証結果が示されるまでは新ルートの運用を停止させるよう、区として求めるべきと考えますが、改めて伺います。

羽田新飛行ルート計画では、落下物はゼロにはできないと国も認めている中で実行されようとしています。羽田新ルートの議論が既に活発になっている2018年度に、品川区地域防災計画が改訂されました。しかし、その中にある大規模事故対策、航空機事故対策について記述されている対策があまりにも具体的ではありません。区としての航空機事故の想定をどのように持ち、対策を始めているのか伺います。

○中村都市環境部長 国への意見につきましては、これはしっかりと伝えてまいります。また、方法については、さまざま状況に応じて伝えてまいります。

それから、落下物等の調査中について運行をやめるべきというところでございますけれども、ちょうど昨年、東品川で落下物、屋根を突き抜けた鉄の固まりが落ちたということがございました。周辺に高い建物がないことから、航空機由来ではないかということで、早速、空港事務所に連絡をいたしまして、厳密な対応をお願いしますというようなところを依頼したことがございました。ただ、これは実際に空港事務所のほうで、即、現地のほうに来ていただきまして、そして調査をしたわけなんですけれども、実際には隣接地にある鉄を扱うスクラップの工場から飛散して落ちたというようなことがございました。そういう中で、やはり調査がしっかりと行われて確実に結果がわかるというところが一番大事なのかというふうに感じております。

○田中委員 済みません、今のご説明をもう1回お願ひいたします。区内のことだったのか、区外のことだったのか、事故についてお知らせください。

そして、書面に関してです。国との協議内容を区としての根拠として持っておくべきということで、絶対に必要だと思います。そして、区民も一番気にしていることなので、公表すべきとして求めます。現在の状況を伺います。

品川区地域防災計画についても、今、防災課との協議が進んでいるのか、防災課に限らず、府内での協議、改定が必要だと思いますが、伺います。

○中村都市環境部長 国に対する意見といつしましては、これは記録に残すというところで行っていきたいというふうに考えております。

○鈴木（真）委員長 先ほどのご答弁の、区内でというお話のほうも……。

○中村都市環境部長 先ほど私が事例を出しました東品川ということで区内でございます。ただ、これは隣接の建物からの飛来物だったというところでございます。

○曾田災害対策担当部長 品川区地域防災計画におきまして、大規模事故対策というところで、大規模火災や危険物事故のほかに、航空機とか、電車とか、車両による大規模事故を対象としまして、対策の基本的考え方や応急復旧対策について記述しているところであります。羽田新飛行ルートに移行しても、航空機事故災害の様相、これはこれまでと変わらないと考えることから、新たにこれを記述することは必要ないと考えております。

○田中委員 月末には新ルートが実施されてしまいます。リスクが高まり改定が必要と考えます。いかがでしょうか。

○曾田災害対策担当部長 今、既に大規模事故ということで、航空機事故にかかわらず想定はしております。ただ、細かいところについては計画できないことが多くあります。その状況に即して対応するというのが基本的な考え方でありますので、今あるもので対応できると考えております。

○田中委員 協議・検討してください。要望します。

○鈴木（真）委員長 以上で、田中さやか委員の質疑を終わります。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

以上で、令和2年度品川区各会計予算についての質疑は、全て終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後5時04分休憩

○午後5時10分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、意見表明を行います。令和2年度各会計予算5議案につきまして、各会派の意見表明をお願いいたします。

順次、ご指名申し上げます。

品川区議会自民党、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 品川区議会自民党は、令和2年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各予算に賛成します。

オリンピック・パラリンピックイヤーの令和2年度は、新長期基本計画スタートの年となります。新たな人口動向によると、品川区内の人口は今後も増加を続けると予想されています。その中で、区は、過去最大規模となる予算を編成しました。

歳入では、特別区民税が伸びる一方、法人住民税の国税化、他自治体へのふるさと納税による流出などの影響が増大しています。都市計画交付金の適切な配分や地方消費税の配分割合の見直しなど、引き続き対策が求められます。

歳出では、オリンピック・パラリンピックの開催に向けた万全の準備を進めるとともに、レガシー創出に向けた対応等の予算が組まれています。また、新長期基本計画の4つの視点と3つの分野を見据えた新庁舎建設に向けた機能検討、児童相談所の開設に向けての準備、子ども家庭支援センターの組織化、保育需要への対応など、未来への道筋を描く施策が予算化されています。ほかにも防災対策の充実、水辺の利活用、区民の健康増進、高齢者・障害者福祉の充実、学校改築、コミュニティバスの導入などの予算が反映されています。これは私たち会派が地域の皆様や各種団体からお寄せいただいた声をもとに、

要望を提案した施策であり、着実に具体化されることを望みます。

そして、本日の総括質疑や款別審査において、我が会派の委員からの要望、提案も事業実施されることを要望いたします。

最後に、私たちは、適切な新型コロナウイルス感染症対策をとり、感染拡大を防ぐことで区民の生命を守り、安全安心なまちづくりを目指さなくてはなりません。しかし、非常事態の中、中小企業、商店、飲食店など、深刻な影響が出ています。融資や助成金のほか、プレミアム付商品券の拡大、屋形船支援、イベント支援、高齢者応援券など、区内事業者や区民全員を救うのだという覚悟をもって、堂々と活力を取り戻すため、基金を活用して迅速かつ的確に実施することを強く求めます。

以上で、品川区議会自民党の意見表明といたします。

○鈴木（真）委員長 次に、自民・無所属・子ども未来、大沢真一委員。

○大沢委員 自民・無所属・子ども未来は、令和2年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各歳入歳出予算の全てについて賛成いたします。

当予算は、10年後の区の将来像を具現化する新長期基本計画をスタートするための予算であります。たゆまぬ行政改革のもとに培われた基金等の財政力を活用し、一般会計予算を前年度比プラス0.3%となる1,883億2,500万円とし、区が直面する課題を積極的に解決すべく編成されました。

一方、昨年10月の消費税増税による景気悪化や新型コロナウイルス感染症による肺炎流行とWHOによる世界的大流行（パンデミック）の表明、東京2020大会開催への懸念など、区政を取り巻く社会的、経済的環境は一層混沌の度合いを強め、課題を解決する上で大きな障害になっていると考えます。

品川区においては、このような社会状況の大きな変化や予測不可能な事柄を的確に捉え、区政運営に努められることを期待します。

予算審査で各委員が行った提案、提言が十分に事業執行に反映され、さらなる区民福祉の向上が図られることを望み、意見表明といたします。

○鈴木（真）委員長 次に、品川区議会公明党、若林ひろき委員。

○若林委員 品川区議会公明党の意見表明を行います。

我が会派は、令和2年度品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計および災害復旧特別会計の各予算案について賛成いたします。

一般会計歳入では、法人住民税一部国税化や、地方消費税精算基準の見直し、ふるさと納税の増加により105億円、事業完了による国庫補助金等の減収が見込まれた一方、納税義務者増で特別区民税約34億円、校地取得や改築費用に教育債16億円と、義務教育施設整備基金から約199億円が繰り入れられるなど、収入が確保されました。

歳出では、東京2020大会関連経費のほか、高齢者、障害児者、子ども福祉に充てられる民生費は前年度比約2.6%、健康保健環境事業の衛生費約11.9%、教育費は約13.1%などの伸びとなり、予算額は1,883億円余、前年度比0.3%増で、福祉、健康、環境、教育などの充実が図られた予算と認識します。

また、各特別会計予算もおおむね適切に編成されたものと判断します。

個別施策では、がん対策、予防接種、受動喫煙防止、無電柱化、防災アプリなどの新規事業が立ち上がり、子どもの交通安全、障害者福祉手当やグループホーム、災害時避難、認知症やフレイル予防、学校および避難所の環境、特別支援教育、舟運や橋梁ライトアップなど、公明党が提案した施策の拡充が

盛り込まれるなど、区民サービス向上へのさまざまな事業展開を評価いたします。

来年度予算の執行に当たっては、指摘などをした諸課題への対応および着実な具体化を求めます。空き家の活用、高齢者等が入居を拒まれない居住施策、医療的ケア体制や障害児者総合支援施設の事業拡充、手話言語条例制定、多胎児家庭支援、使えるマイバッグの製作、SDGsおよびプログラミング教育の充実、トイレの洋式化・安全化促進、受動喫煙防止拡充等であります。

また、長期基本計画とSDGsの達成に向けた10年が始まるに当たり、全庁横断的に区民とともに取り組むことを重ねて主張、要望いたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症について、区民生活および経済活動に多大な影響が及んでおり、今後も予断を許さない状況です。拡大防止と同時に、区民・経済活動への支援と回復に向け、公明党としてもさきに行った緊急要望後の状況変化にあわせ、本委員会の質疑に臨み、新たな課題への対応を含め提案などをいたしました。1つ、マスク、消毒液の備蓄と、適宜、的確に福祉医療等施設機関へ配布を行うこと。2つ、検査、治療までを含めた相談体制等の整備、拡充を行うこと。3つ、小中学生の学習支援の充実に努めること。4つ、各種の生活資金支援策に該当しない方への家計支援を行うこと。5つ、経営が逼迫する中小等企業、商店へのプレミアム付商品券を含めた経営支援および相談体制の拡充を行うこと。以上を改めて緊急要望とし、早急かつ的確な施策展開と補正予算の策定を求めます。

なお、適切な時期において一連の区対応についての総括を行い、将来への教訓や指針を得、必要な整備を行うことも提言いたします。

以上、品川区議会公明党の意見、要望を今後の区政運営に反映されるよう求め、意見表明を終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、日本共産党品川区議団、中塚亮委員。

○中塚委員 日本共産党品川区議団を代表し、意見表明を行います。

安倍政権のもと、区民の暮らしと営業が脅かされています。消費税10%増税後、地域経済は疲弊し、GDPは年7.1%の大幅減に、その上に新型コロナウイルス感染症による景気悪化が区民生活を苦しめています。全世代型社会保障検討会議では、今でも貧しい社会保障をさらに改悪、消費税が福祉のためとは全くのうそで、暮らしと経済を壊し、格差をさらに拡大させるものでしかありません。さらに、地球規模の気候変動が深刻化し、人類が生存し続けるには、二酸化炭素などの温室効果ガスを2050年実質ゼロへの早期対策が急務にあるにもかかわらず、安倍政権にその姿勢は全くありません。格差の拡大、気候変動という課題に対し、日本社会がどのような回答を示すのかは、資本主義が21世紀に生き残る資格を問う問題です。こうした中、地方自治体は、この悪政から地方自治を発揮させ、区民生活を守ることが求められています。しかし、品川区は、国の悪政を正す姿勢がないばかりか、追随、先取りです。新年度から始まる長期基本計画では、高齢者と障害者の福祉を環境づくりに変えました。これは区民の基本的人権を保障する福祉事業の提供を、自己責任または住民同士の助け合いへと変質せるものであり、福祉の大後退を象徴するものです。また、羽田新飛行ルート計画には一言も触れず、計画容認を続けています。こうした長期基本計画は日本国憲法の理念と地方自治の本旨である住民福祉の向上を位置づけ、抜本的な見直しが必要です。

よって、一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に反対します。

なお、災害復旧特別会計は、災害時の急を要する予算に限定されていることから賛成します。

以下、具体的な理由と要望を述べます。

特別養護老人ホームの整備ですが、約500名の方が入所を希望しているにもかかわらず、申請者全員の入所をかなえるための増設計画がありません。特別養護老人ホームと老人保健施設の合計整備率は、東京23区で品川区は23位といまだ最低。早期の増設計画の策定を求めます。

また、品川区民でありながら施設が足りず区外の障害者施設を利用せざるを得ない方が、グループホームで125人、施設入所で159人と、合計で300人弱の方がつらい思いをしています。こうした中、グループホーム開設に区独自策を設けたことは評価いたしますが、区みずからが土地を購入し、事業者に無償提供するなど、開設支援のさらなる強化を求めます。

認可保育園入所では、4月の入園を希望しながら、二次募集発表時であっても1,217人が不承諾通知を受けとるなど深刻な状況が明らかになりました。区は、待機児童は実質ゼロと言いますが、これは実態を見ず、保護者の気持ちをあまりに乱暴に踏みつけるものです。さらに品川区は、区立ひろまち保育園の閉園に続き、今後、合計で3つの区立認可園を閉鎖しようとしています。待機児解消と言いかながら、開設は民間に任せ、みずからは閉園とは許せません。区立認可園は、閉園ではなく増設で、園庭と保育の質の確保とを合わせた対策を求めます。

高過ぎる国民健康保険料をさらに値上げし、新たに延滞金を徴収するとは大問題です。滞納者に対し罰則を設け、脅して取り立てるとは、地方自治体が行うことではありません。支払い可能な国民健康保険料への引き下げ、延滞金徴収の中止を求めます。また、子育て支援の充実で子どもの保険料は無料とすることを求めます。

後期高齢者医療保険料は、特例軽減を廃止し、保険料が最大で10倍にもはね上がっています。その上に年金は毎年削られ、消費税も上がり、苦しい生活を強いられる高齢者に、今年は新たに保険料値上げを押しつけるなど、許せません。保険料は引き下げこそ必要です。品川区には平成30年度決算で1,034億円もの積立基金があります。過去最高の当初予算額と合わせ、こうした積立基金はさらなる積み立てではなく、計画的な取り崩しを行い、区民生活を支援するための財源にこそ充てるべきです。

このように住民福祉に冷たい一方で、道路と再開発によるまちづくりには巨額な税金が使われています。特定整備路線補助第29号線、第28号線、放射第2号線など、防災の役に立たないことが繰り返し指摘されているにもかかわらず、強引に進め、住民を追い出し、まちを壊しています。新たな巨大道路づくりはきっぱりやめ、防災対策と言うなら、戸建て住宅の耐震化や公園整備など、予防対策こそ徹底すべきです。また、タワーマンションについても、災害時の対応や修繕、建て替えの問題が新たに指摘される中、これ以上の超高層ビルを進める再開発事業もきっぱりやめ、住民合意と環境影響を何よりも重視したまちづくりへの転換を求めます。

品川区の徹底した情報隠し、隠蔽はあまりにひど過ぎます。庁舎建て替え計画では、99%黒塗り非公開で、JRと秘密裏に検討、こうして示されたD案は白紙撤回し、広町開発と切り離し、情報公開と住民参加を位置づけた住民自治の姿にふさわしい検討を求めます。

また、指定管理者の選考にかかる基礎的な資料公開は皆無、教育委員会定例会の資料を傍聴者に配ることもなければ、マイクの使用もなし、こうした姿勢の抜本的な改善を求めます。

羽田新飛行ルート計画の実機飛行が2月に行われ、あまりにも大きな機体が想像以上に低く飛び、轟音とともに、その圧迫感に住民からは、なんとしても計画を止めてほしいとの声が多く寄せられています。ところが、濱野区長は、本格運用が3月29日といよいよ目の前に迫っているにもかかわらず、なぜ計画中止を求めるのかと再三にわたる質問に対し、区長は最後まで答弁にすら立つことはありませ

んでした。新型コロナウイルス感染症の影響で羽田空港も国際線が大幅に欠航となる中、少なくとも29日からの実施は全く必要ありません。想定以上の騒音、危険な進入角度、増え続ける航空機からの部品の脱落と、区民生活が強く脅かされる中、羽田新飛行ルート計画の本格運用に対し、国に中止を求めるべきだとした区長の姿勢は許されません。

なお、新型コロナウイルス感染症対策ですが、感染拡大を防ぐための検査体制の強化、病棟の確保、そのための財政措置とあわせ、子どもたちの学びと居場所、高齢者の健康づくりへの支援が急がれます。同時に、消費の低迷が加速される中、所得保障を含めた緊急の経済と暮らし支援策が急務です。そのための十分な補正予算を求めます。

そのほか款別審査で指摘した無人ホテルを規制するため常駐者を義務づけた条例の改正、歯科および眼科健診のさらなる年齢拡大、移動の権利を保障した便利なコミュニティバス路線、学校教育では、子どもの権利条約を生かした教育改革の見直し、教員の長時間労働を常態化する変形労働時間制導入の中止、豊かな性教育の実践などを重ねて求め、意見表明といたします。

○鈴木（真）委員長 次に、品川改革連合、須貝行宏委員。

○須貝委員 令和2年度予算に対する品川改革連合の意見表明をします。

品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療、介護保険、災害復旧の3つの特別会計の各予算に賛成します。

区は、今年度も特別区民税と財調が増え続け、磐石な財政基盤をつくり上げています。

さて、米中貿易戦争により、国民生活や企業経営に厳しさが広がり、消費者が落ちていたところに、消費増税、気候温暖化の影響で景気は一段と悪化していましたが、さらに加えて新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延は、国民の命と健康、そして家計や企業経営に甚大な損失を与えていました。この感染拡大は全ての国民に恐怖と不自由な暮らしをもたらし、中小零細企業は売り上げの急落で運転資金が不足して、休業、廃業や倒産が増大しています。そして、企業のリストラにより、労働者は労働時間が減ったり、雇用を喪失したりして、所得は激減し、国民の暮らしは悪化の一途をたどっています。今は戦後最悪な危機、非常事態です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を回避し、区民と職員等の命と健康を守る対策を最優先し、これが終息するまでの間、今こそ蓄積してきた基金を使って、区民が安心して暮らせるように生活支援をするとともに、中小零細企業が存続し、また、再起できるように、そして雇用や働く場が残るように、資金繰り支援や経済対策を実施していただきたい。

以上、品川改革連合の意見表明を終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、品川・生活者ネットワーク、吉田ゆみこ委員。

○吉田委員 品川・生活者ネットワークを代表して意見表明をいたします。

2020年度の品川区一般会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各会計予算には、原案どおり可決することに賛成いたします。

国民健康保険事業会計には反対をいたします。

以下、何点か意見を申し述べます。

国民健康保険事業会計については、これまでの国民健康保険制度が抱える矛盾点をそのまま認めることが前提とした2018年度改定の品川区国民健康保険条例と、それに基づいて今議会に上程された第27号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を前提としています。保険料のさらなる上昇は、皆保険の仕組みから否応なく漏れざるを得ない人々の増加につながります。皆保険制度の必要性と、その維持をうたいながら、無保険者を生み出していると強く懸念されます。したがって、当事業

会計には反対をします。

新型コロナウイルス感染症対策についてです。区内に広がるさまざまな影響に対して、区としての具体的な舵とりが求められます。危機的な状況の影響を真っ先に受けるのは、いろいろな意味で弱い立場にある人たちです。質疑の中では、主に中小事業者や非正規雇用の方たちへの支援や子どもたちへの対応について取り上げましたが、今後、思いがけない形での影響もあらわれる可能性があります。区は、アンテナを高く張り、自治体ならではのきめ細やかな視点で対応することを求めます。

同時に、今回の経験を今後起こるかもしれないさまざまな危機への対応に生かせるような検証と記録を求める。

高齢者・障害児者福祉、そして子ども・若者施策にかかる問題として、ケア者支援の施策が進むことを強く求めます。品川・生活者ネットワークとしては、まずはケア者の実態把握から取り組むべきと主張しており、次期の介護保険事業計画や障害福祉計画・障害児福祉計画のための調査項目に、その視点が少し取り入れられたことは評価できます。高齢者、障害者への福祉政策にケア者支援の施策を盛り込むためにも、まずは実態の把握を早急に進めてください。

次に、まちづくりについてです。コミュニティバスの導入、区庁舎の建て替えなど、区民にとって関心の高い施策が進められています。品川・生活者ネットワークは、区民参加のまちづくりを一貫して主張しています。そのためには、計画が固まる前の早い段階の情報公開と、区民が議論に参加できる場が保障される必要があります。コミュニティバス、区庁舎の建て替えに限らず、区民参加のまちづくり政策を求める。

区立保育園、小中学校の給食の放射性物質検査については、継続されることを求める。東京電力福島第一原子力発電所で溜まり続ける汚染水の処理については、もっと国民的な議論が必要と考えていますが、海洋放出が現実的な選択として浮上していることは事実です。もし放出が実行されれば、その影響がどこにどう出るかは誰にもわかりません。9年が経っても事故は終息していません。正しく測って公表し、産地ではなく数値で選ぶことを徹底することが風評被害を防ぎ、農業や漁業者など生産者を応援することにつながります。今後も給食の放射性物質検査の継続を強く求める。

品川・生活者ネットワークは、放射性物質に限らず、さまざまな化学物質に問題意識を持ち、化学物質削減の主張を続けています。しかし、残念ながら日本では化学物質問題全般について関心が薄いのが現状です。現在、少しずつ認識されるようになった香りの害もまさに化学物質の問題です。品川区の環境基本計画には、化学物質による汚染の防止の視点が示されています。たとえ有用な化学物質であっても、使い方によっては悪影響があることを前提に、さまざまな影響について予防原則をもって対応することを要望します。

最後に、羽田新ルート問題です。品川・生活者ネットワークは、計画発表当初より、この計画に反対を主張してきましたが、計画は実行されようとしています。この問題は確かに国の政策ですが、一方で、区民の暮らしにかかる自治体政策につながります。区は自治体の役割として、区民の立場を公の形で主張すべきです。品川・生活者ネットワークは、今からでも計画の中止を国に対して求めるべきと主張します。

そのほか各款別審査で品川・生活者ネットワークが指摘、提案させていただいた意見を予算執行に生かしていただくことを要望し、意見表明といたします。

○鈴木（真）委員長 以上で、各会派の意見表明を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、第9号議案、令和2年度品川区災害復旧特別会計予算について採決いたします。

本件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木（真）委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第9号議案、令和2年度品川区災害復旧特別会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案、令和2年度品川区一般会計予算、第7号議案、令和2年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第8号議案、令和2年度品川区介護保険特別会計予算の3件を一括して起立により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木（真）委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第5号議案、令和2年度品川区一般会計予算、第7号議案、令和2年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第8号議案、令和2年度品川区介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第6号議案、令和2年度品川区国民健康保険事業会計予算について、起立により採決いたします。

本件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木（真）委員長 起立多数であります。ご着席願います。

よって、第6号議案、令和2年度品川区国民健康保険事業会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木（真）委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○濱野区長 令和2年度の各会計予算につきましては、3月4日から7日間にわたり、委員長をはじめ委員の皆様方により、熱心なご審議を賜り、ただいま原案のとおりご決定をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

令和2年度予算は、東京2020大会を区民と一緒に盛り上げ、未来につなぐこと、そして10年後の将来像を具現化する新長期基本計画のスタートダッシュをするための予算ということで、新たな課題に果敢にチャレンジするものといたしました。予算執行に当たりましては、いただきましたご意見を踏まえながら、効果的な事業執行となるよう努めてまいります。

区は、不断の行財政改革を進め、健全財政を維持してまいりました。これにより新規事業の立ち上げをはじめ、将来見込まれる施設整備や改修なども計画的に行うことができております。今後も先を見通した持続可能な区政運営を基本としてまいります。

一方で、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、本委員会におきまして、さまざまご意見を賜りました。区では、区立学校の臨時休校をはじめとして、多くの施設を閉鎖または縮小し、イベントや会議については中止または延期をするなど、感染拡大の防止に努めているところであります。

引き続き、国、都の動向に照らしながら、区民の安全安心の確保に向けて、全力で感染症対策に取り組んでまいります。

今後とも区議会の皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○鈴木（真）委員長　　区長の挨拶が終わりました。

予算特別委員会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年の予算特別委員会においては、去る3月3日から本日に至るまで審査がとり行われました。今回の予算特別委員会は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、例年にはない対応の委員会となりましたが、副委員長および理事の皆様、また委員各位のご理解・ご協力により、効率的な委員会運営をすることができ、当初の日程どおり審査を終了するに至りました。ここに改めまして皆様のご協力に対し、心より御礼を申し上げます。

また、濱野区長をはじめ理事者の方々におかれましても、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただきながら、本委員会にもご対応いただきました。皆様のご協力に対しても厚く御礼申し上げます。

区長をはじめ理事者の方々におかれましては、委員会における意見ならびに要望等を十分に配慮され、今後の区政発展に努められますよう、改めましてお願い申し上げます。

簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

○午後5時45分閉会

委員長　鈴木真澄